

本制度は「学校生協組合員(再任用者含む)」のみが加入できる制度です。  
なお、退職後も学校生協の退職組合員(虹友会)であれば継続可能です。  
(継続可能年齢はP1～P2、退職後の取扱はP77～P80をご確認願います。)

2026年度  
総合ガイドブック

# 教職員グループ保険制度「スマイル」

## リニューアル リビングガードに弁護士費用補償特約が追加されます

この特約は賠償責任保険金がセットされているコースに自動セットされます。そのため、掛金も変更となりますので、ご確認をお願いします。自動セットに同意されない場合は手続きが必要です。

### 弁護士費用等・法律相談費用

※請求金額・弁護士費用等は一例です。

相手への請求金額が全額認定された場合の弁護士費用等を当社にて仮に算出しております。

#### ケース1

インターネットで誹謗中傷をされたので、書き込みを削除してもらいたい場合

委任内容：書き込み者の特定と慰謝料請求(請求金額100万円)

内訳 発信者情報開示請求・慰謝料請求

支払内容：弁護士費用等 74.5万円

#### 内訳

- ・プロバイダへの情報開示請求  
弁護士費用 38.5万円  
(着手金 16.5万円+報酬金 22万円)
- ・加害者への慰謝料請求  
弁護士費用 33万円(着手金 11万円+報酬金 22万円)
- ・訴訟費用や交通費など実費費用 3万円



#### ケース2

歩行中、自転車に衝突され足を骨折し、1ヵ月入院。  
事故後、治ゆまでに6ヵ月要し、  
後遺障害12級相当(神経症状)になった場合

委任内容：加害者への損害賠償請求(請求金額1,336万円)

内訳 ・治療費 150万円 ・休業損害 40万円 ・慰謝料 430万円  
・逸失利益 716万円(40歳、年収600万円)

支払内容：加害者への損害賠償請求に  
要した弁護士費用等 253万円

内訳 ・着手金 84万円  
・報酬金 167万円  
・委任前の相談費用 2万円



※本ケースの場合、警察等の公的機関、学校もしくは企業等の相談窓口等への届出を行ない、その事実を客観的に証明できるものに限ります。

すべての組合員を

まもるための相互扶助制度。それが、

学校セイキョウの

「グループ保険制度」です!

※「グループ保険」、「就業不能サポート」、「フルケア入院プラン医療保障保険(生命保険)」は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。なお、配当金は引受保険会社のお支払時期の前年度決算によって決定されます。

うれしい配当金\*



- 【契約概要】・【注意喚起情報】はP9～15に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。
- グループ保険についてはP17・18をご覧ください。

申込締切日 | 2026年3月13日(金)

責任開始期 | 商品ごとに異なります。  
(加入日) | 「はじめに」のページをご覧ください。

【契約者】 島根県学校生活協同組合

# 制度全体イメージ図

私たちをとりまくリスク

**万一の場合**

(死亡・高度障害に備えて)

**就業不能**

**に備えて**

**病気・ケガ**

**に備えて**

**長期療養・休職**

**に備えて**

**退職後の**

**万一に備えて**

必要となる資金

生活維持

(生活復興)

資金

**生活維持資金**

**入院・手術・  
先進医療費**

**入院医療費**

通院・入院・手術費・  
身のまわりの  
リスクに備えて

**通院・入院・  
手術費**

**特定疾病等<sup>(注1)</sup>  
高額治療費**

**生活維持資金**

**生活復興資金**

制 度 名

**グループ保険**

**就業不能サポート**

**医療費支援プラン**

フルケア入院プラン

**医療保障保険**

(生命保険)

フルケア入院プラン

**オプションWIDE**

(損害保険)

**リビングガード**

**傷害給付**

**三大生活習慣病  
サポート制度**

**長期療養収入  
補償制度**

**ロングサポート  
保障制度**

退職後のお取り扱いについては  
77～80ページをご覧ください

・記載の保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

退職後のお取り扱い  
(再任用の方は現職と同様の取扱いになります。)

	退職	69歳	70歳	79歳	80歳
<b>継続最高(可能)年齢80歳(満了時保険年齢81歳)<sup>※1</sup></b>					
(退職後は継続できません。)					
<b>継続最高(可能)年齢70歳(満了時保険年齢71歳)<sup>※1</sup></b>					
※単独で継続加入可能					
<b>継続最高(可能)年齢69歳(満了時保険年齢70歳)<sup>※1</sup></b>					
※単独で継続加入可能					
<b>継続最高(可能)年齢69歳(満了時保険年齢70歳)<sup>※1</sup></b>					
※医療保障保険(生命保険)への加入が要件となります。					
<b>継続最高(可能)年齢70歳(満了時保険年齢71歳)<sup>※1</sup></b>					
※単独で継続加入可能					
<b>継続最高(可能)年齢70歳(満了時保険年齢71歳)<sup>※1</sup></b>					
※単独で継続加入可能					
<b>継続最高(可能)年齢79歳(満了時保険年齢80歳)<sup>※1</sup></b>					
※単独で継続加入可能					
(退職後は継続できません。)					
<b>継続最高(可能)年齢69歳(満了時保険年齢70歳)<sup>※2</sup></b>					
※単独で継続加入可能					

(注1) 特定疾病…悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

※1 グループ保険、医療費支援プラン、フルケア入院プラン、リビングガード、傷害給付、三大生活習慣病サポート制度の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。

※2 ロングサポート保障制度の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

本制度の商品の概要と特長をご案内します。商品の保障内容

については、各商品のページをご確認ください。



万一の備え

## グループ保険

年金払特約付半年払保険料併用特約付災害保障特約付子ども特約付子ども災害保障特約付新・団体定期保険【生命保険】  
責任開始期(加入日)：2026年8月1日(土)

- 死亡、所定の高度障害を保障します。
- 不慮の事故による死亡・高度障害のときは、上乘せして保障します。
- 配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)



就業不能への備え

## 就業不能サポート

特定精神障害給付特約付団体総合就業不能保障保険【生命保険】  
責任開始期(加入日)：2026年8月1日(土)

- 病気やケガで働けない場合(就業不能状態)を保障します。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保障します。



病気・ケガへの備え

## 医療費支援プラン

家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】  
責任開始期(加入日)：2026年8月1日(土)

- 病気・ケガで1日以上入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払します。



病気・ケガへの備え

## フルケア入院プラン

医療保障保険(生命保険)  
短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】  
責任開始期(加入日)：2026年8月1日(土)

- <医療保障保険(生命保険)>
- 病気やケガによる入院を保障します。
  - 配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)



三大疾病・介護等への備え

オプションWIDE(損害保険)  
医療保険【損害保険】  
責任開始期(加入日)：2026年8月1日(土)

- <オプションWIDE(損害保険)>
- 病気やケガにより所定の手術を受けた場合、保障します。
  - 三大疾病・所定の生活習慣病・女性疾病の場合、上乘せして保障します。
  - 所定の要介護状態になった場合、一時金を給付します。

親介護特約はP8をご確認ください。

### ご加入いただける方

本人	配偶者	子ども
学校生協組員(再任用者含む)で、14歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は80歳6カ月までの方)	満18歳以上65歳6カ月までの方(継続は80歳6カ月までの方)	2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方 <sup>注★</sup>

[年齢は2026年8月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

学校生協組員(再任用者含む)で、14歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)	(ご加入いただけません)	(ご加入いただけません)
--	--------------	--------------

[年齢は2026年8月1日現在の満年齢です。]

学校生協組員(再任用者含む)で、14歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方)	満18歳以上65歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方)	25歳6カ月までの方 <sup>注★</sup>
--	---------------------------------	--------------------------

[年齢は2026年8月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

学校生協組員(再任用者含む)で、14歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)	満18歳以上65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)	22歳6カ月までの方 <sup>注★</sup>
※グループ保険への加入が要件となります。		

[年齢は2026年8月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

医療保障保険(生命保険)に加入している(今回加入する場合も含まれます)学校生協組員(再任用者含む)で、14歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)	満18歳以上65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)(ただし配偶者のみの加入はできません。本人とセットでご加入ください。)	(ご加入いただけません)
---	--	--------------

[年齢は2026年8月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

掲載ページ

P.19

P.43

P.47

P.49

P.50

はじめに

契約概要

注意喚起情報

契約概要・注意喚起情報(グループ保険)

グループ保険

就業不能サポート

医療費支援プラン

フルケア入院プラン

リビングガード

傷害給付

三大生活習慣病サポート制度

長期療養収入補償制度

ロングサポート保障制度

健康づくりサポート

退職後のお取扱いについて

ご注意ください

注☆は7ページをご確認ください。

注★は7ページをご確認ください。



ケガ・日常生活上のリスクへの備え

### 商品の名称

## リビングガード

賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付弁護士費用補償特約付天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険(総合補償型)【損害保険】  
責任開始期(加入日)：2026年8月1日(土)

### 商品の特長

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 日常生活における様々なリスクに対応します。

### ご加入いただける方

本人	配偶者	子ども
グループ保険に加入している(今回加入する場合も含みます)学校生協組員(再任用者含む)で、14歳6か月を超え70歳6か月までの方 <sup>注●</sup>	満18歳以上70歳6か月までの方 <sup>注●</sup>	22歳6か月までの方 <sup>注●</sup> ・ <sup>注●</sup>

[年齢は2026年8月1日現在の満年齢です。]

掲載ページ

P.53

はじめに

契約概要

注意喚起情報

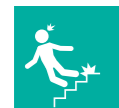
契約概要・注意喚起情報(グループ保険)

グループ保険

就業不能サポート

医療費支援プラン

フルケア入院プラン



ケガへの備え

## 傷害給付

天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険【損害保険】  
責任開始期(加入日)：2026年8月1日(土)

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。

グループ保険に加入している(今回加入する場合も含みます)学校生協組員(再任用者含む)で、14歳6か月を超え70歳6か月までの方 <sup>注●</sup>	満18歳以上70歳6か月までの方 <sup>注●</sup>	22歳6か月までの方 <sup>注●</sup> ・ <sup>注●</sup>
---	--------------------------------	--

[年齢は2026年8月1日現在の満年齢です。]

P.57

リビングガード

傷害給付

P.59

三大生活習慣病サポート制度

長期療養収入補償制度



重い病気への備え

## 三大生活習慣病サポート制度

7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】  
責任開始期(加入日)：2026年9月1日(火)

- 7大疾病および上皮内新生物、死亡・所定の高度障害を保障します。
- ※特約の付加により保障内容が異なります。
- 余命6か月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。(リビング・ニーズ特約)

学校生協組員(再任用者含む)で、14歳6か月を超え71歳6か月までの方(継続は79歳6か月までの方)	満18歳以上71歳6か月までの方(継続は79歳6か月までの方)	(ご加入いただけません)
--	---------------------------------	--------------

[年齢は2026年9月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

ロングサポート保障制度

健康づくりサポート

P.69

退職後のお取扱いについて



長期休職への備え

## 長期療養収入補償制度

精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】  
責任開始期(加入日)：2026年8月1日(土)

- 病気やケガによる長期療養時の所得を補償します。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も補償します。

グループ保険に加入している(今回加入する場合も含みます)学校生協組員(再任用者含む)で、17歳6か月を超え64歳6か月まで(10コース)、34歳6か月を超え64歳6か月まで(20コース)の方	(ご加入いただけません)	(ご加入いただけません)
---	--------------	--------------

[年齢は2026年8月1日現在の満年齢です。]

ご注意ください

P.71



万一の備え

## ロングサポート保障制度

リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当定期保険(Ⅱ型)【生命保険】  
責任開始期(加入日)：2026年9月1日(火)

- 死亡、所定の高度障害を保障します。
- 退職後も保障を継続できます。
- 余命6か月以内と判断されるときに保険金の前払請求が可能です。(リビング・ニーズ特約)

学校生協組員(再任用者含む)で、14歳6か月を超え65歳6か月までの方	満18歳以上65歳6か月までの方	(ご加入いただけません)
-------------------------------------	------------------	--------------

[年齢は2026年9月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

注★●は7ページをご確認ください。



健康増進

## 商品の名称

# 健康づくりサポート

健康づくりサポート

## 商品の特長

- 健康増進に役立つ情報を提供します。
- 楽しいオリジナルメニューをいつでもどこでもご家族でご利用いただけます。

## ご加入いただける方

本人

配偶者

子ども

ご加入いただける方についてはP75をご覧ください。

掲載ページ

P.75

### その他ご加入にあたっての注意事項

- 配偶者・子どもについては、本人の加入が条件です。(配偶者・子どものみの加入はできません。)
- 本人が脱退した場合には、配偶者・子どもも同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同内容にて加入となります。
- フルケア入院プラン<オプションWIDE(損害保険)>のみのご加入はできません。フルケア入院プラン<医療保障保険(生命保険)>と同額にてご加入ください。
- 親介護特約(フルケア入院プラン<オプションWIDE(損害保険)>)について、親のみのご加入はできません。本人の親は本人のフルケア入院プラン<オプションWIDE(損害保険)>とセットで、配偶者の親は配偶者のフルケア入院プラン<オプションWIDE(損害保険)>とセットでご加入ください。

注★：本人が扶養する子で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。

注☆：子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

注●：ただし、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

フルケア入院プラン<オプションWIDE(損害保険)>

### 本人・配偶者の親

## 親介護特約

本人および配偶者の戸籍上の実父母(養父母を除く)で、51歳6カ月を超え80歳6カ月までの方

[年齢は2026年8月1日現在の満年齢です。]

親介護特約の場合、加入資格のある親の申込日(告知日)現在の健康状態を必ずご確認のうえで告知内容をお確かめください。親と同居されていない場合、親ならびに同居されているご家族に直接お電話などでご確認ください。あわせて、「告知の大切さに関するご案内について」(P.99)をご参照ください。



ご注意

ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。

申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。

P.12

告知内容に関して保険金のお支払い、契約のご継続等の判断をいたしかねるときには、お客さまや医療機関等に照会させていただく場合がございますので、告知内容について必ずご確認ください。告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。

はじめに

契約概要

注意喚起情報

契約概要・注意喚起情報(グループ保険)

グループ保険

就業不能サポート

医療費支援プラン

フルケア入院プラン

リビングガード

傷害給付

三大生活習慣病サポート制度

長期療養収入補償制度

ロングサポート保障制度

健康づくりサポート

退職後のお取り扱いについて

ご注意いただきたいこと

## 契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ここでは傷害給付・リビングガード・フルケア入院プラン＜医療保障保険(生命保険)＞・医療費支援プラン・就業不能サポート・フルケア入院プラン＜オプションWIDE(損害保険)＞・三大生活習慣病サポート制度・ロングサポート保障制度・長期療養収入補償制度について記載しております。

グループ保険についてはP17・18をご覧ください。

### 1 商品の仕組み

- この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。
- 加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。
- ロングサポート保障制度については、ご加入者が一定年齢になられるまで継続してご加入いただくことが可能です。
- その他の商品については、保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年ごとに加入内容を更新いただけます。  
また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。

### 2 主な保障の内容(保険金や給付金をお支払いする主な場合)と保険料

#### 主な保障内容

- 保障内容(保険金額・給付金額、付加された特約)は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

就業不能サポート	P.43	医療費支援プラン	P.47	フルケア入院プラン＜医療保障保険(生命保険)＞	P.49
フルケア入院プラン＜オプションWIDE(損害保険)＞	P.50	リビングガード	P.53	傷害給付	P.57
三大生活習慣病サポート制度	P.59	長期療養収入補償制度	P.69	ロングサポート保障制度	P.71

※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

#### 保険料【控除方法】

- 毎月の給与から控除します。(初回は8月分給与より) ※ボーナス時掛金(グループ保険)については、年2回の賞与より控除します。(初回ボーナス時掛金は6月賞与より控除します。)

### 3 配当金

- 配当金の対象となる商品(下記以外の商品は無配当保険ですので、配当金はありません。)

就業不能サポート

フルケア入院プラン＜医療保障保険(生命保険)＞

フルケア入院プラン＜医療保障保険(生命保険)＞・就業不能サポートは、1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

### 4 脱退による返れい金、満期返れい金

- この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。ただし、ロングサポート保障制度については、保険期間中に脱退(解約)された場合、ご加入年齢、加入期間等によっては解約返戻金をお支払いする場合があります。

### 5 引受保険会社

(事務幹事) 明治安田生命保険相互会社 本社：東京都千代田区丸の内2-1-1  
明治安田損害保険株式会社 本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

[フルケア入院プラン＜医療保障保険(生命保険)＞] [医療費支援プラン] [就業不能サポート] [三大生活習慣病サポート制度] [ロングサポート保障制度]

明治安田生命保険相互会社

[傷害給付] [リビングガード] [フルケア入院プラン＜オプションWIDE(損害保険)＞] [長期療養収入補償制度]

明治安田損害保険株式会社

# 注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ここでは傷害給付・リビングガード・フルケア入院プラン＜医療保障保険(生命保険)＞・医療費支援プラン・就業不能サポート・フルケア入院プラン＜オプションWIDE(損害保険)＞・三大生活習慣病サポート制度・ロングサポート保障制度・長期療養収入補償制度について記載しております。

グループ保険についてはP17・18をご覧ください。

## 1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について

- 保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

### 高度障害保険金の事例

約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。高度障害保険金の支払い対象となる約款所定の「高度障害状態」は身体障害者福祉法等に定める1級の障害状態等とは異なります。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

### 入院給付金(保険金)の事例

責任開始期(加入日)前の発病・ケガにより入院した場合

- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、原則として入院給付金(保険金)をお支払いできません。

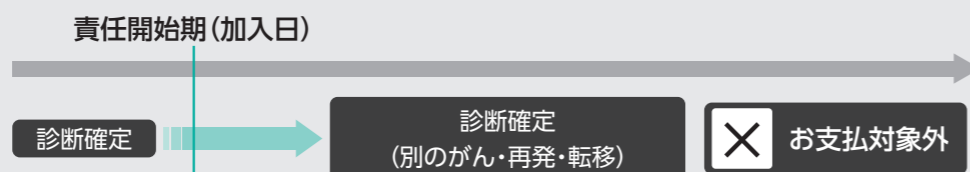


### 特定疾病保険金の事例

生まれて初めての「がん」でないとき

- 責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合は、特定疾病保険金をお支払いできません。お支払いできる「悪性新生物(がん)」の条件には、「責任開始期(加入日)前を含めてはじめて診断確定されたものに限り、」という条件があります。責任開始期(加入日)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始期(加入日)前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

※責任開始期(加入日)前の診断内容が、ご本人に知らされていなかった場合でもお支払いできません。



### 解除・免責

告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
- 責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき など

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。P.82

### 補償の重複について(損害保険)

- 既に同種の保険商品等のご契約がある場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。補償の重複に関する詳細は参照ページをご確認ください。

P.97

## 2 告知内容について

- 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。
- 申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- 正しく告知していただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

### ご加入を希望される商品の告知の有無についてご確認ください。

ご加入いただける方の詳細は「はじめに」P.3をご参照ください。

【フルケア入院プラン＜医療保障保険(生命保険)＞・医療費支援プラン・就業不能サポート・フルケア入院プラン＜オプションWIDE(損害保険)＞・三大生活習慣病サポート制度・ロングサポート保障制度・長期療養収入補償制度】STEP1・2へお進みください。

【傷害給付・リビングガード】

就業状態・健康状態に関する告知は不要です。職業・職務に関する告知がありますので、申込書でご確認ください。

STEP

1

まずは「申込日(告知日)現在」の就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

### 本人

#### 現在の就業状態

- 病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
- ①「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

### 配偶者・子ども・[本人・配偶者の親]

#### 現在の健康状態

- 医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
- ①「治療」には、指示・指導を含みます。
- ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

STEP 2

つぎに、加入する商品ごとに過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

本人・配偶者・子ども

ロングサポート保障制度	三大生活習慣病サポート制度 ●7大疾病保障特約 ●がん・上皮内新生物保障特約	フルケア入院プラン<医療保障保険(生命保険)> 医療費支援プラン 就業不能サポート フルケア入院プラン<オプションWIDE(損害保険)> 長期療養収入補償制度
過去12カ月以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去12カ月以内に、別表①記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。	過去3カ月以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。	
	過去5年以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表①記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。	過去2年以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。
	●三大生活習慣病サポート制度の「がん・上皮内新生物保障特約」は、以下のとおりであることをご確認ください。 <b>現在までの健康状態</b> ●申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。	

本人・配偶者の親

親介護特約

現在までの健康状態	●公的介護保険の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をしたことはありません。
過去5年以内の健康状態	●申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、別表②記載の病気で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことはありません。(注)「治療」には指示・指導を含みます。 ●申込日(告知日)より起算して過去5年以内に高血圧を原因とする入院をしたことはありません。

別表①	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
別表②	心筋こうそく、脳卒中(脳出血、脳こうそく、くも膜下出血)、認知症、アルツハイマー病、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、筋委縮性側索硬化症、知的障害、精神病、統合失調症

<フルケア入院プラン<医療保障保険(生命保険)>・医療費支援プラン・就業不能サポート・三大生活習慣病サポート制度・ロングサポート保障制度の場合>  
●企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。

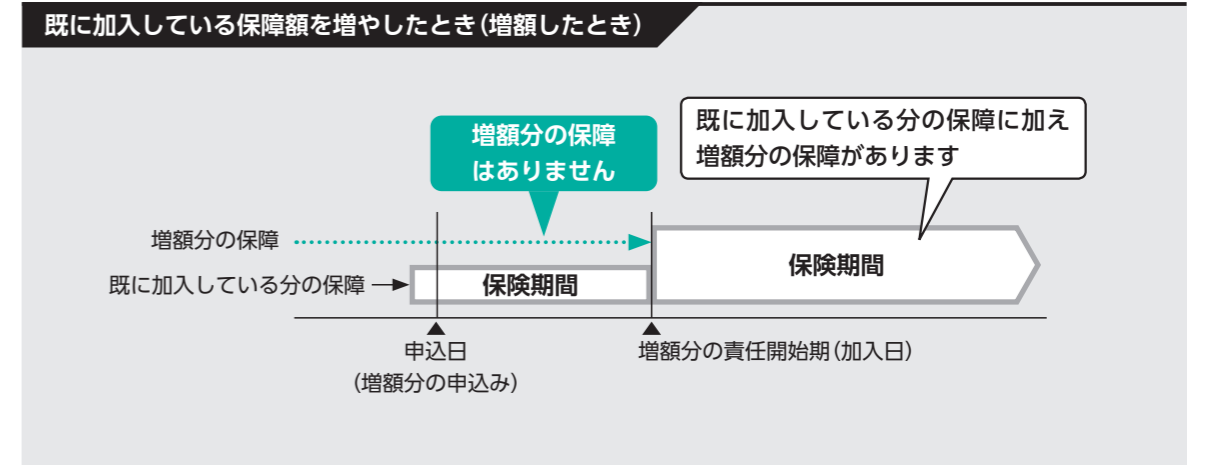
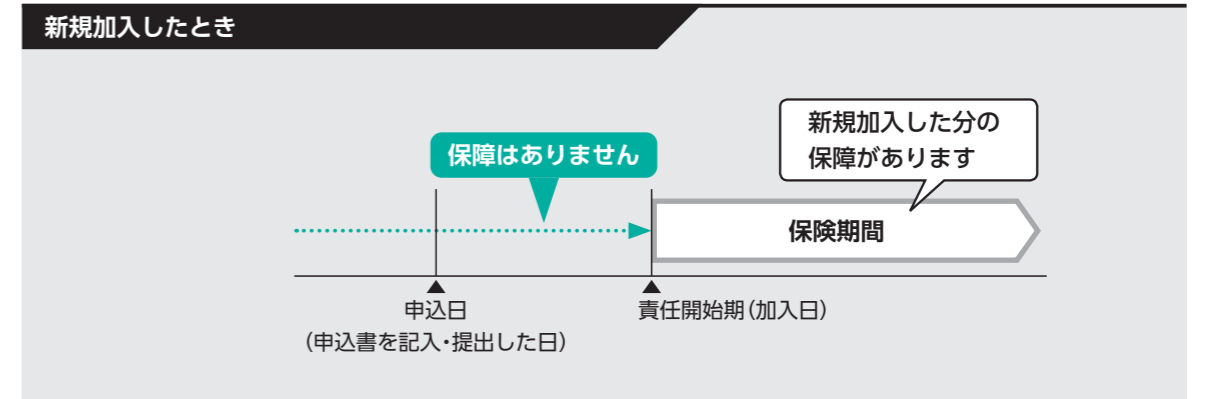
<三大生活習慣病サポート制度・ロングサポート保障制度の場合>  
●引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

告知内容に関するお問い合わせ【生命保険・損害保険 共通】

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320  
受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

3 責任開始期(加入日)について

- お申込みいただいた保障が初めて開始する時点を責任開始期(加入日)といい、下記のとおり、責任開始期(加入日)は申込日(申込書を記入・提出した日)とは異なります。
- なお、この保険の責任開始期(加入日)は、「はじめに」に記載しています。
- 高度障害保険金、給付金等は、責任開始期(加入日)以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた(入院をされた)ときにお支払いします。責任開始期(加入日)前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。



<フルケア入院プラン<医療保障保険(生命保険)>・医療費支援プラン・就業不能サポート・三大生活習慣病サポート制度・ロングサポート保障制度の場合>

- ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、「はじめに」に記載の責任開始期(加入日)からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

## 4 保険金・給付金の請求について

- 保険金・給付金などのご請求は、団体(契約者)経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。  
お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- 保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金(給付金)受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金(給付金)受取人の変更は、契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金(給付金)をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金(給付金)をお支払いいたしません。

## 5 その他の注意事項

### お申し込みの撤回(クーリング・オフ制度)

- この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。

### ご照会・ご相談窓口等

- 指定紛争解決機関
  - この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会(生命保険)・一般社団法人日本損害保険協会(損害保険)です。
- 生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構
  - 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(生命保険)・損害保険契約者保護機構(損害保険)に加入しています。

上記、および加入手続き等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。 **P.100**

告知に関するお問い合わせは、参照ページをご確認ください。 **P.14**

# 契約概要・注意喚起情報【生命保険】

グループ保険(年金払特約付半年払保険料併用特約付災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付新・団体定期保険)

## 意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入・増額)ください。

## 契約概要【ご契約内容】

### ① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

### ② 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
グループ保険	P39	P39	P19	P39

### ③ 配当金

グループ保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

### ④ 脱退による返戻金

グループ保険は、脱退(解約)による返戻金はありません。

### ⑤ 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

## 注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

### ① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日\*)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

### ② 告知に関する重要事項

■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

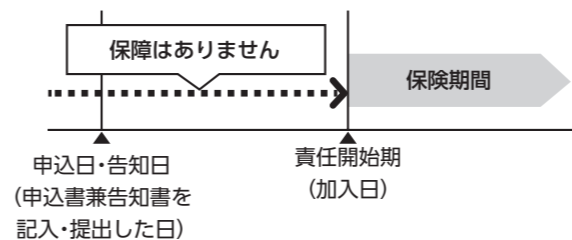
■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

### ③ 責任開始期(加入日\*)

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日\*)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日\*)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

### 新規加入の例

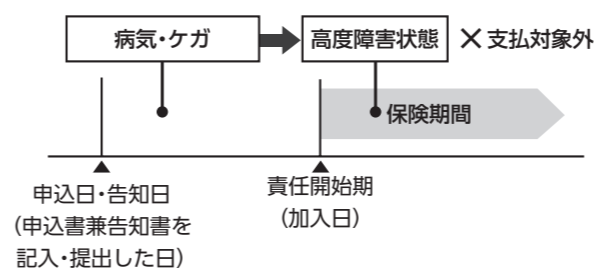


■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

### ④ 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日\*)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

### 高度障害保険金の例



■責任開始期(加入日\*)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合には、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

グループ保険 **P40**

### ⑤ 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

## ⑥ ご照会・ご相談窓口

### 加入手続き等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口  
明治安田生命保険相互会社  
中国・四国公法人部 法人営業部  
ご照会窓口 082-247-6987  
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末年始は除く)9:00~17:00

### 告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社  
団体保険ご照会窓口 0120-661-320  
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

■この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## ⑦ 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。



意向確認  
ご加入前  
ご確認

グループ保険は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

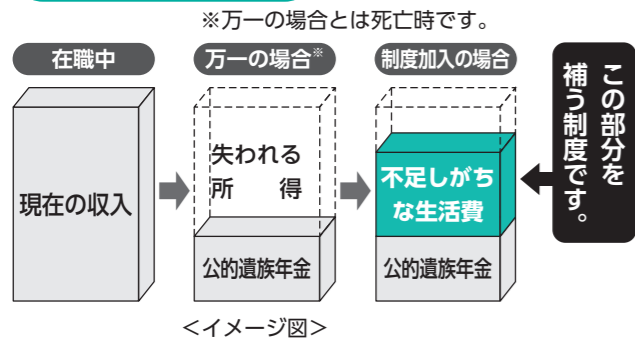
保険期間 2026年8月1日(土)~2027年7月31日(土)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金形式でお支払いします。
- 一時金でのお支払いも可能です。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

制度の必要性



制度の仕組み



●既加入者専用コースについて

2022年度より新規加入・内容変更できるコースと、既加入者専用コースに分けております。既加入者専用コースに加入されている方は新規加入・内容変更可能コースに変更いただくことをおすすめしております。既加入者専用コースをそのまま継続することは可能です。

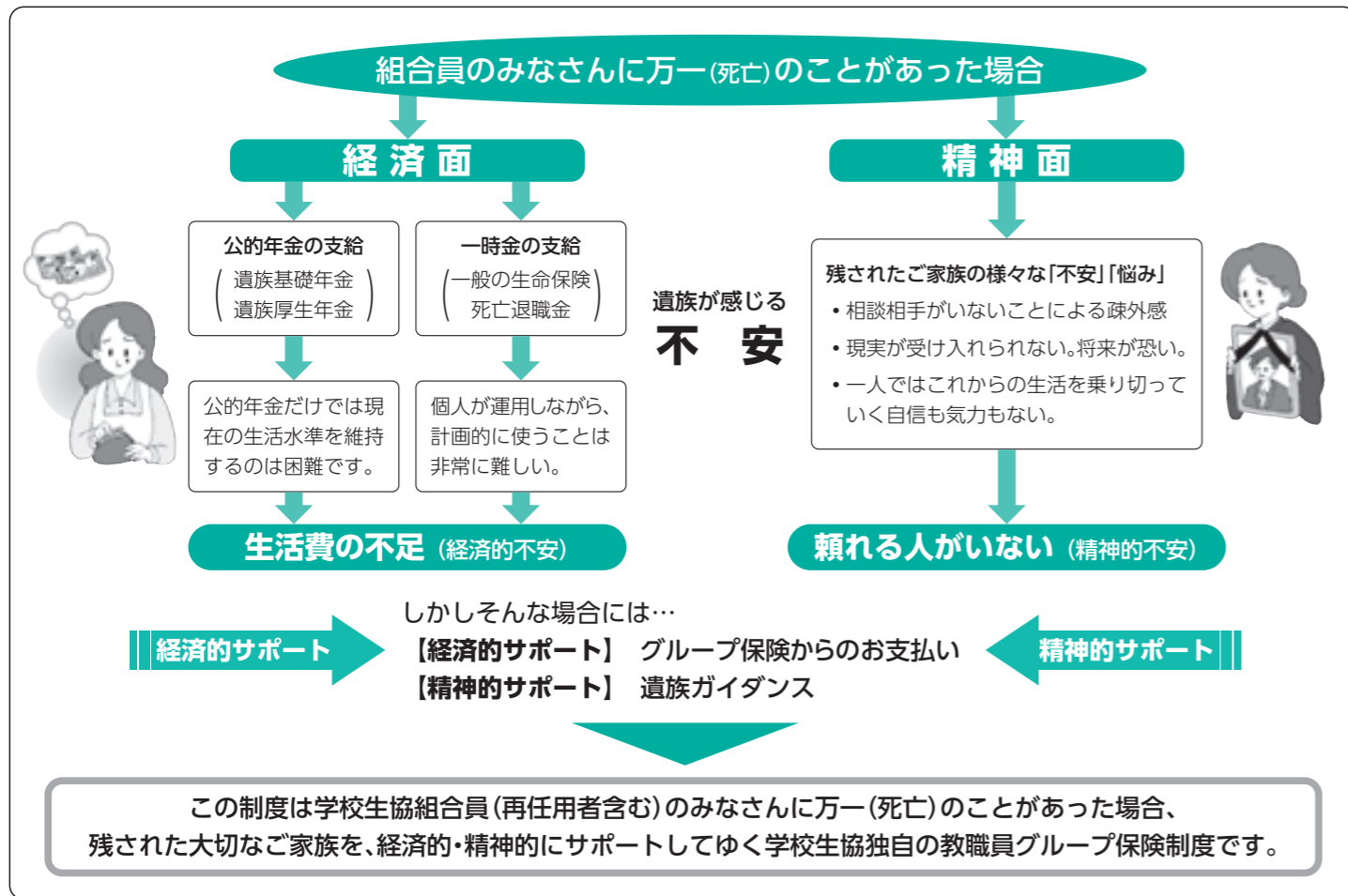
加入対象区分	既加入者専用コース				
	月額給付コース	ボーナス給付併用コース	死亡・高度障害保険金 (年金原資) (万円)	合計	月額給付部分
本人	I	I1	4,000	3,822	178
	A	A1	4,000	3,300	700
	L	L1	4,000	2,937	1,063
	C	C1	3,740	2,420	1,320
	W	W1	3,450	2,200	1,250
	N	N1	3,438	2,190	1,248
	D	D1	2,850	1,815	1,035
	X	X1	2,650	1,650	1,000
	E	E1	2,000	1,210	790
	Y	Y1	1,850	1,100	750
	O	O1	1,779	1,100	679
	F	F1	1,020	605	415
	Z	Z1	950	550	400
	T	-	70	70	-

加入対象区分	新規加入・内容変更可能コース				
	月額給付コース	ボーナス給付併用コース	死亡・高度障害保険金 (年金原資) (万円)	合計	月額給付部分
本人	G	G1	4,200	3,600	600
	H	H1	4,000	3,440	560
	K	K1	4,000	3,109	891
	B	B1	4,000	2,750	1,250
	J	J1	3,779	2,854	925
	M	M1	3,473	2,282	1,191
	P	P1	2,900	1,900	1,000
	Q	Q1	2,100	1,400	700
	R	R1	1,220	700	520
	S	-	550	550	-
	U	U1	500	300	200
	V	-	100	100	-

加入対象区分	既加入者専用コース	
	申込金額 (万円)	死亡・高度障害保険金 (万円)
配偶者	3,000	3,000
	2,500	2,500
	2,000	2,000
	1,500	1,500
	1,000	1,000
	800	800
	605	605
550	550	
100	100	
子ども	400	400

加入対象区分	新規加入・内容変更可能コース	
	申込金額 (万円)	死亡・高度障害保険金 (万円)
配偶者	3,000	3,000
	2,500	2,500
	2,000	2,000
	1,500	1,500
	1,000	1,000
	800	800
	605	605
550	550	
300	300	
100	100	
子ども	400	400
	200	200

グループ保険



**遺族ガイダンス・MY生活応援ネット** 〈ご遺族へのサポート〉

加入者が万一死亡した場合、残されたご家族が生活していく上で感じる不安・悩みを解消する為に、精神的サポートを行い、生活再建の手助けをしていきます。

**遺族ガイダンス**

**1 遺族ガイダンス**

残されたご家族の“不安”“悩み”が少しでもなくなるよう、ご家族と面談します。

**2 ライフガイド**

残されたご家族の当面の不安である公的年金・税金・その他の公的な手続きを中心に、イラスト入りで分かりやすくガイドした手引書です。

(内容)	2.公的に必要な手引き	3.生活ガイド
1.ご遺族等が受けられる給付	①世帯主変更に伴う手続き	①税金 ②教育
①一時金の給付	②相続税の申告の手続き	③住宅・就業・貸付
②年金の給付		④社会福祉窓口
		⑤公的手続きチェックリスト

**3 家計収支推移表**

家計のシミュレーションを行い、今後「いつ・どれくらい」のお金が必要かをご説明します。

(内容) 1.収入 公的遺族年金  
2.支出 生活費用、教育費用 etc.

**MY生活応援ネット**

保険金お支払後については、以下の相談サービス「MY生活応援ネット」を無料(一部有料サービスあり)で3年間ご利用いただけます。

**1 24時間ご相談サービス**

健康に関する不安や心配なことを、年中無休・24時間フリーダイヤルでご相談いただけます。

**2 FP相談サービス**

相続やライフプランについてFP技能士・CFP資格取得者がご遺族の疑問・相談に回答します。

(例) 1.相続税がかかるのか不安である。  
2.遺産相続について、何をすればいいのかわからない。  
3.将来の老後が心配だ。

※電話相談は無料。面談相談は初回は時間に関係なく8,000円。2回目以降は1時間あたり8,000円かかります。

※高度障害保険金受取人とその家族は3つの電話相談サービスに加え、「障がい相談」がご利用いただけます。  
※本サービスは資料作成時点のものを記載しており、本サービスの諸条件・運用規則や内容等は今後変更される可能性があります。

●保障額

月額給付+ボーナス給付(年2回)コース

※新規加入については、下記のコースより選択となります。

申込 コース	本人								不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付	
	一般の死亡・高度障害				一般の死亡・高度障害				不慮の事故による死亡 特定感染症による死亡 【災害保険金】 (万円)	不慮の事故による 高度障害 【障害給付金(給付割合 表第1級)】 (万円)	不慮の事故による 身体障害(程度により) 【障害給付金(給付割合表 第2級～第6級)】 (万円)	不慮の事故による 5日以上入院 (120日を限度として) 【入院給付金】 1日につき (円)
	月額給付		ボーナス給付(年2回)		月額給付		ボーナス給付(年2回)					
年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額 (約万円)	月額給付 年金受取総額 (約万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	ボーナス給付額 (約万円)	ボーナス給付 年金受取総額 (約万円)					
G1	3,600	30	11.4	4,104	600	20	16.2	651	600	600	420 ~ 60	9,000
H1	3,440	25	12.7	3,827	560	20	15.2	608	600	600	420 ~ 60	9,000
K1	3,109	25	11.5	3,458	891	20	24.1	967	565	565	395 ~ 56	8,475
J1	2,854	25	10.5	3,175	925	20	25.1	1,004	519	519	363 ~ 51	7,785
B1	2,750	25	10.1	3,059	1,250	20	33.9	1,357	500	500	350 ~ 50	7,500
M1	2,282	20	10.3	2,478	1,191	20	32.3	1,293	415	415	290 ~ 41	6,225
P1	1,900	15	11.1	2,014	1,000	15	35.3	1,060	345	345	241 ~ 34	5,175
Q1	1,400	10	12.0	1,449	700	10	36.2	724	255	255	178 ~ 25	3,825
R1	700	5	11.7	707	520	5	52.5	525	127	127	88 ~ 12	1,905
U1	300	5	5.0	303	200	5	20.2	202	55	55	38 ~ 5	825

グループ  
保険

月額給付コース

掛金はP29

本人

申込コース	一般の死亡・高度障害				不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付	
	年金原資 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	年金受取期間 (年)	年金月額 (約万円)	年金受取総額 (約万円)	不慮の事故による死亡 特定感染症による死亡 【災害保険金】 (万円)	不慮の事故による高度障害 【障害給付金(給付割合表第1級)】 (万円)	不慮の事故による身体障害 (程度により)【障害給付金(給付割合表第2級～第6級)】 (万円)	不慮の事故による5日以上の入院(120日を限度として) 【入院給付金】 1日につき(円)
G	3,600	30	11.4	4,104	600	600	420～60	9,000
H	3,440	25	12.7	3,827	600	600	420～60	9,000
K	3,109	25	11.5	3,458	565	565	395～56	8,475
J	2,854	25	10.5	3,175	519	519	363～51	7,785
B	2,750	25	10.1	3,059	500	500	350～50	7,500
M	2,282	20	10.3	2,478	415	415	290～41	6,225
P	1,900	15	11.1	2,014	345	345	241～34	5,175
Q	1,400	10	12.0	1,449	255	255	178～25	3,825
R	700	5	11.7	707	127	127	88～12	1,905
S	550	5	9.2	555	100	100	70～10	1,500
U	300	5	5.0	303	55	55	38～5	825
V	100	5	1.6	101	18	18	12～1	270

- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中の半年払保険料相当額が必要になります。
- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

年金の取り扱いについて

- 年金払特約により、保険金を年金形式で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

配偶者コース

掛金はP30

配偶者

申込金額(万円)	一般の死亡・高度障害				不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付	
	月額給付				不慮の事故による死亡 特定感染症による死亡 【災害保険金】 (万円)	不慮の事故による高度障害 【障害給付金(給付割合表第1級)】 (万円)	不慮の事故による身体障害 (程度により)【障害給付金(給付割合表第2級～第6級)】 (万円)	不慮の事故による5日以上の入院(120日を限度として) 【入院給付金】 1日につき(円)
年金原資 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	年金受取期間 (年)	年金月額 (約万円)	月額給付 年金受取総額 (約万円)					
3,000	3,000	25	11.1	3,337	545	545	381～54	8,175
2,500	2,500	20	11.3	2,715	455	455	318～45	6,825
2,000	2,000	15	11.7	2,121	364	364	254～36	5,460
1,500	1,500	10	12.9	1,552	273	273	191～27	4,095
1,000	1,000	10	8.6	1,035	182	182	127～18	2,730
800	800	10	6.9	828	145	145	101～14	2,175
605	605	5	10.1	611	110	110	77～11	1,650
550	550	5	9.2	555	100	100	70～10	1,500
300	300	5	5.0	303	55	55	38～5	825
100	100	5	1.6	101	18	18	12～1	270

- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

子どもコース

掛金はP30

子ども

申込金額(万円)	一般の死亡・高度障害	不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付	
	【死亡・高度障害保険金】 (万円)	不慮の事故による死亡 特定感染症による死亡 【災害保険金】 (万円)	不慮の事故による高度障害 【障害給付金(給付割合表第1級)】 (万円)	不慮の事故による身体障害(程度により) 【障害給付金(給付割合表第2級～第6級)】 (万円)	不慮の事故による5日以上の入院 (120日を限度として) 【入院給付金】 1日につき(円)
400	400	80	80	56～8	1,200
200	200	40	40	28～4	600

- 配偶者および災害保障特約、子ども特約、子ども災害保障特約の保険料は月払のみです。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意



- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方、子どもの場合は主契約の被保険者です。
- 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。
- ・本人について定められた高度障害保険金を支払われた場合、配偶者・子どもについても同時に脱退となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 [P.39](#)

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 [P.39](#)

掛金

●掛金 (単位：円)

- ・記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

月額給付+ボーナス給付(年2回)コース

保障内容はP23~P24

本人									
申込 コース	性別	掛金(円)							
		年齢【保険年齢】(生年月日)							
		15~35歳 (1991.2.2~2012.2.1)		36~40歳 (1986.2.2~1991.2.1)		41~45歳 (1981.2.2~1986.2.1)		46~50歳 (1976.2.2~1981.2.1)	
		月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払
G1	男性	4,088	2,928	4,844	3,672	6,104	4,902	8,336	7,092
	女性	3,116	1,974	4,340	3,174	4,952	3,774	6,644	5,436
H1	男性	3,955	2,733	4,678	3,427	5,882	4,575	8,014	6,619
	女性	3,026	1,842	4,196	2,962	4,781	3,522	6,398	5,074
K1	男性	3,628	4,348	4,281	5,453	5,370	7,279	7,297	10,532
	女性	2,789	2,931	3,846	4,713	4,375	5,604	5,836	8,072
J1	男性	3,348	4,514	3,947	5,661	4,946	7,557	6,716	10,934
	女性	2,577	3,043	3,548	4,893	4,033	5,818	5,374	8,381
B1	男性	3,233	6,100	3,810	7,650	4,773	10,213	6,478	14,775
	女性	2,490	4,113	3,425	6,613	3,893	7,863	5,185	11,325
M1	男性	2,717	5,812	3,196	7,289	3,995	9,730	5,410	14,078
	女性	2,101	3,918	2,877	6,300	3,265	7,491	4,337	10,790
P1	男性	2,295	4,880	2,694	6,120	3,359	8,170	4,537	11,820
	女性	1,782	3,290	2,428	5,290	2,751	6,290	3,644	9,060
Q1	男性	1,745	3,416	2,039	4,284	2,529	5,719	3,397	8,274
	女性	1,367	2,303	1,843	3,703	2,081	4,403	2,739	6,342
R1	男性	972	2,538	1,119	3,182	1,364	4,248	1,798	6,146
	女性	783	1,711	1,021	2,751	1,140	3,271	1,469	4,711
U1	男性	532	976	595	1,224	700	1,634	886	2,364
	女性	451	658	553	1,058	604	1,258	745	1,812

本人									
掛金(円)									
年齢【保険年齢】(生年月日)									
51~55歳 (1971.2.2~1976.2.1)		56~60歳 (1966.2.2~1971.2.1)		61~65歳 (1961.2.2~1966.2.1)		66~70歳 (1956.2.2~1961.2.1)			
月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払		
12,080	10,758	17,732	16,302	27,020	25,404	39,476	37,608		
8,840	7,584	11,324	10,020	14,924	13,548	19,712	18,240		
11,592	10,041	16,993	15,215	25,868	23,710	37,770	35,101		
8,496	7,078	10,870	9,352	14,310	12,645	18,885	17,024		
10,530	15,976	15,412	24,208	23,433	37,725	34,190	55,848		
7,732	11,262	9,878	14,880	12,987	20,119	17,122	27,086		
9,684	16,585	14,164	25,132	21,528	39,165	31,403	57,979		
7,115	11,692	9,084	15,448	11,938	20,887	15,734	28,120		
9,338	22,413	13,655	33,963	20,750	52,925	30,265	78,350		
6,863	15,800	8,760	20,875	11,510	28,225	15,168	38,000		
7,783	21,355	11,366	32,359	17,253	50,427	25,149	74,652		
5,729	15,054	7,304	19,890	9,586	26,893	12,621	36,206		
6,513	17,930	9,496	27,170	14,398	42,340	20,972	62,680		
4,803	12,640	6,114	16,700	8,014	22,580	10,541	30,400		
4,853	12,551	7,051	19,019	10,663	29,638	15,507	43,876		
3,593	8,848	4,559	11,690	5,959	15,806	7,821	21,280		
2,526	9,324	3,625	14,128	5,431	22,017	7,853	32,594		
1,896	6,573	2,379	8,684	3,079	11,742	4,010	15,808		
1,198	3,586	1,669	5,434	2,443	8,468	3,481	12,536		
928	2,528	1,135	3,340	1,435	4,516	1,834	6,080		

月額給付コース

保障内容はP25

本人

申込 コース	性別	月払掛金(円)							
		年齢【保険年齢】(生年月日)							
		15~35歳 (1991.2.2 ~ 2012.2.1)	36~40歳 (1986.2.2 ~ 1991.2.1)	41~45歳 (1981.2.2 ~ 1986.2.1)	46~50歳 (1976.2.2 ~ 1981.2.1)	51~55歳 (1971.2.2 ~ 1976.2.1)	56~60歳 (1966.2.2 ~ 1971.2.1)	61~65歳 (1961.2.2 ~ 1966.2.1)	66~70歳 (1956.2.2 ~ 1961.2.1)
G	男性	4,088	4,844	6,104	8,336	12,080	17,732	27,020	39,476
	女性	3,116	4,340	4,952	6,644	8,840	11,324	14,924	19,712
H	男性	3,955	4,678	5,882	8,014	11,592	16,993	25,868	37,770
	女性	3,026	4,196	4,781	6,398	8,496	10,870	14,310	18,885
K	男性	3,628	4,281	5,370	7,297	10,530	15,412	23,433	34,190
	女性	2,789	3,846	4,375	5,836	7,732	9,878	12,987	17,122
J	男性	3,348	3,947	4,946	6,716	9,684	14,164	21,528	31,403
	女性	2,577	3,548	4,033	5,374	7,115	9,084	11,938	15,734
B	男性	3,233	3,810	4,773	6,478	9,338	13,655	20,750	30,265
	女性	2,490	3,425	3,893	5,185	6,863	8,760	11,510	15,168
M	男性	2,717	3,196	3,995	5,410	7,783	11,366	17,253	25,149
	女性	2,101	2,877	3,265	4,337	5,729	7,304	9,586	12,621
P	男性	2,295	2,694	3,359	4,537	6,513	9,496	14,398	20,972
	女性	1,782	2,428	2,751	3,644	4,803	6,114	8,014	10,541
Q	男性	1,745	2,039	2,529	3,397	4,853	7,051	10,663	15,507
	女性	1,367	1,843	2,081	2,739	3,593	4,559	5,959	7,821
R	男性	972	1,119	1,364	1,798	2,526	3,625	5,431	7,853
	女性	783	1,021	1,140	1,469	1,896	2,379	3,079	4,010
S	男性	807	922	1,115	1,456	2,028	2,891	4,310	6,213
	女性	658	845	939	1,197	1,533	1,912	2,462	3,194
U	男性	532	595	700	886	1,198	1,669	2,443	3,481
	女性	451	553	604	745	928	1,135	1,435	1,834
V	男性	310	331	366	428	532	689	947	1,293
	女性	283	317	334	381	442	511	611	744

配偶者コース

保障内容はP26

配偶者

申込 金額(万円)	性別	月払掛金(円)							
		年齢【保険年齢】(生年月日)							
		18~35歳 (1991.2.2 ~ 2009.2.1)	36~40歳 (1986.2.2 ~ 1991.2.1)	41~45歳 (1981.2.2 ~ 1986.2.1)	46~50歳 (1976.2.2 ~ 1981.2.1)	51~55歳 (1971.2.2 ~ 1976.2.1)	56~60歳 (1966.2.2 ~ 1971.2.1)	61~65歳 (1961.2.2 ~ 1966.2.1)	66~70歳 (1956.2.2 ~ 1961.2.1)
3,000	男性	3,308	3,938	4,988	6,848	9,968	14,678	22,418	32,798
	女性	2,498	3,518	4,028	5,438	7,268	9,338	12,338	16,328
2,500	男性	2,758	3,283	4,158	5,708	8,308	12,233	18,683	27,333
	女性	2,083	2,933	3,358	4,533	6,058	7,783	10,283	13,608
2,000	男性	2,206	2,626	3,326	4,566	6,646	9,786	14,946	21,866
	女性	1,666	2,346	2,686	3,626	4,846	6,226	8,226	10,886
1,500	男性	1,655	1,970	2,495	3,425	4,985	7,340	11,210	16,400
	女性	1,250	1,760	2,015	2,720	3,635	4,670	6,170	8,165
1,000	男性	1,103	1,313	1,663	2,283	3,323	4,893	7,473	10,933
	女性	833	1,173	1,343	1,813	2,423	3,113	4,113	5,443
800	男性	882	1,050	1,330	1,826	2,658	3,914	5,978	8,746
	女性	666	938	1,074	1,450	1,938	2,490	3,290	4,354
605	男性	667	794	1,006	1,381	2,010	2,960	4,521	6,614
	女性	504	710	812	1,097	1,466	1,883	2,488	3,293
550	男性	607	722	915	1,256	1,828	2,691	4,110	6,013
	女性	458	645	739	997	1,333	1,712	2,262	2,994
300	男性	332	395	500	686	998	1,469	2,243	3,281
	女性	251	353	404	545	728	935	1,235	1,634
100	男性	110	131	166	228	332	489	747	1,093
	女性	83	117	134	181	242	311	411	544

子どもコース

保障内容はP26

子ども

申込金額(万円)	月払掛金(円)
400	400
200	200

年齢【保険年齢】・性別にかかわらず一律  
3~22歳(2004.2.2~2024.2.1)

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 記載の掛金には、保険料に加えて右記の制度運営費が含まれています。本人：月払200円
- 配偶者および災害保障特約、子ども特約、子ども災害保障特約の保険料は月払のみです。

ご参考(既加入者専用コース)※下記コースは、既加入者専用のコースであり新規加入できません。

●保障額 ※I・A・L・C・W・N・D・X・E・O・Y・F・Zコースは月額給付のみです。

本人												
申込 コース	一般の死亡・高度障害								不慮の事故による上乗せ給付		不慮の事故によるその他の給付	
	月額給付				ボーナス給付(年2回)				不慮の事故による死亡 特定感染症による死亡 【災害保険金】	不慮の事故による 高度障害 【障害給付金(給付割合 表第1級)】	不慮の事故による 身体障害(程度により) 【障害給付金(給付割合表 第2級～第6級)】	不慮の事故による 5日以上入院 (120日を限度として) 【入院給付金】
	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額 (約万円)	月額給付 年金受取総額 (約万円)	年金原資 【死亡・高度障害 保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	ボーナス給付額 (約万円)	ボーナス給付 年金受取総額 (約万円)				
I・I1	3,822	30	12.1	4,357	178	20	4.8	193	600	600	420 ~ 60	9,000
A・A1	3,300	25	12.2	3,671	700	20	19.0	760	600	600	420 ~ 60	9,000
L・L1	2,937	25	10.8	3,267	1,063	20	28.8	1,154	534	534	373 ~ 53	8,010
C・C1	2,420	20	10.9	2,628	1,320	20	35.8	1,433	440	440	308 ~ 44	6,600
W・W1	2,200	20	9.9	2,389	1,250	20	33.9	1,357	400	400	280 ~ 40	6,000
N・N1	2,190	20	9.9	2,378	1,248	20	33.8	1,355	398	398	278 ~ 39	5,970
D・D1	1,815	15	10.6	1,924	1,035	15	36.5	1,097	330	330	231 ~ 33	4,950
X・X1	1,650	15	9.7	1,749	1,000	15	35.3	1,060	300	300	210 ~ 30	4,500
E・E1	1,210	10	10.4	1,252	790	10	40.8	817	220	220	154 ~ 22	3,300
O・O1	1,100	10	9.4	1,138	679	10	35.1	702	200	200	140 ~ 20	3,000
Y・Y1	1,100	10	9.4	1,138	750	10	38.8	776	200	200	140 ~ 20	3,000
F・F1	605	5	10.1	611	415	5	41.9	419	110	110	77 ~ 11	1,650
Z・Z1	550	5	9.2	555	400	5	40.4	404	100	100	70 ~ 10	1,500
T	70	-	-	-	-	-	-	-	13	13	9 ~ 1	195

- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。
- 半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。
- 配偶者および災害保障特約、こども特約、こども災害保障特約の保険料は月払のみです。

**年金の取り扱いについて**

- 年金払特約により、保険金を年金形式で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

# 掛金

●掛金 (単位：円)

ボーナス給付併用コース

		本人							
申込 コース	性別	掛金(円)							
		年齢【保険年齢】(生年月日)							
		15~35歳 (1991.2.2~2012.2.1)		36~40歳 (1986.2.2~1991.2.1)		41~45歳 (1981.2.2~1986.2.1)		46~50歳 (1976.2.2~1981.2.1)	
		月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払
I1	男性	4,272	869	5,075	1,089	6,413	1,454	8,782	2,104
	女性	3,240	586	4,540	942	5,190	1,120	6,986	1,613
A1	男性	3,839	3,416	4,532	4,284	5,687	5,719	7,733	8,274
	女性	2,948	2,303	4,070	3,703	4,631	4,403	6,182	6,342
L1	男性	3,439	5,187	4,055	6,506	5,083	8,685	6,904	12,565
	女性	2,646	3,497	3,644	5,623	4,144	6,686	5,524	9,631
C1	男性	2,869	6,442	3,377	8,078	4,224	10,784	5,724	15,602
	女性	2,215	4,343	3,038	6,983	3,449	8,303	4,587	11,959
W1	男性	2,626	6,100	3,088	7,650	3,858	10,213	5,222	14,775
	女性	2,032	4,113	2,780	6,613	3,154	7,863	4,188	11,325
N1	男性	2,615	6,090	3,075	7,638	3,841	10,196	5,199	14,751
	女性	2,023	4,106	2,768	6,602	3,140	7,850	4,170	11,307
D1	男性	2,201	5,051	2,583	6,334	3,218	8,456	4,343	12,234
	女性	1,711	3,405	2,329	5,475	2,637	6,510	3,490	9,377
X1	男性	2,020	4,880	2,366	6,120	2,944	8,170	3,967	11,820
	女性	1,574	3,290	2,135	5,290	2,416	6,290	3,191	9,060
E1	男性	1,534	3,855	1,788	4,835	2,212	6,454	2,962	9,338
	女性	1,208	2,599	1,619	4,179	1,825	4,969	2,393	7,157
O1	男性	1,413	3,314	1,644	4,155	2,029	5,547	2,711	8,026
	女性	1,116	2,234	1,490	3,592	1,677	4,271	2,194	6,152
Y1	男性	1,413	3,660	1,644	4,590	2,029	6,128	2,711	8,865
	女性	1,116	2,468	1,490	3,968	1,677	4,718	2,194	6,795
F1	男性	867	2,025	994	2,540	1,206	3,391	1,581	4,905
	女性	704	1,365	910	2,195	1,012	2,610	1,297	3,760
Z1	男性	807	1,952	922	2,448	1,115	3,268	1,456	4,728
	女性	658	1,316	845	2,116	939	2,516	1,197	3,624

		本人							
申込 コース	性別	掛金(円)							
		年齢【保険年齢】(生年月日)							
		51~55歳 (1971.2.2~1976.2.1)		56~60歳 (1966.2.2~1971.2.1)		61~65歳 (1961.2.2~1966.2.1)		66~70歳 (1956.2.2~1961.2.1)	
		月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払	月払	半年払
I1	男性	12,757	3,192	18,758	4,836	28,618	7,537	41,843	11,157
	女性	9,317	2,250	11,954	2,973	15,776	4,019	20,860	5,411
A1	男性	11,165	12,551	16,346	19,019	24,860	29,638	36,278	43,876
	女性	8,195	8,848	10,472	11,690	13,772	15,806	18,161	21,280
L1	男性	9,959	19,060	14,570	28,882	22,147	45,007	32,309	66,629
	女性	7,316	13,436	9,342	17,752	12,279	24,003	16,185	32,315
C1	男性	8,241	23,668	12,040	35,864	18,284	55,889	26,657	82,738
	女性	6,063	16,685	7,733	22,044	10,153	29,806	13,371	40,128
W1	男性	7,510	22,413	10,964	33,963	16,640	52,925	24,252	78,350
	女性	5,530	15,800	7,048	20,875	9,248	28,225	12,174	38,000
N1	男性	7,477	22,377	10,915	33,908	16,565	52,840	24,142	78,225
	女性	5,506	15,775	7,017	20,842	9,207	28,180	12,119	37,939
D1	男性	6,231	18,558	9,080	28,121	13,763	43,822	20,043	64,874
	女性	4,597	13,082	5,850	17,285	7,665	23,370	10,079	31,464
X1	男性	5,683	17,930	8,273	27,170	12,530	42,340	18,239	62,680
	女性	4,198	12,640	5,336	16,700	6,986	22,580	9,181	30,400
E1	男性	4,221	14,165	6,120	21,464	9,242	33,449	13,429	49,517
	女性	3,132	9,986	3,966	13,193	5,176	17,838	6,786	24,016
O1	男性	3,855	12,174	5,582	18,448	8,420	28,749	12,226	42,560
	女性	2,865	8,583	3,624	11,339	4,724	15,332	6,187	20,642
Y1	男性	3,855	13,448	5,582	20,378	8,420	31,755	12,226	47,010
	女性	2,865	9,480	3,624	12,525	4,724	16,935	6,187	22,800
F1	男性	2,210	7,441	3,160	11,276	4,721	17,571	6,814	26,012
	女性	1,666	5,246	2,083	6,931	2,688	9,371	3,493	12,616
Z1	男性	2,028	7,172	2,891	10,868	4,310	16,936	6,213	25,072
	女性	1,533	5,056	1,912	6,680	2,462	9,032	3,194	12,160

# こども育英年金について

お子さまがいる方は必ずご確認をお願いします

組合員に万一(死亡)があった場合のお子さまの  
**教育費の準備ができます。**

「グループ保険」は公的遺族年金の補完として導入しております。この「グループ保険」に加えて、受取人をこどもとし、教育資金としてお受け取りいただく「こども育英年金」が付加できます。



グループ保険

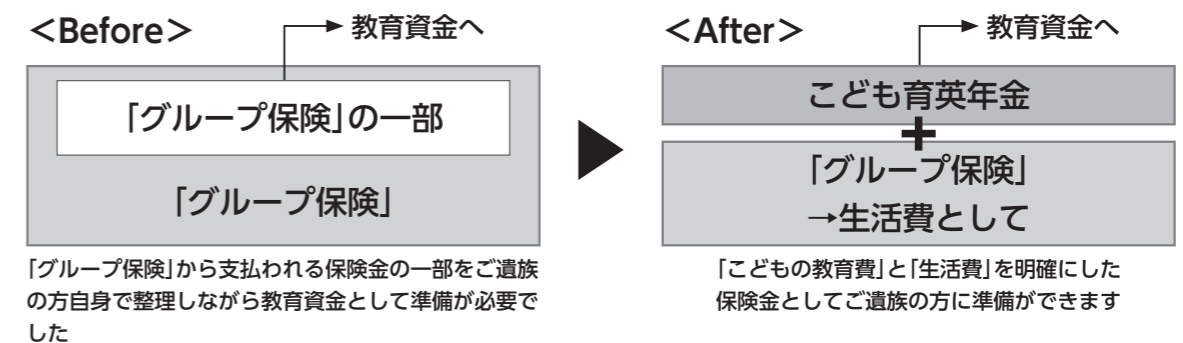
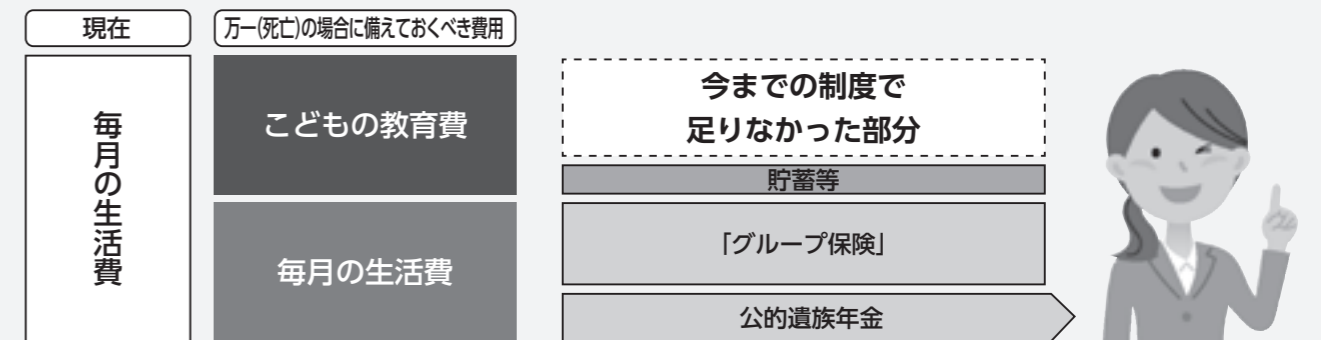
## 月額給付コース

		本人								
申込コース	性別	月払掛金(円)								
		年齢【保険年齢】(生年月日)								
		15~35歳 (1991.2.2 ~ 2012.2.1)	36~40歳 (1986.2.2 ~ 1991.2.1)	41~45歳 (1981.2.2 ~ 1986.2.1)	46~50歳 (1976.2.2 ~ 1981.2.1)	51~55歳 (1971.2.2 ~ 1976.2.1)	56~60歳 (1966.2.2 ~ 1971.2.1)	61~65歳 (1961.2.2 ~ 1966.2.1)	66~70歳 (1956.2.2 ~ 1961.2.1)	
I	男性	4,272	5,075	6,413	8,782	12,757	18,758	28,618	41,843	
	女性	3,240	4,540	5,190	6,986	9,317	11,954	15,776	20,860	
A	男性	3,839	4,532	5,687	7,733	11,165	16,346	24,860	36,278	
	女性	2,948	4,070	4,631	6,182	8,195	10,472	13,772	18,161	
L	男性	3,439	4,055	5,083	6,904	9,959	14,570	22,147	32,309	
	女性	2,646	3,644	4,144	5,524	7,316	9,342	12,279	16,185	
C	男性	2,869	3,377	4,224	5,724	8,241	12,040	18,284	26,657	
	女性	2,215	3,038	3,449	4,587	6,063	7,733	10,153	13,371	
W	男性	2,626	3,088	3,858	5,222	7,510	10,964	16,640	24,252	
	女性	2,032	2,780	3,154	4,188	5,530	7,048	9,248	12,174	
N	男性	2,615	3,075	3,841	5,199	7,477	10,915	16,565	24,142	
	女性	2,023	2,768	3,140	4,170	5,506	7,017	9,207	12,119	
D	男性	2,201	2,583	3,218	4,343	6,231	9,080	13,763	20,043	
	女性	1,711	2,329	2,637	3,490	4,597	5,850	7,665	10,079	
X	男性	2,020	2,366	2,944	3,967	5,683	8,273	12,530	18,239	
	女性	1,574	2,135	2,416	3,191	4,198	5,336	6,986	9,181	
E	男性	1,534	1,788	2,212	2,962	4,221	6,120	9,242	13,429	
	女性	1,208	1,619	1,825	2,393	3,132	3,966	5,176	6,786	
O	男性	1,413	1,644	2,029	2,711	3,855	5,582	8,420	12,226	
	女性	1,116	1,490	1,677	2,194	2,865	3,624	4,724	6,187	
Y	男性	1,413	1,644	2,029	2,711	3,855	5,582	8,420	12,226	
	女性	1,116	1,490	1,677	2,194	2,865	3,624	4,724	6,187	
F	男性	867	994	1,206	1,581	2,210	3,160	4,721	6,814	
	女性	704	910	1,012	1,297	1,666	2,083	2,688	3,493	
Z	男性	807	922	1,115	1,456	2,028	2,891	4,310	6,213	
	女性	658	845	939	1,197	1,533	1,912	2,462	3,194	
T	男性	278	293	317	361	434	543	724	966	
	女性	259	283	295	328	371	419	489	582	

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 記載の掛金には、保険料に加えて右記の制度運営費が含まれています。本人：月払200円
- 半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。

## こども育英年金とは？

<下記はイメージ図です>



こども育英年金は本人が死亡した場合、死亡保険金(年金原資)を指定した受取人(こども)が年金形式で受取る制度です。

高度障害保険金の受取人は本人です。

## 制度内容

本人が死亡のとき 3コース 年金原資300万円もしくは5コース 年金原資500万円

子ども育英年金の受取イメージ (3コース 年金原資300万円の場合)



子ども育英年金の受取例 【年金原資(死亡保険金) 3コース 300万円】

子ども年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳
年金受取年額	約14.9万円	約15.6万円	約16.2万円	約17.0万円	約17.9万円	約18.9万円	約19.9万円	約21.2万円
受取期間	22年	21年	20年	19年	18年	17年	16年	15年
受取総額	約329万円	約327万円	約325万円	約324万円	約322万円	約321万円	約319万円	約318万円
子ども年齢	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳
年金受取年額	約22.6万円	約24.2万円	約26.1万円	約28.3万円	約31.0万円	約34.3万円	約38.4万円	約43.7万円
受取期間	14年	13年	12年	11年	10年	9年	8年	7年
受取総額	約316万円	約315万円	約313万円	約312万円	約310万円	約308万円	約307万円	約305万円
子ども年齢	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳以上	
年金受取年額	約50.7万円	約60.6万円	約75.3万円	約100.0万円	約100.0万円	約100.0万円	約100.0万円	
受取期間	6年	5年	4年	3年	3年	3年	3年	
受取総額	約304万円	約303万円	約301万円	約300万円	約300万円	約300万円	約300万円	

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。

実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

※実際の受取期間、受取年額は子ども育英年金受取時に選択いただきます。(一時金での受取も可能です)

## 月額掛金

(単位：円)

本人保険年齢	掛金			
	3コース(年金原資 300万円)		5コース(年金原資 500万円)	
	男性	女性	男性	女性
15-35歳	249	168	415	280
36-40歳	312	270	520	450
41-45歳	417	321	695	535
46-50歳	603	462	1,005	770
51-55歳	915	645	1,525	1,075
56-60歳	1,386	852	2,310	1,420
61-65歳	2,160	1,152	3,600	1,920
66-70歳	3,198	1,551	5,330	2,585

●年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例) 保険年齢40歳=2026年8月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わりません。

●記載の子ども育英年金の掛金は概算掛金であって、正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算いたします。

【子ども育英年金の取扱い】

子ども育英年金は本人が死亡した場合、死亡保険金(年金原資)を指定した受取人(子ども)が年金形式で受取る制度です。

子ども育英年金のみの加入はできません。「グループ保険」本人コースとセットで加入してください。

子ども育英年金は「グループ保険」本人コースと同一の新・団体定期保険で運営されています。したがって、保険金が解除等により一部お支払いできない場合には、それぞれの保険金受取人に、支払保険金を按分比例してお支払いします。

●死亡保険金受取人となる子どもは最大5人までです。

●期中の子ども育英年金のみの脱退は期中の減額(コース変更)となるためお取り扱いできません。

本人コースのみの脱退はお取り扱いできません。また、子ども育英年金が加入条件の本人コースのみの継続はお取り扱いできません。

●配偶者・子どもについては、主契約保険金額、災害関係特約保険金額それぞれについて、本人と同額以下としてください。

グループ保険コースごとの加入可能人数

本人コース	G1・H1・K1・J1・B1	M1・G・H	P1・K・J・B	M	Q1・P	R1・U1・Q・R・S・U・V
子ども育英年金加入可能人数	0	1	2	3	4	5

# お取り扱いについて

<p><b>加入資格</b></p>	<p>本人…学校生協組合員(再任用含む)で申込書記載の告知内容に該当し、2026年8月1日現在満14歳6ヵ月を超え、満65歳6ヵ月までの方(継続の場合は満80歳6ヵ月までの方)          配偶者…学校生協組合員(再任用含む)本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2026年8月1日現在満18歳以上満65歳6ヵ月までの方(継続の場合は満80歳6ヵ月までの方)          子ども…学校生協組合員(再任用含む)本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します)で申込書記載の告知内容に該当し、2026年8月1日現在満2歳6ヵ月を超え、満22歳6ヵ月までの方          ※子ども育英年金ご加入に際しては、本人について告知ください。</p>
<p><b>告知内容</b></p>	<p><b>本人</b>  <b>【現在の就業状態】</b>          申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。          (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。</p> <p><b>配偶者・子ども</b>  <b>【現在の健康状態】</b>          申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。          (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。          ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。</p> <p><b>本人・配偶者・子ども共通</b>  <b>【過去12ヵ月以内の健康状態】</b>          申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>〈別表〉がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病</p> </div> <p>※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。</p>
<p><b>保険期間</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1年間(2026年8月1日～2027年7月31日)で以後毎年更新します。</li> <li>●保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末(ボーナス払については半年単位の契約応当日の前日)までの保障となります。ただし、掛金の払込が条件となります。</li> </ul>
<p><b>掛金</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●毎月の給与から控除します。(初回は8月分給与より)※ボーナス時掛金(グループ保険)については、年2回の賞与より控除します。(初回ボーナス時掛金は6月賞与より控除します。)</li> </ul>
<p><b>配当金</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。</li> </ul>
<p><b>継続加入の取扱い</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、掛金は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。</li> </ul>
<p><b>申込方法</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。</li> </ul>
<p><b>保険金のお支払い</b></p>	<p>死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(*)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。</p> <p>引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。</p> <p>保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<a href="https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html">https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html</a>)をご覧ください。</p> <p>なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。</p> <p>災害保険金については、この特約の加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に死亡した場合、または加入日(*)以後に発病した特定感染症(※)を直接の原因として保険期間中に死亡した場合にお支払いします。</p> <p>障害および災害入院給付金については、この特約の保険期間中の不慮の事故を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に給付割合表のいずれかの身体障害に該当したか、入院を開始した場合にお支払いします。</p> <p>また、災害入院給付金のお支払いは、同一の不慮の事故について通算して120日をもって限度とします。同一の不慮の事故によって2回以上入院した場合には、その事故の日から起算して180日以内に開始した各入院について、入院日数を合算します。</p>

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

<p><b>保険金のお支払い(続き)</b></p>	<p>なお、災害入院給付金については、日本における病院または診療所およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に入院することを条件とします。</p> <p>「入院」とは、医師の治療が必要でありかつ自宅等での治療が困難なため病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</p> <p>(※)対象となる特定感染症          対象となる特定感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のもの(注)とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>分類項目(基本分類コード)          コレラ(A00)、腸チフス(A01.0)、パラチフスA(A01.1)、細菌性赤痢(A03)、腸管出血性大腸菌感染症(A04.3)、ペスト(A20)、ジフテリア(A36)、急性灰白髄炎(ポリオ)(A80)、ラッサ熱(A96.2)、クリミア・コンゴ(Crimean-Congo)出血熱(A98.0)、マールブルグ(Marburg)ウイルス病(A98.3)、エボラ(Ebola)ウイルス病(A98.4)、痘瘡(B03)、重症急性呼吸器症候群[SARS](ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りません。)(U04)</p> </div> <p>(注)新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)(以下「当該感染症」といいます。))は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める次のいずれかに該当する場合は、「対象となる特定感染症」に含まれます。なお、被保険者が当該感染症を直接の原因として死亡した日において、当該感染症が次のいずれにも該当しない場合は、「対象となる特定感染症」に含まれません。</p> <p>(1)一類感染症、二類感染症または三類感染症          (2)新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症          (3)指定感染症</p>
<p><b>高度障害</b></p>	<p>高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(*)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>高度障害状態とは</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの</li> <li>2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの</li> <li>3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</li> <li>4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</li> <li>7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</li> </ol> </div> <p>※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</p>
<p><b>お支払いできない場合について(解除・免責等)</b></p>	<p>次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき</li> <li>●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき</li> <li>●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。)</li> <li>●契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき</li> <li>●契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合</li> </ul> <p>1. 死亡保険金について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被保険者が加入日(*)から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。)</li> <li>② 契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき</li> <li>③ 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ol> <p>2. 高度障害保険金について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被保険者の故意によるとき</li> <li>② 契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき</li> <li>③ 戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ol>

<p><b>お支払いできない場合について (解除・免責等) (続き)</b></p>	<p>3. 災害保険金、障害給付金、入院給付金について</p> <p>① 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき</p> <p>② 災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき</p> <p>③ 被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故、および被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき</p> <p>④ 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</p>
--	--

(災害保障特約の災害保険金に対して)		
等級	身体障害の程度	給付割合
第2級	8. 1 上肢および1 下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10 手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1 肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1 肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第3級	12. 1 眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1 上肢を手関節以上で失ったかまたは1 上肢の用もしくは1 上肢の3 大関節中の2 関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1 下肢を足関節以上で失ったかまたは1 下肢の用もしくは1 下肢の3 大関節中の2 関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1 手の5 手指を失ったかまたは第1 指(母指)および第2 指(示指)を含んで4 手指を失ったもの 16. 10 足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1 上肢の3 大関節中の1 関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1 下肢の3 大関節中の1 関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1 下肢が永久に5 センチ以上短縮したもの 24. 1 手の第1 指(母指)および第2 指(示指)を失ったかまたは第1 指(母指)および第2 指(示指)のうち少なくとも1 手指を含んで3 手指以上を失ったもの 25. 1 手の5 手指の用を全く永久に失ったかまたは第1 指(母指)および第2 指(示指)を含んで3 手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10 足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1 足の5 足指を失ったもの	30%
第5級	28. 1 上肢の3 大関節中の2 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1 下肢の3 大関節中の2 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1 手の第1 指(母指)もしくは第2 指(示指)を失ったか、第1 指(母指)もしくは第2 指(示指)を含んで2 手指を失ったかまたは第1 指(母指)および第2 指(示指)以外の3 手指を失ったもの 31. 1 手の第1 指(母指)および第2 指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1 足の5 足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1 耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	15%
第6級	37. 1 上肢の3 大関節中の1 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1 下肢の3 大関節中の1 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1 下肢が永久に3 センチ以上短縮したもの 40. 1 手の第1 指(母指)もしくは第2 指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1 指(母指)もしくは第2 指(示指)を含んで2 手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1 指(母指)および第2 指(示指)以外の2 手指もしくは3 手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1 手の第1 指(母指)および第2 指(示指)以外の1 手指または2 手指を失ったもの 42. 1 足の第1 指(母指)または他の4 足指を失ったもの 43. 1 足の第1 指(母指)を含んで3 足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%

第1 級は高度障害条項(7 項目)です

**給付割合表**

<p><b>保険会社からの お願い・ご注意</b></p>	<p>&lt;保険金・給付金のご請求について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険金・給付金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を経由して引受会社にご請求ください。</li> <li>● 保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。</li> <li>● ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。</li> </ul> <p>&lt;改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ご加入の本人・配偶者・子どもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。</li> <li>● 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。</li> <li>● 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。</li> <li>● 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を経由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。</li> </ul>
-----------------------------------	---

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。この制度は生命保険会社と締結した年金払特約付半年払保険料併用特約付災害保障特約付子ども特約付子ども災害保障特約付新・団体定期保険契約に基づき運営します。

**<引受会社>明治安田生命保険相互会社**

就業不能  
への備え

保険期間 2026年8月1日(土)~2027年7月31日(土)

加入対象者 **本人**

## 保障内容等(契約概要部分)

- 病気やケガによる就業不能状態が20日を超えて継続した場合、給付金をお支払いします。
- 入院だけではなく医師の指示による自宅療養や所定の精神障害による就業不能状態もお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

【基本保障：主契約・特定精神障害給付特約】

保障内容	20万円コース	10万円コース	5万円コース
病気やケガによる就業不能状態が 20日を超えて継続したとき (毎月の支払基準日(注)まで 継続するごとに1回、最大18回) <主契約> [就業不能給付金]	基準給付金 月額 <b>20万円</b>	基準給付金 月額 <b>10万円</b>	基準給付金 月額 <b>5万円</b>
所定の精神障害による就業不能状態が 20日を超えて継続したとき (毎月の支払基準日(注)まで 継続するごとに1回、最大18回) <特定精神障害給付特約> [特定精神障害給付金]			

(注) 第1回就業不能給付金の支払事由に該当した日を第1回支払基準日とし、2回目以降は、翌月以降の第1回支払基準日の応当日となります。  
ただし、2回目以降は、直前の支払基準日から各支払基準日まで就業不能状態が継続していた場合にお支払いの対象となります。  
(特定精神障害給付金の場合、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」と読み替えます。)  
就業不能給付金と特定精神障害給付金は、重複して支払われません。

**意向確認  
ご加入前  
ご確認**

就業不能サポートは、病気やケガで就業不能状態になった場合に対する保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入に当たっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

## 給付イメージ



## 給付金のお支払いに関するご注意



給付金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

- 給付金のお支払いは、加入日以降に発生した就業不能状態に限ります。
- 給付金のお支払限度は以下の通りです。

給付金名	お支払限度回数	通算
		就業不能給付金 1つの継続した就業不能状態につき 18回
特定精神障害給付金 1つの継続した就業不能状態につき 18回	18回	

- 給付金の受取人は次の通りです。  
給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.89**

給付金のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.92**

## 加入取扱いに関するご注意



- 就業不能給付金の支払われる回数が36回の通算支払限度に達した場合には、この契約は消滅します。
- 特定精神障害給付金の支払われる回数が18回の通算支払限度に達した場合には、特定精神障害給付特約は消滅します。

## 掛金

### ●月額掛金 (単位：円)

<基本保障：主契約・特定精神障害給付特約>

- 記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

男 性			
基準給付金月額 (申込コース)	20万円 (20万円コース)	10万円 (10万円コース)	5万円 (5万円コース)
年齢【保険年齢】 (生年月日)	基本保障	基本保障	基本保障
15～19歳 (2007.2.2～2012.2.1)	2,020	1,010	505
20～24歳 (2002.2.2～2007.2.1)	2,100	1,050	525
25～29歳 (1997.2.2～2002.2.1)	2,080	1,040	520
30～34歳 (1992.2.2～1997.2.1)	2,340	1,170	585
35～39歳 (1987.2.2～1992.2.1)	2,560	1,280	640
40～44歳 (1982.2.2～1987.2.1)	2,720	1,360	680
45～49歳 (1977.2.2～1982.2.1)	3,240	1,620	810
50～54歳 (1972.2.2～1977.2.1)	4,160	2,080	1,040
55～59歳 (1967.2.2～1972.2.1)	5,780	2,890	1,445
60～64歳 (1962.2.2～1967.2.1)	8,440	4,220	2,110
65～69歳 (1957.2.2～1962.2.1)	10,360	5,180	2,590

女 性			
基準給付金月額 (申込コース)	20万円 (20万円コース)	10万円 (10万円コース)	5万円 (5万円コース)
年齢【保険年齢】 (生年月日)	基本保障	基本保障	基本保障
15～19歳 (2007.2.2～2012.2.1)	2,280	1,140	570
20～24歳 (2002.2.2～2007.2.1)	2,160	1,080	540
25～29歳 (1997.2.2～2002.2.1)	2,600	1,300	650
30～34歳 (1992.2.2～1997.2.1)	2,960	1,480	740
35～39歳 (1987.2.2～1992.2.1)	3,020	1,510	755
40～44歳 (1982.2.2～1987.2.1)	3,400	1,700	850
45～49歳 (1977.2.2～1982.2.1)	4,040	2,020	1,010
50～54歳 (1972.2.2～1977.2.1)	4,460	2,230	1,115
55～59歳 (1967.2.2～1972.2.1)	5,160	2,580	1,290
60～64歳 (1962.2.2～1967.2.1)	7,020	3,510	1,755
65～69歳 (1957.2.2～1962.2.1)	7,660	3,830	1,915

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。  
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。  
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。



病気・ケガへの備え

保険期間 2026年8月1日(土)~2027年7月31日(土)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

## 保障内容等(契約概要部分)

- 病気・ケガで1日以上入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払いします。
- 先進医療による療養を受けた場合、給付金をお支払いします。

※対象となる先進医療については、P86~87の給付金に関するご注意をご確認ください。

【基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約】

・「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

## 支援給付金

保障内容	本人・配偶者		子ども	本人・配偶者・子ども
	5万円	3万円	2.5万円	1万円
<b>基本保障</b> 病気・ケガで入院したとき (1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降30日ごとに1回) <治療支援給付特約> [入院支援給付金]	支援給付金額 <b>5万円</b>	支援給付金額 <b>3万円</b>	支援給付金額 <b>2.5万円</b>	支援給付金額 <b>1万円</b>
<b>基本保障</b> 「入院を伴わない」手術を受けたとき (診療報酬点数合計2,000点以上) <治療支援給付特約> [外来手術給付金]	手術1回につき 支援給付金額 <b>5万円</b>	手術1回につき 支援給付金額 <b>3万円</b>	手術1回につき 支援給付金額 <b>2.5万円</b>	手術1回につき 支援給付金額 <b>1万円</b>
<b>基本保障</b> 「入院を伴わない」放射線治療を受けたとき <治療支援給付特約> [外来放射線治療給付金]	放射線治療1回につき 支援給付金額 <b>5万円</b>	放射線治療1回につき 支援給付金額 <b>3万円</b>	放射線治療1回につき 支援給付金額 <b>2.5万円</b>	放射線治療1回につき 支援給付金額 <b>1万円</b>
<b>基本保障</b> 先進医療による療養を受けたとき (入院を伴わない場合も対象) <先進医療給付特約> [先進医療給付金]	先進医療の技術にかかわる費用と同額			

●給付金の受取人は次の通りです。

各給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.86**保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.89**

## 加入取扱いに関するご注意



●本人の先進医療給付金について、通算支払金額が2,000万円に到達した場合、先進医療給付特約は消滅し、配偶者・子どもは同時に特約から脱退となります。

意向確認  
ご加入前  
ご確認

医療費支援プランは、病気・ケガを直接の原因とする入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

## 掛金

## ●月額掛金 (単位：円)

&lt;基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約&gt;

- ・記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

&lt;支援給付金額5万円・3万円・2.5万円・1万円&gt;

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者					
	基本保障			基本保障		
	男性			女性		
	5万円	3万円	1万円	5万円	3万円	1万円
15~19歳 (2007.2.2~2012.2.1)	585	381	177	440	294	148
20~24歳 (2002.2.2~2007.2.1)	495	327	159	600	390	180
25~29歳 (1997.2.2~2002.2.1)	500	330	160	850	540	230
30~34歳 (1992.2.2~1997.2.1)	525	345	165	990	624	258
35~39歳 (1987.2.2~1992.2.1)	635	411	187	990	624	258
40~44歳 (1982.2.2~1987.2.1)	770	492	214	950	600	250
45~49歳 (1977.2.2~1982.2.1)	995	627	259	1,025	645	265
50~54歳 (1972.2.2~1977.2.1)	1,275	795	315	1,145	717	289
55~59歳 (1967.2.2~1972.2.1)	1,720	1,062	404	1,330	828	326
60~64歳 (1962.2.2~1967.2.1)	2,370	1,452	534	1,640	1,014	388
65~69歳 (1957.2.2~1962.2.1)	2,790	1,704	618	2,060	1,266	472
70歳 (1956.2.2~1957.2.1)	3,075	1,875	675	2,390	1,464	538

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	子ども	
	基本保障	
	2.5万円	1万円
0~25歳 (2001.2.2以降に生まれた方)	380	197

病気・ケガ  
への備え三大疾病・  
介護等への備え

保険期間 2026年8月1日(土)~2027年7月31日(土)

## 保障内容等(契約概要部分)

## 医療保障保険(生命保険)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

- 病気・ケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 死亡のとき、所定の死亡保険金をお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

保障内容	本人		本人・配偶者・子ども	
	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円
病気やケガで、継続して2日以上入院したとき [入院給付金]	日額10,000円 ×入院日数	日額8,000円 ×入院日数	日額5,000円 ×入院日数	日額3,000円 ×入院日数
死亡したとき [死亡保険金]	10万円	10万円	10万円	10万円

●保険金・給付金の受取人は次の通りです。

入院給付金：主契約の被保険者

死亡保険金：被保険者が指定した方(ただし家族特約における死亡保険金は主契約の被保険者となります。)

保険金・給付金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 **P.85**保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.86**意向確認  
ご加入前  
ご確認

医療保障保険(生命保険)は、病気やケガによる入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。オプションWIDE(損害保険)は、所定の病気により入院したり手術を受けたとき等の補償の確保を主な目的とする損害保険です。

ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

## オプションWIDE(損害保険)

加入対象者 **本人** **配偶者** **本人・配偶者の親(親介護特約のみ)**

- 所定の病気により入院した場合、入院保険金を1日目からお支払いします。
- 病気やケガにより所定の手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。
- 所定の要介護状態になった場合、介護保険金をお支払いします。

保障内容	本人		本人・配偶者	
	10,000円 A・1Aコース	8,000円 B・1Bコース	5,000円 C・1C・D・1Dコース	3,000円 F・1F・E・1Eコース
三大疾病・所定の生活習慣病の治療を 目的として1日以上入院したとき [三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病入院保険金]	日額10,000円 ×入院日数	日額8,000円 ×入院日数	日額5,000円 ×入院日数	日額3,000円 ×入院日数
病気やケガの治療を直接の目的として 所定の手術を受けたとき [疾病・傷害手術保険金]	手術の種類に応じて 10・20・40万円	手術の種類に応じて 8・16・32万円	手術の種類に応じて 5・10・20万円	手術の種類に応じて 3・6・12万円
三大疾病・所定の生活習慣病の治療を 直接の目的として所定の手術を受けたとき [三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病手術保険金]	手術の種類に応じて 10・20・40万円	手術の種類に応じて 8・16・32万円	手術の種類に応じて 5・10・20万円	手術の種類に応じて 3・6・12万円
所定の要介護状態になったとき [介護保険金]	100万円 (1回を限度)	100万円 (1回を限度)	100万円 (1回を限度)	100万円 (1回を限度)

女性のみ	保障内容	1Aコース	1Bコース	1C・1Dコース	1F・1Eコース
	女性疾病の治療を目的として 1日以上入院したとき [女性疾病入院保険金]	日額10,000円 ×入院日数	日額8,000円 ×入院日数	日額5,000円 ×入院日数	日額3,000円 ×入院日数
	女性疾病の治療を直接の目的として 所定の手術を受けたとき [女性疾病手術保険金]	手術の種類に応じて 10・20・40万円	手術の種類に応じて 8・16・32万円	手術の種類に応じて 5・10・20万円	手術の種類に応じて 3・6・12万円
	女性が特定障害の治療を直接の目的として 所定の形成術等を受けたとき [女性疾病手術保険金]	手術の種類に応じて 20・40万円	手術の種類に応じて 16・32万円	手術の種類に応じて 10・20万円	手術の種類に応じて 6・12万円

親介護特約をセットすることができます。

親介護特約	保障内容	Pコース
	親が所定の要介護状態になったとき [親介護保険金]	親介護保険金額 100万円 (1回を限度)

(注) 生保部分と損保部分では、対象となる手術の範囲や給付倍率が異なります。したがって、三大疾病・所定の生活習慣病・女性疾病で所定の手術を受けたときでも、いずれか一方からのみの給付となる場合や給付金額が異なる場合があります。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 **P.92**

## 掛金

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。  
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 掛金は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

### 医療保障保険(生命保険)

#### ●月額掛金 (単位:円)

- 記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人		本人・配偶者	
	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円
15～19歳 (2007.2.2～2012.2.1)	2,374	1,906	1,204	736
20～24歳 (2002.2.2～2007.2.1)	3,022	2,424	1,527	929
25～29歳 (1997.2.2～2002.2.1)	3,472	2,784	1,752	1,064
30～34歳 (1992.2.2～1997.2.1)	3,632	2,912	1,832	1,112
35～39歳 (1987.2.2～1992.2.1)	3,624	2,906	1,829	1,111
40～44歳 (1982.2.2～1987.2.1)	4,001	3,209	2,021	1,229
45～49歳 (1977.2.2～1982.2.1)	4,580	3,674	2,315	1,409
50～54歳 (1972.2.2～1977.2.1)	5,827	4,675	2,947	1,795
55～59歳 (1967.2.2～1972.2.1)	7,470	5,996	3,785	2,311
60～64歳 (1962.2.2～1967.2.1)	10,135	8,139	5,145	3,149
65～69歳 (1957.2.2～1962.2.1)	14,531	11,673	7,386	4,528

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	子ども	
	5,000円	3,000円
0～22歳 (2004.2.2以降に生まれた方)	1,290	784

- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

### オプションWIDE(損害保険)

#### ●月額掛金 (単位:円)

<入院保険金日額・手術基準日額: 10,000円・8,000円・5,000円・3,000円、介護保険金額: 全コース一律100万円>

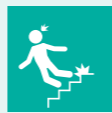
- 掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性				女性			
	本人 Aコース	本人 Bコース	本人 Cコース 配偶者 Dコース	本人 Fコース 配偶者 Eコース	本人 1Aコース	本人 1Bコース	本人 1Cコース 配偶者 1Dコース	本人 1Fコース 配偶者 1Eコース
15歳 (2011.2.2～2012.2.1)	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円
16～20歳 (2006.2.2～2011.2.1)	880	700	450	300	1,450	1,160	740	480
21～25歳 (2001.2.2～2006.2.1)	950	760	490	310	1,520	1,220	780	490
26～30歳 (1996.2.2～2001.2.1)	990	790	510	320	1,630	1,300	840	520
31～35歳 (1991.2.2～1996.2.1)	1,120	880	560	350	2,060	1,630	1,030	630
36～40歳 (1986.2.2～1991.2.1)	1,170	930	580	370	1,980	1,570	990	620
41～45歳 (1981.2.2～1986.2.1)	1,180	950	610	370	2,040	1,640	1,050	630
46～50歳 (1976.2.2～1981.2.1)	1,260	1,020	640	400	2,330	1,880	1,180	720
51～55歳 (1971.2.2～1976.2.1)	1,480	1,200	740	470	2,810	2,260	1,410	870
56～60歳 (1966.2.2～1971.2.1)	2,400	1,940	1,250	770	3,930	3,160	2,020	1,230
61～65歳 (1961.2.2～1966.2.1)	3,530	2,850	1,830	1,150	5,260	4,230	2,700	1,670
66～69歳 (1957.2.2～1961.2.1)	5,230	4,260	2,770	1,780	7,020	5,690	3,670	2,320
	7,390	6,040	4,000	2,650	9,200	7,490	4,910	3,200

#### 親介護特約

(単位:円) <親介護保険金額: 100万円>

親の年齢 【保険年齢】 (生年月日)	52～55歳 (1971.2.2 } 1975.2.1)	56～60歳 (1966.2.2 } 1971.2.1)	61～65歳 (1961.2.2 } 1966.2.1)	66～70歳 (1956.2.2 } 1961.2.1)	71～75歳 (1951.2.2 } 1956.2.1)	76～80歳 (1946.2.2 } 1951.2.1)
100万円 Pコース	70	140	300	610	1,300	2,770



ケガ・日常生活上のリスクへの備え

意向確認  
ご加入前のご確認

リビングガードは、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2026年8月1日(土)~2027年7月31日(土)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

## 保障内容等(契約概要部分)・掛金

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 入院保険金や通院保険金は、1日目からお支払いの対象となります。
- 日常生活における様々なリスクに対応します。
- 日常生活において偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったりして法律上の損害賠償責任を負った場合、保険金をお支払いします。
- 国内において、被保険者が被った身体の障害、財物の損壊・盗取、被保険者に発生した人格権侵害<sup>(注\*)</sup>による精神的苦痛に関する紛争について、弁護士費用等・法律相談費用を負担した場合、保険金をお支払いします。

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、事故担当窓口を通じて明治安田損保へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた明治安田損保が、日本弁護士連合会を通じて弁護士紹介を依頼し、各地の弁護士会がお客さまに弁護士をご紹介します。

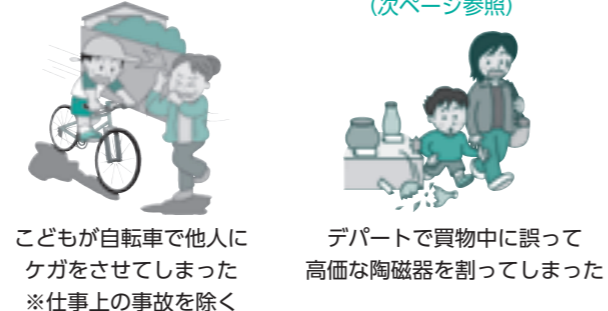
(注\*) 人格権侵害は、被保険者が、不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉棄損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為またはいじめもしくは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ることをいいます。また、警察等の公的機関、学校もしくは企業等の相談窓口等への届出を行ない、その事実を客観的に証明できるものに限ります。

## 次のような場合に、保険金をお支払します。(こんなときに補償されます)

### ①ケガによる入院・通院・手術保険金



### ②賠償責任保険金<sup>(注)</sup>



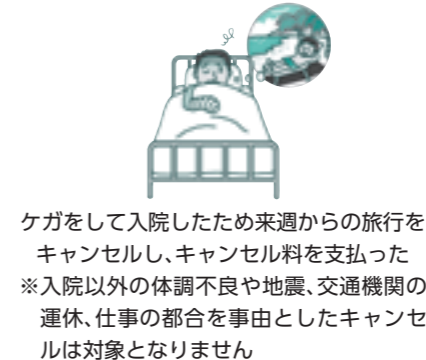
### ③携行品損害保険金



### ④レンタル用品賠償責任保険金<sup>(注)</sup>



### ⑤キャンセル費用保険金



### ⑥救護者費用等保険金



### ⑦住宅内生活用動産保険金



**(注) 賠償責任およびレンタル用品賠償責任は、本人のご加入により以下の方の賠償事故も補償対象となります。**  
● 配偶者・本人またはその配偶者の同居の親族 ● 本人またはその配偶者の別居の未婚の子本人が未成年もしくは責任無能力者、または補償対象となる方が責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等も補償対象となる方に含まれます(未成年または責任無能力者に関する事故に限ります。)

**賠償責任補償には「国内示談交渉サービス」がセットされています。**  
日本国内で発生したお支払対象となる賠償事故については示談交渉サービスが利用できます。ただし、相手方の同意が得られない場合、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、被保険者にご協力いただけない場合等は利用できません。また、「もらい事故」のように被保険者に損害賠償責任がない場合等は、本サービスの対象外です。

### ⑧弁護士費用等・法律相談費用保険金

※請求金額・弁護士費用等は一例です。相手への請求金額が全額認定された場合の弁護士費用等を当社にて仮に算出しております。

**ケース1** マンション上階からの水漏れで天井の張替え、家財や家具に損害が生じた場合

委任内容：加害者への損害賠償請求(請求金額305万円)

**内訳**

- 天井の張替え 100万円
- クローゼットの中の服・カバンなどのクリーニング費用 50万円
- 水濡れで破損した家電の買い替え費用 時価150万円
- 工事期間のホテル宿泊費用 5万円

支払内容：加害者への損害賠償請求に要した弁護士費用等 83万円

**内訳**

- 着手金 27万円
- 報酬金 54万円
- 委任前の相談費用 2万円

**ケース2** ※ 子どもが学校でいじめにあい、登校拒否となった。学校に対応してもらいたいが、学校や教育委員会に対して、状況をうまく説明する自信がなく、弁護士に対応を依頼したい場合

委任内容：学校および教育委員会への事情説明

**内訳**

- 学校の校長に対し、いじめの実態の説明 3時間×2回
- 教育委員会へ、学校の対応について監督要請 2時間

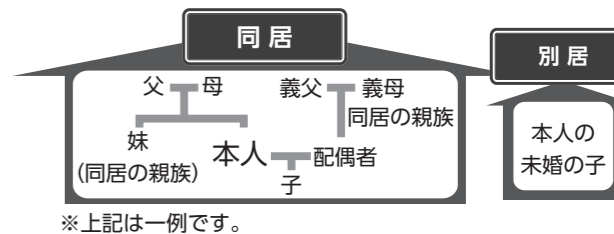
支払内容：弁護士費用等 35万円

**内訳**

- タイムチャージ 15時間×2.2万円/時間(学校・教育委員会対応8時間+依頼者との打合せ7時間)
- 交通費など実費費用 2万円

## 補償対象となる方

本人の加入により賠償責任・レンタル用品賠償責任・弁護士費用等・法律相談費用保険金の補償対象となる方



・掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

(単位：円)

補償概要・補償項目	本人				配偶者	子ども
	Lコース	Mコース	Nコース	Pコース	Qコース	Rコース
<b>傷害により、入院した場合</b> (事故発生の日からその日を含めて180日以内の入院について) [入院保険金]	日額 <b>2,000円</b>	日額 <b>2,000円</b>	日額 <b>2,000円</b>	日額 <b>2,000円</b>	日額 <b>2,000円</b>	日額 <b>2,000円</b>
<b>傷害により、所定の手術を受けた場合</b> (ただし、1事故につき手術1回が限度)〈状況により〉 [手術保険金]	1または <b>2万円</b>	1または <b>2万円</b>	1または <b>2万円</b>	1または <b>2万円</b>	1または <b>2万円</b>	1または <b>2万円</b>
<b>傷害により、通院し医師の治療を受けた場合</b> (事故発生の日からその日を含めて180日以内の通院について、90日限度) [通院保険金]	日額 <b>1,000円</b>	日額 <b>1,000円</b>	日額 <b>1,000円</b>	日額 <b>1,000円</b>	日額 <b>1,000円</b>	日額 <b>1,000円</b>

補償概要・補償項目	本人				配偶者	子ども
	Lコース	Mコース	Nコース	Pコース	Qコース	Rコース
<b>自宅の外において、偶然な事故により携行品に損害が生じた場合</b> 〈免責3,000円〉 [携行品損害保険金]	<b>10万円</b> (注○)	<b>10万円</b> (注○)	<b>10万円</b> (注○)	<b>10万円</b> (注○)	<b>10万円</b> (注○)	<b>10万円</b> (注○)
<b>他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして法律上の賠償責任を負った場合</b> [賠償責任保険金]	<b>10,000万円</b> (注▲)	<b>10,000万円</b> (注▲)	<b>10,000万円</b> (注▲)	<b>10,000万円</b> (注▲)	—	—
<b>国内において、被保険者が被った身体の障害、財物の損壊・盗取、被保険者に発生した人格権侵害(注*)による精神的苦痛に関する紛争について、弁護士費用等・法律相談費用を負担した場合</b>	[弁護士費用等保険金] <b>300万円</b> (注○)	<b>300万円</b> (注○)	<b>300万円</b> (注○)	<b>300万円</b> (注○)	—	—
	[法律相談費用保険金] <b>10万円</b> (注○)	<b>10万円</b> (注○)	<b>10万円</b> (注○)	<b>10万円</b> (注○)	—	—
<b>他人から受託した財物の損壊・盗取により、法律上の賠償責任を負った場合</b> 〈免責5,000円〉 [受託品賠償責任保険金]	—	<b>10万円</b> (注▲)	—	<b>10万円</b> (注▲)	—	—
<b>レンタル用品の損壊・盗取により、法律上の賠償責任を負った場合</b> 〈免責3,000円以上〉 [レンタル用品賠償責任保険金]	<b>30万円</b> (注▲)	—	—	—	—	—
<b>死亡・入院により、サービスの予約をキャンセルし、キャンセル費用を負担した場合</b> 〈免責1,000円以上〉 [キャンセル費用保険金]	<b>10万円</b>	<b>10万円</b>	—	—	—	—
<b>被保険者の行方不明・遭難等により、救援者費用等を負担した場合</b> [救援者費用等保険金]	<b>150万円</b>	<b>150万円</b>	—	—	—	—
<b>偶然な事故により、住宅内生活用動産に損害が生じた場合</b> 〈免責3,000円〉 [住宅内生活用動産保険金]	—	<b>30万円</b> (注○)	<b>30万円</b> (注○)	—	—	—
<b>月 額 掛 金</b>	<b>630</b>	<b>1,060</b>	<b>940</b>	<b>700</b>	<b>450</b>	<b>450</b>

(注○) 携行品損害・住宅内生活用動産保険金の事故のご請求にあたっては、損害品の写真、修理見積書等が必要となります。損害品を廃棄されないようお願いいたします。盗難の場合は、盗難(被害)届が必要となります。

(注▲) 賠償責任・受託品賠償責任・レンタル用品賠償責任保険金は、本人の加入により以下の方も補償対象となります。本人が未成年もしくは責任無能力者、または補償対象となる方が責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等も補償対象となる方に含まれます(未成年または責任無能力者に関する事故に限ります。)

・配偶者 ・本人またはその配偶者の同居の親族 ・本人またはその配偶者の別居の未婚の子  
 なお、続柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。

また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注◎) 弁護士費用等保険金・法律相談費用保険金は、本人の加入により以下の方も補償対象となります。

・配偶者 ・本人またはその配偶者の同居の親族 ・本人またはその配偶者の別居の未婚の子  
 なお、続柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。

また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 **P.82**



ケガへの備え

意向確認  
ご加入前  
ご確認

傷害給付は、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

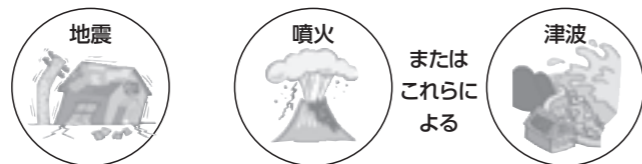
保険期間 2026年8月1日(土)~2027年7月31日(土)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

### 保障内容等(契約概要部分)・掛金

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 入院保険金や通院保険金は、1日目からお支払いの対象となります。

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする傷害に対しても保険金が支払われます。



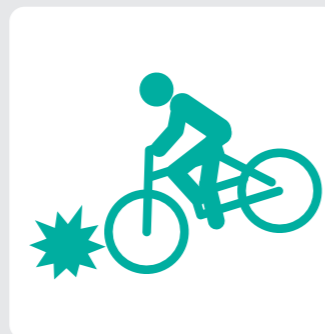
こんな時に補償されます。



車にはねられケガをした



階段でころんでケガをした



自転車でころんでケガをした



職場でドアにぶつかりケガをした

・掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

(単位：円)

補償概要・補償項目	本人	配偶者	子ども
	1Sコース	2Sコース	3Sコース
傷害により、入院した場合 (事故発生の日からその日を含めて 180日以内の入院について) [入院保険金]	日額 <b>3,100円</b>	日額 <b>3,100円</b>	日額 <b>3,100円</b>
傷害により、所定の手術を受けた場合 (ただし、1事故につき手術1回が限度)〈状況により〉 [手術保険金]	1.55または 3.1万円	1.55または 3.1万円	1.55または 3.1万円
傷害により、通院し医師の治療を受けた場合 (事故発生の日からその日を含めて 180日以内の通院について、90日限度) [通院保険金]	日額 <b>1,700円</b>	日額 <b>1,700円</b>	日額 <b>1,700円</b>
<b>月 額 掛 金</b>	650	650	650

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 [P.82](#)



意向確認  
ご加入前のご確認

三大生活習慣病サポート制度は、所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために所定の手術を受けられたときの保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2026年9月1日(火)~2027年8月31日(火)

加入対象者 **本人** **配偶者**

### 保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。
- 7大疾病および上皮内新生物に対する治療費として、保険金が支払われます。  
※特約の付加により保障内容が異なります。

保障区分	保障内容	本人・配偶者	
		500万円	300万円
主契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき</li> <li>● 急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき</li> <li>● 急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき</li> </ul> <p>[特定疾病保険金] (※1)</p>	500万円	300万円
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 死亡・所定の高度障害状態のとき</li> </ul> <p>[死亡・高度障害保険金] (※1)</p>		
7大疾病保障特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき</li> <li>● 急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき</li> <li>● 急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき</li> </ul> <p>[7大疾病保険金] (※2)</p>	250万円	150万円
がん・上皮内新生物保障特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき</li> </ul> <p>[がん・上皮内新生物保険金] (※2)</p>	50万円	30万円



(※1) 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。  
(※2) 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

### 保険金ごとの保障イメージ <お申込金額500万円の場合>

		〈主契約〉	〈7大疾病保障特約〉	〈がん・上皮内新生物保障特約〉	特約を付加した場合の合計受取額
		特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金 500万円	7大疾病保険金 250万円 主契約の5割	がん・上皮内新生物 保険金 50万円 主契約の1割	
特定疾病の保障	死亡・高度障害	●			500万円
	悪性新生物(がん) <sup>(注)</sup>	●	●	●	800万円
	急性心筋梗塞	●	●		750万円
	脳卒中	●	●		
	重度の糖尿病		●		250万円
	重度の高血圧性疾患		●		
	慢性腎不全		●		
肝硬変		●			
	上皮内新生物			●	50万円

(注) 特定疾病保険金、7大疾病保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。  
がん・上皮内新生物保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含まれます。

- 保険金受取人は次の通りです。  
死亡保険金：被保険者が指定した方  
上記以外の保険金：被保険者

- 本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。  
ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

### 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項



- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

## 保険金のお支払いに関するご注意

**!** **ご注意** 被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病		お支払事由	お支払対象とならない疾病例 <sup>※1</sup>
特定疾病保険金	●悪性新生物(がん)	加入日前を含めてはじめて <sup>※2</sup> 悪性新生物と診断確定 <sup>※3</sup> されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上皮内新生物<sup>※4</sup></li> <li>・悪性黒色腫を除く皮膚がん</li> <li>・脂肪腫</li> </ul>
	●急性心筋梗塞	加入日以後に発病した疾病 <sup>※5</sup> を原因として、急性心筋梗塞を発病 <sup>※5</sup> し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 <sup>※6</sup> が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 <sup>※7</sup> を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狭心症</li> <li>・解離性大動脈瘤</li> <li>・心筋症</li> </ul>
	●脳卒中(くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞)	加入日以後に発病した疾病 <sup>※5</sup> を原因として、脳卒中を発病 <sup>※5</sup> し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 <sup>※7</sup> を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一過性脳虚血</li> <li>・外傷性くも膜下出血</li> <li>・未破裂脳動脈瘤</li> </ul>
7大疾病保険金 <sup>※13</sup> <sup>※14</sup>	●重度の糖尿病	加入日以後に発病した疾病 <sup>※5</sup> を原因として、糖尿病を発病 <sup>※5</sup> し、医師が必要と認める日常のかつ継続的なインスリン療法 <sup>※8</sup> を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
	●重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)	加入日以後に発病した疾病 <sup>※5</sup> を原因として、高血圧性疾患を発病 <sup>※5</sup> し、その疾病により高血圧性網膜症 <sup>※9</sup> であると医師によって診断されたとき	
	●慢性腎不全	加入日以後に発病した疾病 <sup>※5</sup> を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法 <sup>※10</sup> を開始したとき	
	●肝硬変	加入日以後に発病した疾病 <sup>※5</sup> を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき <sup>※11</sup>	
がん・上皮内新生物保険金	加入日前を含めてはじめて <sup>※12</sup> 悪性新生物・上皮内新生物と診断確定 <sup>※3</sup> されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき		
死亡保険金	死亡されたとき		
高度障害保険金	加入日以後に発生した傷害または疾病 <sup>※5</sup> により所定の高度障害状態になられたとき		

- ※1 お支払対象とならない疾病には、前記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に局限しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時を含めます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限ります。
- ※9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- ※10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。
- ※12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- ※13 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。
- ※14 7大疾病保険金のお支払いはいずれかの疾病について1回のみです。

「所定の高度障害状態」については、参照ページをご覧ください。 **P.81**

約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.100**

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.95**

<保険金等を受け取った場合の税務申告上の留意事項>

- ・所得税の医療費控除を申告される際には、実際に支払った医療費から受け取られた保険金等の金額を差し引くことが必要な場合があります。
- ・税務上の取扱いについては本パンフレット作成時点の税制に基づくものであり、今後、税制の変更に伴い取扱いが変わる場合があります。個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

# 掛金

## ●月額掛金 (単位：円) <保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額500万円・300万円>

- ・記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

男性						
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者					
	500万円			300万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	500万円	250万円	50万円	300万円	150万円	30万円
15歳 (2011.3.2～ 2012.3.1)	685	250	60	411	150	36
16～20歳 (2006.3.2～ 2011.3.1)	890	325	65	534	195	39
21～25歳 (2001.3.2～ 2006.3.1)	1,145	350	65	687	210	39
26～30歳 (1996.3.2～ 2001.3.1)	1,170	400	70	702	240	42
31～35歳 (1991.3.2～ 1996.3.1)	1,415	525	80	849	315	48
36～40歳 (1986.3.2～ 1991.3.1)	1,870	675	100	1,122	405	60
41～45歳 (1981.3.2～ 1986.3.1)	2,540	975	150	1,524	585	90
46～50歳 (1976.3.2～ 1981.3.1)	4,155	1,700	235	2,493	1,020	141
51～55歳 (1971.3.2～ 1976.3.1)	6,810	2,700	360	4,086	1,620	216
56～60歳 (1966.3.2～ 1971.3.1)	10,590	4,600	620	6,354	2,760	372
61～65歳 (1961.3.2～ 1966.3.1)	16,435	7,325	1,135	9,861	4,395	681
66～70歳 (1956.3.2～ 1961.3.1)	24,270	10,575	1,740	14,562	6,345	1,044

男性						
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者					
	500万円			300万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	500万円	250万円	50万円	300万円	150万円	30万円
71歳 (1955.3.2～ 1956.3.1)	30,510	13,025	2,075	18,306	7,815	1,245
72歳 (1954.3.2～ 1955.3.1)	32,955	13,900	2,195	19,773	8,340	1,317
73歳 (1953.3.2～ 1954.3.1)	35,605	14,750	2,305	21,363	8,850	1,383
74歳 (1952.3.2～ 1953.3.1)	38,535	15,650	2,420	23,121	9,390	1,452
75歳 (1951.3.2～ 1952.3.1)	41,815	16,275	2,535	25,089	9,765	1,521
76歳 (1950.3.2～ 1951.3.1)	45,480	16,900	2,640	27,288	10,140	1,584
77歳 (1949.3.2～ 1950.3.1)	49,585	17,500	2,725	29,751	10,500	1,635
78歳 (1948.3.2～ 1949.3.1)	54,130	18,075	2,800	32,478	10,845	1,680
79歳 (1947.3.2～ 1948.3.1)	59,155	18,750	2,885	35,493	11,250	1,731

女性						
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者					
	500万円			300万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	500万円	250万円	50万円	300万円	150万円	30万円
15歳 (2011.3.2～ 2012.3.1)	660	275	60	396	165	36
16～20歳 (2006.3.2～ 2011.3.1)	765	325	75	459	195	45
21～25歳 (2001.3.2～ 2006.3.1)	890	375	125	534	225	75
26～30歳 (1996.3.2～ 2001.3.1)	1,095	500	160	657	300	96
31～35歳 (1991.3.2～ 1996.3.1)	1,505	725	225	903	435	135
36～40歳 (1986.3.2～ 1991.3.1)	2,150	1,100	305	1,290	660	183
41～45歳 (1981.3.2～ 1986.3.1)	3,080	1,825	400	1,848	1,095	240
46～50歳 (1976.3.2～ 1981.3.1)	3,850	2,375	500	2,310	1,425	300
51～55歳 (1971.3.2～ 1976.3.1)	4,995	3,025	515	2,997	1,815	309
56～60歳 (1966.3.2～ 1971.3.1)	6,125	4,025	595	3,675	2,415	357
61～65歳 (1961.3.2～ 1966.3.1)	8,640	4,775	805	5,184	2,865	483
66～70歳 (1956.3.2～ 1961.3.1)	11,370	6,375	905	6,822	3,825	543

女性						
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者					
	500万円			300万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	500万円	250万円	50万円	300万円	150万円	30万円
71歳 (1955.3.2～ 1956.3.1)	14,080	7,250	990	8,448	4,350	594
72歳 (1954.3.2～ 1955.3.1)	15,450	7,525	1,025	9,270	4,515	615
73歳 (1953.3.2～ 1954.3.1)	16,960	7,825	1,060	10,176	4,695	636
74歳 (1952.3.2～ 1953.3.1)	18,535	8,100	1,095	11,121	4,860	657
75歳 (1951.3.2～ 1952.3.1)	20,180	8,550	1,135	12,108	5,130	681
76歳 (1950.3.2～ 1951.3.1)	21,875	9,050	1,165	13,125	5,430	699
77歳 (1949.3.2～ 1950.3.1)	23,685	9,575	1,205	14,211	5,745	723
78歳 (1948.3.2～ 1949.3.1)	25,705	10,200	1,240	15,423	6,120	744
79歳 (1947.3.2～ 1948.3.1)	27,990	10,825	1,280	16,794	6,495	768

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。  
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。  
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 71歳以下の方が、特約を新規付加することができます。

## <お知らせ>三大生活習慣病サポート制度をご検討のみなさんへ

2024年9月1日更新分より、三大生活習慣病サポート制度に**100万円**コースが全年齢でご加入いただけるようになりました。

●**月額掛金** <保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額100万円、7大疾病保障特約保険金額50万円、がん・上皮内新生物保障特約保険金額10万円>

(単位：円)

男性			
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者		
	100万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・上皮内 新生物 保障特約
	100万円	50万円	10万円
15歳 (2011.3.2～ 2012.3.1)	137	50	12
16～20歳 (2006.3.2～ 2011.3.1)	178	65	13
21～25歳 (2001.3.2～ 2006.3.1)	229	70	13
26～30歳 (1996.3.2～ 2001.3.1)	234	80	14
31～35歳 (1991.3.2～ 1996.3.1)	283	105	16
36～40歳 (1986.3.2～ 1991.3.1)	374	135	20
41～45歳 (1981.3.2～ 1986.3.1)	508	195	30
46～50歳 (1976.3.2～ 1981.3.1)	831	340	47
51～55歳 (1971.3.2～ 1976.3.1)	1,362	540	72
56～60歳 (1966.3.2～ 1971.3.1)	2,118	920	124
61～65歳 (1961.3.2～ 1966.3.1)	3,287	1,465	227
66～70歳 (1956.3.2～ 1961.3.1)	4,854	2,115	348

男性			
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者		
	100万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・上皮内 新生物 保障特約
	100万円	50万円	10万円
71歳 (1955.3.2～ 1956.3.1)	6,102	2,605	415
72歳 (1954.3.2～ 1955.3.1)	6,591	2,780	439
73歳 (1953.3.2～ 1954.3.1)	7,121	2,950	461
74歳 (1952.3.2～ 1953.3.1)	7,707	3,130	484
75歳 (1951.3.2～ 1952.3.1)	8,363	3,255	507
76歳 (1950.3.2～ 1951.3.1)	9,096	3,380	528
77歳 (1949.3.2～ 1950.3.1)	9,917	3,500	545
78歳 (1948.3.2～ 1949.3.1)	10,826	3,615	560
79歳 (1947.3.2～ 1948.3.1)	11,831	3,750	577

女性			
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者		
	100万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・上皮内 新生物 保障特約
	100万円	50万円	10万円
15歳 (2011.3.2～ 2012.3.1)	132	55	12
16～20歳 (2006.3.2～ 2011.3.1)	153	65	15
21～25歳 (2001.3.2～ 2006.3.1)	178	75	25
26～30歳 (1996.3.2～ 2001.3.1)	219	100	32
31～35歳 (1991.3.2～ 1996.3.1)	301	145	45
36～40歳 (1986.3.2～ 1991.3.1)	430	220	61
41～45歳 (1981.3.2～ 1986.3.1)	616	365	80
46～50歳 (1976.3.2～ 1981.3.1)	770	475	100
51～55歳 (1971.3.2～ 1976.3.1)	999	605	103
56～60歳 (1966.3.2～ 1971.3.1)	1,225	805	119
61～65歳 (1961.3.2～ 1966.3.1)	1,728	955	161
66～70歳 (1956.3.2～ 1961.3.1)	2,274	1,275	181

女性			
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者		
	100万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・上皮内 新生物 保障特約
	100万円	50万円	10万円
71歳 (1955.3.2～ 1956.3.1)	2,816	1,450	198
72歳 (1954.3.2～ 1955.3.1)	3,090	1,505	205
73歳 (1953.3.2～ 1954.3.1)	3,392	1,565	212
74歳 (1952.3.2～ 1953.3.1)	3,707	1,620	219
75歳 (1951.3.2～ 1952.3.1)	4,036	1,710	227
76歳 (1950.3.2～ 1951.3.1)	4,375	1,810	233
77歳 (1949.3.2～ 1950.3.1)	4,737	1,915	241
78歳 (1948.3.2～ 1949.3.1)	5,141	2,040	248
79歳 (1947.3.2～ 1948.3.1)	5,598	2,165	256

(単位：円)

・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳＝2026年9月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで

・記載の掛金等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の掛金等をご加入(増額)および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により掛金等も改定されることがあります。

加入日(\*)以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いたします。

(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

## 長期療養収入補償制度



意向確認  
ご加入前  
のご確認

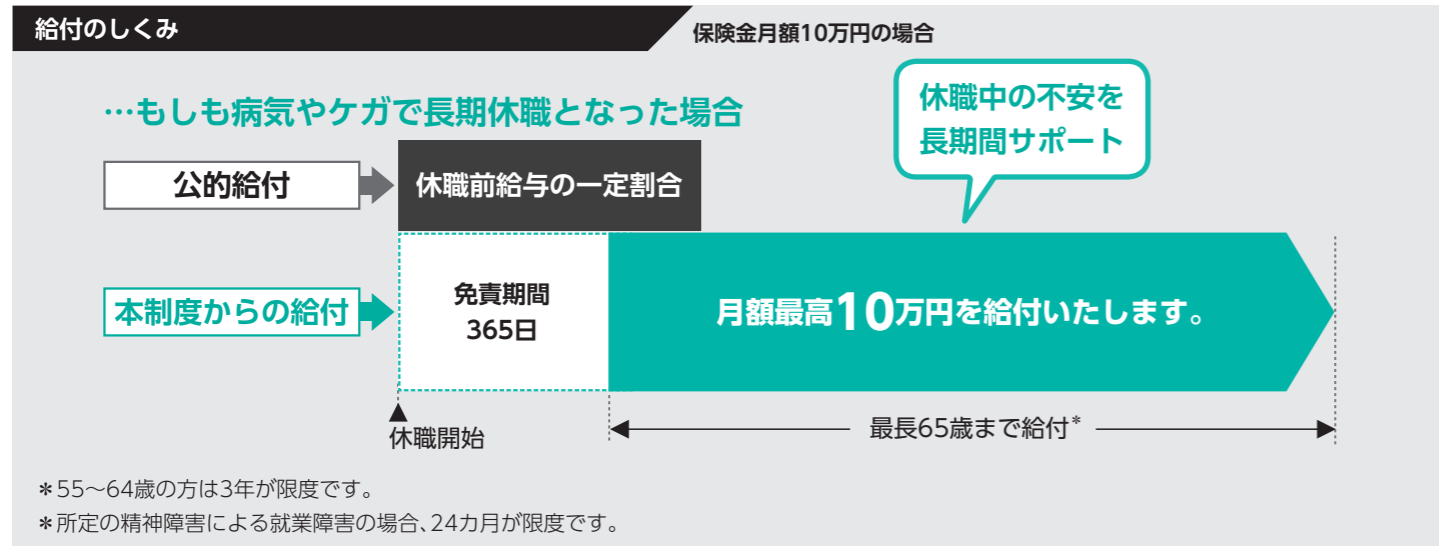
長期療養収入補償制度は、傷害または疾病(あわせて以下「身体障害」といいます。)により就業障害となったときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2026年8月1日(土)~2027年7月31日(土)

加入対象者 **本人**

### 保障内容等(契約概要部分)・掛金

- 病気やケガにより所定の就業障害が免責期間を超えて継続したとき、**保険金をお支払いします。**<sup>(注)</sup>  
(注)免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。
- 就業障害が継続する限り、補償対象期間を限度に、長期にわたって保険金をお支払いします。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金お支払いの対象となります。



### ●月額掛金 (単位:円)

●掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

年齢 【満年齢】 (生年月日)	免責 期間	補償 対象 期間	男 性		女 性	
			保険金月額 10万円 10コース	保険金月額 20万円 20コース	保険金月額 10万円 10コース	保険金月額 20万円 20コース
17~24歳 (2001.8.2~2009.2.1)	365日	65歳	828	-	563	-
25~29歳 (1996.8.2~2001.8.1)			863	-	725	-
30~34歳 (1991.8.2~1996.8.1)			938	(34歳) (~1992.2.1) 1,876	984	(34歳) (~1992.2.1) 1,968
35~39歳 (1986.8.2~1991.8.1)			1,156	2,312	1,445	2,890
40~44歳 (1981.8.2~1986.8.1)			1,754	3,507	2,338	4,677
45~49歳 (1976.8.2~1981.8.1)			2,580	5,160	3,400	6,801
50~54歳 (1971.8.2~1976.8.1)			3,718	7,437	4,556	9,111
55~59歳 (1966.8.2~1971.8.1)			2,404	4,808	2,538	5,077
60~64歳 (1962.2.2~1966.8.1)			4,156	8,313	3,888	7,775
				3年		

- 記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 掛金は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 **P.95**



意向確認  
ご加入前  
のご確認

ロングサポート保障制度は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2026年9月1日(火)からご加入者が保険年齢70歳になられた直後の契約応当日の前日まで(注)

加入対象者 **本人** **配偶者**

### 保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 保険年齢70歳までの保障が準備できます。(注)
- 保険期間中に途中で解約(脱退)した場合は、解約返戻金をお支払いする場合があります。

保障内容	本人・配偶者	
	300万円	500万円
死亡または所定の高度障害状態になったとき [死亡・高度障害保険金]	300万円	500万円

(注) ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

●保険金受取人は次の通りです。

死亡保険金：被保険者が指定した方  
高度障害保険金：被保険者

●本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金がお支払い脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.95**

約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.100**

### 掛金

●月額掛金 (単位：円) <保険期間70歳満了、集団扱月払、保険金額300万円・500万円>

- 記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。(既加入の方の掛金は、ご加入時の年齢および保険料率が適用されます。)

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性		女性	
	本人・配偶者		本人・配偶者	
	300万円	500万円	300万円	500万円
15歳(2011.3.2~2012.3.1)	1,029	1,715	672	1,120
16歳(2010.3.2~2011.3.1)	1,044	1,740	681	1,135
17歳(2009.3.2~2010.3.1)	1,065	1,775	690	1,150
18歳(2008.3.2~2009.3.1)	1,086	1,810	702	1,170
19歳(2007.3.2~2008.3.1)	1,104	1,840	714	1,190
20歳(2006.3.2~2007.3.1)	1,125	1,875	723	1,205
21歳(2005.3.2~2006.3.1)	1,143	1,905	735	1,225
22歳(2004.3.2~2005.3.1)	1,164	1,940	747	1,245
23歳(2003.3.2~2004.3.1)	1,188	1,980	759	1,265
24歳(2002.3.2~2003.3.1)	1,212	2,020	771	1,285
25歳(2001.3.2~2002.3.1)	1,233	2,055	783	1,305
26歳(2000.3.2~2001.3.1)	1,257	2,095	798	1,330
27歳(1999.3.2~2000.3.1)	1,284	2,140	813	1,355
28歳(1998.3.2~1999.3.1)	1,314	2,190	828	1,380
29歳(1997.3.2~1998.3.1)	1,338	2,230	843	1,405
30歳(1996.3.2~1997.3.1)	1,371	2,285	861	1,435
31歳(1995.3.2~1996.3.1)	1,404	2,340	873	1,455
32歳(1994.3.2~1995.3.1)	1,434	2,390	891	1,485
33歳(1993.3.2~1994.3.1)	1,470	2,450	909	1,515
34歳(1992.3.2~1993.3.1)	1,506	2,510	930	1,550
35歳(1991.3.2~1992.3.1)	1,545	2,575	948	1,580
36歳(1990.3.2~1991.3.1)	1,587	2,645	966	1,610
37歳(1989.3.2~1990.3.1)	1,626	2,710	987	1,645
38歳(1988.3.2~1989.3.1)	1,674	2,790	1,008	1,680
39歳(1987.3.2~1988.3.1)	1,716	2,860	1,032	1,720
40歳(1986.3.2~1987.3.1)	1,767	2,945	1,050	1,750
41歳(1985.3.2~1986.3.1)	1,818	3,030	1,074	1,790
42歳(1984.3.2~1985.3.1)	1,869	3,115	1,101	1,835
43歳(1983.3.2~1984.3.1)	1,926	3,210	1,128	1,880
44歳(1982.3.2~1983.3.1)	1,986	3,310	1,152	1,920
45歳(1981.3.2~1982.3.1)	2,046	3,410	1,179	1,965
46歳(1980.3.2~1981.3.1)	2,115	3,525	1,209	2,015

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性		女性	
	本人・配偶者		本人・配偶者	
	300万円	500万円	300万円	500万円
47歳(1979.3.2~1980.3.1)	2,181	3,635	1,239	2,065
48歳(1978.3.2~1979.3.1)	2,253	3,755	1,269	2,115
49歳(1977.3.2~1978.3.1)	2,328	3,880	1,302	2,170
50歳(1976.3.2~1977.3.1)	2,406	4,010	1,329	2,215
51歳(1975.3.2~1976.3.1)	2,484	4,140	1,359	2,265
52歳(1974.3.2~1975.3.1)	2,562	4,270	1,389	2,315
53歳(1973.3.2~1974.3.1)	2,643	4,405	1,416	2,360
54歳(1972.3.2~1973.3.1)	2,730	4,550	1,446	2,410
55歳(1971.3.2~1972.3.1)	2,823	4,705	1,479	2,465
56歳(1970.3.2~1971.3.1)	2,919	4,865	1,509	2,515
57歳(1969.3.2~1970.3.1)	3,024	5,040	1,545	2,575
58歳(1968.3.2~1969.3.1)	3,132	5,220	1,584	2,640
59歳(1967.3.2~1968.3.1)	3,246	5,410	1,620	2,700
60歳(1966.3.2~1967.3.1)	3,360	5,600	1,656	2,760
61歳(1965.3.2~1966.3.1)	3,486	5,810	1,695	2,825
62歳(1964.3.2~1965.3.1)	3,615	6,025	1,737	2,895
63歳(1963.3.2~1964.3.1)	3,750	6,250	1,779	2,965
64歳(1962.3.2~1963.3.1)	3,888	6,480	1,824	3,040
65歳(1961.3.2~1962.3.1)	4,029	6,715	1,872	3,120

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
- 加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 記載の年齢以外の方の掛金は引受会社までお問い合わせください。

# 健康づくりサポート

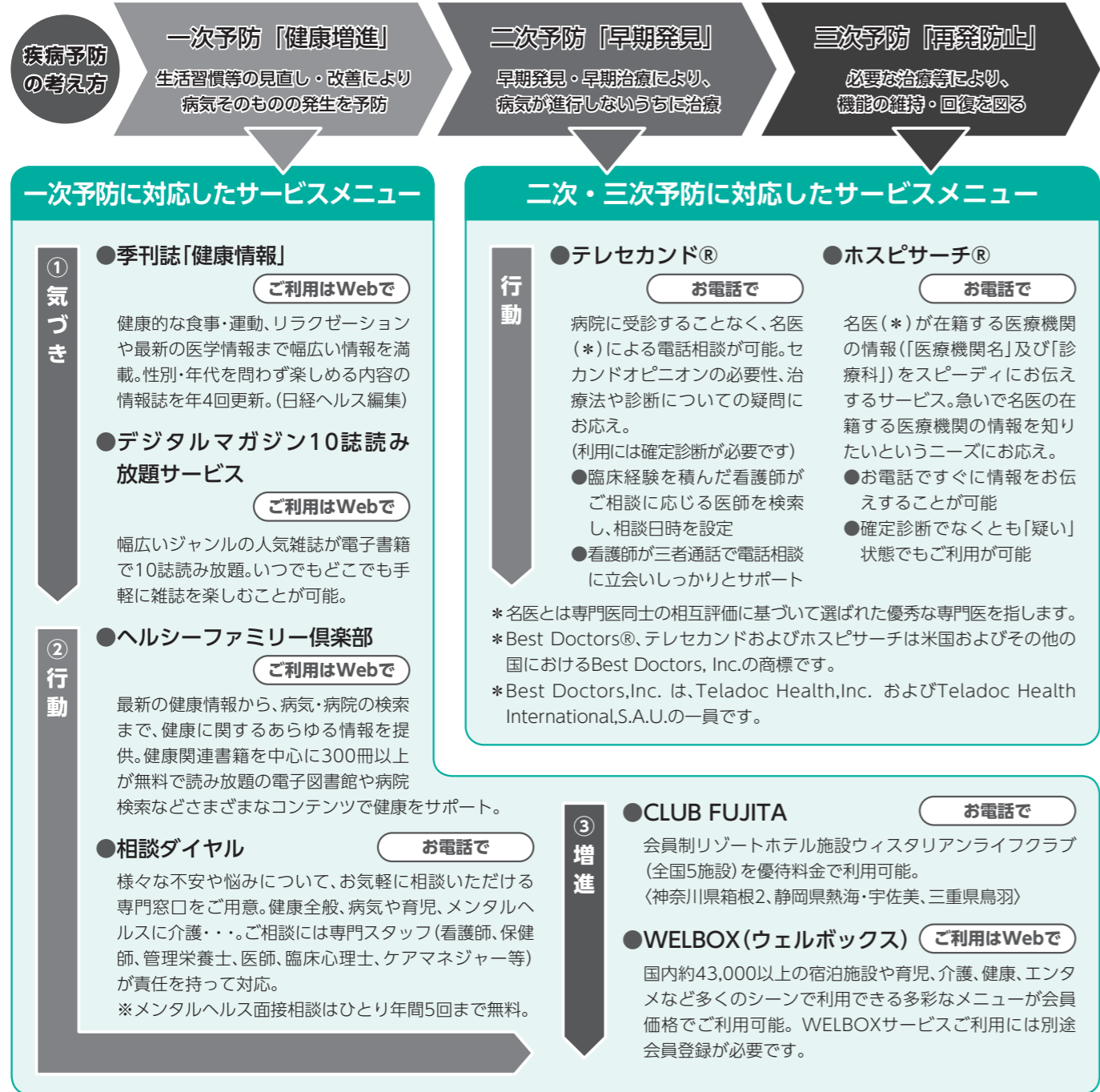


健康なココロとカラダは、楽しい未来へのパスポート

加入対象者 **本人**

※健康づくりサポートのみの加入はできません。必ず三大生活習慣病サポート制度とセットでご加入ください。

■ サービスの概要 疾病予防の考え方に基づいた8つのメニューをご利用いただけます。



ご利用にあたり専用サイトにログインし、ご使用ください。ログインID、およびパスワードは別途通知いたします。

## ■「健康づくりサポート」の取扱い

<b>加入期間</b>	加入期間1年間(2026年9月1日~2027年8月31日)で以後毎年更新します(自動更新)。所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえご提出ください。継続する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。	<b>運営費</b>	加入者は、当社に対し所定の期日に運営費200円(月額、消費税を含む)をお支払いいただきます。なお、運営費は理由のいかなるを問わず返還いたしません。(※健康づくりサポートの運営費は、生命保険料控除の対象とはなりません。)
-------------	--	------------	---

## ■ 個人情報に関する取扱いについて

- 1. 個人情報の利用目的**  
取得した個人情報は、健康づくりサポート加入者規約に定めるサービスの提供を行なうために利用します。
- 2. 個人情報の取扱いの委託について**  
利用目的の達成に必要な範囲内において、取得した個人情報の全部または一部を委託する場合があります。その場合には、個人情報の管理水準が、明治安田生命保険相互会社(以下、当社といいます。))が設定する基準を満たす企業を選定し、適切な管理、監督を行ないます。
- 3. 保有個人データの開示等および問い合わせ窓口について**  
当社が保有する開示対象個人情報について、開示・訂正・削除・利用停止のご依頼があった場合には、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由がない限り回答・訂正等の対応をいたします。

【お問い合わせ先】明治安田ライフプランセンター(株)  
(事務委託先)  
団体サービス部  
生活・健康サービスグループ  
03-5952-5069

- 4. 個人情報提供の任意性**  
氏名・住所・電話番号を提供いただけない場合、本サービスを提供できない場合があります。  
健康づくりサポート加入申込書の提出をもちまして、個人情報の取扱いに同意いただいたものとさせていただきます。

## ■「健康づくりサポート」加入者規約

- 第1条(目的)**  
健康づくりサポートとは、明治安田生命保険相互会社(以下、当社といいます)が健康づくりサポートの加入申込みをされた方(以下、加入者といいます)に向けて継続的に健康生活を応援するサービスです。  
加入者がより健康増進に邁進できるように具体的な健康情報の提供をすることで、豊かなクオリティ・オブ・ライフに貢献することを目的といたします。
- 第2条(加入資格等)**
- 加入資格は、団体の所属員で団体と当社の合意した範囲に該当する方が有します。
  - 加入者とは、本規約を承認のうえ申込みをされ、当社が加入を認められた方をいいます。
- 第3条(運営費)**  
加入者は、当社に対し所定の期日に所定の方法により運営費として当社が定める金額(消費税を含む)をお支払いいただきます。なお、運営費は理由のいかなるを問わず返還いたしません。
- 第4条(加入者証の付与)**  
加入者証の発行はありません。当社が定め通知した加入者管理番号をもって加入者番号とします。当社への電話照会等の際は、原則として加入者番号を告知いただきます。
- 第5条(健康情報の提供)**  
加入者は、当社及び当社の指定する会社等から、第6条のサービスの内容を含めた各種情報提供があることに予め同意するものとします。
- 第6条(サービスの内容)**
- サービスとは、以下のものを指します。
    - 健康情報に関するサービス
      - 健康情報誌等による各種健康情報の提供
      - 電話による健康相談・メンタルヘルスカウンセリング・介護相談
      - その他
    - 当社と提携する健康増進関連の企業が提供する健康情報や商品等のご紹介  
この場合、加入者が商品等を購入し何らかの損害を被った場合または購入した商品に瑕疵があった場合、当社は一切責任を負わないものとします。
  - 当社が第1条の目的に沿って提供するすべての情報提供は、あくまで健康に関する一般的な情報提供及びアドバイスを加入者の責任で活用していただくものであり、情報を活用したこと

によって加入者及び加入者のご家族等が何らかの損害を被った場合でも当社は一切責任を負うことはありません。

- 予告なくサービス内容を追加・変更することがあります。
- 第7条(届出事項の変更)**
- 加入者は、当社に届け出た住所・氏名等について変更があった場合には、所定の方法にて速やかに当社に通知していただきます。
  - 前項の変更事項についての通知がなく、当社からの送付物等が延着し、または到着しなかったときでも、当社は責任を負いません。ただし、前項の届け出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りではありません。

- 第8条(脱退ならびに加入資格の喪失の場合の取扱い)**
- 加入者は、自己の都合により脱退を希望するときは、所定の手続きをすることで、脱退することができます。
  - 何らかの理由で運営費が支払われなかった場合は、いずれも特別な申し出がない限りは自動的に加入者資格を喪失します。
  - 加入者が本規約に違反した場合、または加入者として不適当な行動が認められる場合等で当社が加入者として不適当と認めた場合は、当社は加入者資格を取り消すことがあります。
  - 第2条に定める加入者資格を喪失した場合ならびに前2項の場合、契約は終了します。

- 第9条(加入期間)**
- 加入者が、当社からサービス提供を受けることができる期間は1年です。  
サービスの開始月日と終了月日は加入者が所属する団体と当社との間で決定した期間となります。
  - 特に申し出のない場合、加入期間は1年毎に自動的に更新されます。

**第10条(データ保護)**  
当社が保有する加入者個人のデータは厳正に管理・運用します。

**第11条(規約の変更)**  
本規約については、今後変更することがあります。その場合、これを速やかに加入者に告知します。変更日以降は、変更後の規約に従い取扱うものとします。

- 第12条(契約の終了)**
- 本契約は所属する団体が当社の保険商品の採用を中止した場合、同時に終了します。
  - 本契約は加入者が所属する団体と当社との間のサービスの運営にかかる「健康増進情報の有料提供サービス契約の取扱いに関する協定書」が終了した場合、同時に終了します。

この制度は下記の会社と締結した健康増進情報の有料提供サービス契約の取扱いに関する協定書及び健康づくりサポート加入者規約に基づいて運営します。

サービス提供会社：明治安田生命保険相互会社  
事務委託会社：明治安田ライフプランセンター株式会社

【サービス内容等に関するお問い合わせ先】  
健康づくりサポート事務局：0120-567-074  
(平日9:00~17:00)

### 再任用の場合

現職同様の取扱いで加入することができます。

### 【学校生協(団体)扱いとして】

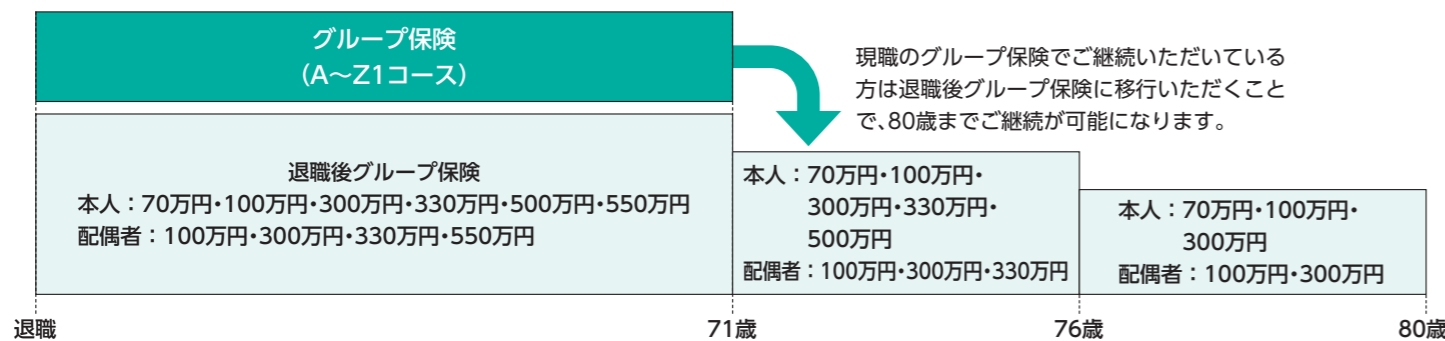
#### グループ保険

**加入資格** 「グループ保険」に在職中から継続加入している生協組合員とその配偶者の方およびごども  
※学校生協の退職組合員(虹友会)にご加入していただく必要があります。  
※配偶者・ごどものみの加入はできません。

**保障額** ※退職後は新規加入・増額加入の取扱はできません。  
(退職後グループ保険にご加入する場合、加入申込書兼告知書の自由選択コースに数字で550万円・500万円・330万円・300万円・100万円・70万円のいずれかをご記入ください。)

**掛金払込方法** 学校生協登録口座から引き去りになります。

### 保障内容について



本人の加入可能保険金額は71歳以降は最高500万円、76歳以降は最高300万円となります。  
また、配偶者の加入可能保険金額は71歳以降は最高330万円、76歳以降は最高300万円となります。  
本人の保険金額が年齢により減額された場合、本人の保険金額が配偶者・ごどもの保険金額未満となった場合は自動的に配偶者・ごどもを本人の保険金額以下に減額になります。

### 保障額 【加入対象区分：本人・配偶者】 死亡・高度障害のとき (注)70万円はTコース加入の本人のみ

申込コース	一般の死亡・高度障害 年金原資 (死亡・高度障害) 保険金	災害時給付部分(不慮の事故による)			
		死亡、特定感染症 による死亡 【災害保険金】	高度障害 【障害給付金 (給付割合表第1級)】	身体障害 (程度により) 【障害給付金(給付割合表 第2級~第6級)】	5日以上入院 (120日を限度として) 【入院給付金】
550万円	550万円	100万円	100万円	70万円~10万円	1日につき 1,500円
500万円	500万円	91万円	91万円	63万円~ 9万円	1,365円
330万円	330万円	60万円	60万円	42万円~ 6万円	900円
300万円	300万円	55万円	55万円	38万円~ 5万円	825円
100万円	100万円	18万円	18万円	12万円~ 1万円	270円
70万円(注)	70万円	13万円	13万円	9万円~ 1万円	195円

### 月額掛金

●下記月額掛金は、組合員本人については、一律200円の制度運営費が含まれております。

(単位：円)

加入対象区分	申込コース	性別	15~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~60歳	61~65歳	66~70歳
本人	550万円	男性	807	922	1,115	1,456	2,028	2,891	4,310	6,213
		女性	658	845	939	1,197	1,533	1,912	2,462	3,194
	500万円	男性	752	857	1,032	1,342	1,862	2,647	3,937	5,667
		女性	617	787	872	1,107	1,412	1,757	2,257	2,922
	330万円	男性	564	633	749	953	1,297	1,815	2,666	3,808
		女性	475	587	643	798	1,000	1,227	1,557	1,996
	300万円	男性	532	595	700	886	1,198	1,669	2,443	3,481
		女性	451	553	604	745	928	1,135	1,435	1,834
	100万円	男性	310	331	366	428	532	689	947	1,293
		女性	283	317	334	381	442	511	611	744
70万円	男性	278	293	317	361	434	543	724	966	
	女性	259	283	295	328	371	419	489	582	

加入対象区分	申込コース	性別	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳
本人	500万円	男性	7,312	8,057	8,912	9,907	11,082	-	-	-	-	-
		女性	3,757	4,147	4,607	5,107	5,657	-	-	-	-	-
	330万円	男性	4,894	5,385	5,950	6,606	7,382	-	-	-	-	-
		女性	2,547	2,805	3,108	3,438	3,801	-	-	-	-	-
	300万円	男性	4,468	4,915	5,428	6,025	6,730	7,561	8,545	9,703	11,038	12,550
		女性	2,335	2,569	2,845	3,145	3,475	3,847	4,279	4,801	5,431	6,190
	100万円	男性	1,622	1,771	1,942	2,141	2,376	2,653	2,981	3,367	3,812	4,316
		女性	911	989	1,081	1,181	1,291	1,415	1,559	1,733	1,943	2,196
	70万円	男性	1,197	1,301	1,421	1,560	1,724	1,918	2,148	2,418	2,730	3,082
		女性	699	753	818	888	965	1,052	1,152	1,274	1,421	1,598

加入対象区分	申込コース	性別	15~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~60歳	61~65歳	66~70歳
配偶者	550万円	男性	607	722	915	1,256	1,828	2,691	4,110	6,013
		女性	458	645	739	997	1,333	1,712	2,262	2,994
	330万円	男性	364	433	549	753	1,097	1,615	2,466	3,608
		女性	275	387	443	598	800	1,027	1,357	1,796
	300万円	男性	332	395	500	686	998	1,469	2,243	3,281
		女性	251	353	404	545	728	935	1,235	1,634
	100万円	男性	110	131	166	228	332	489	747	1,093
		女性	83	117	134	181	242	311	411	544

加入対象区分	申込コース	性別	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳
配偶者	330万円	男性	4,694	5,185	5,750	6,406	7,182	-	-	-	-	-
		女性	2,347	2,605	2,908	3,238	3,601	-	-	-	-	-
	300万円	男性	4,268	4,715	5,228	5,825	6,530	7,361	8,345	9,503	10,838	12,350
		女性	2,135	2,369	2,645	2,945	3,275	3,647	4,079	4,601	5,231	5,990
	100万円	男性	1,422	1,571	1,742	1,941	2,176	2,453	2,781	3,167	3,612	4,116
		女性	711	789	881	981	1,091	1,215	1,359	1,533	1,743	1,996

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。  
(例) 保険年齢40歳=2026年8月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。  
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 記載の掛金は概算掛金であって正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算いたします。
- 配偶者の保険金額は、本人の保険金額以下で加入することができます。

## ロングサポート保障制度、リビングガード、傷害給付、三大生活習慣病サポート制度、医療保障保険(生命保険)、オプションWIDE(損害保険)、医療費支援プラン

退職日直前に加入いただいている制度およびコースの保障額範囲内で継続ができます。

<b>加入資格</b>	該当の制度に在職中から継続加入している生協組合員とその配偶者の方 ※学校生協の退職組合員(虹友会)にご加入していただく必要があります。 ※配偶者のみの加入はできません。	<b>掛金払込方法</b>	学校生協登録口座から引き去りになります。
		<b>保障額</b>	在職中の制度と同様です。 ※退職後は新規加入・増額加入の取扱いはできません。

## 【個人扱いとして】

記載の保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

## 退職後リレープラン、退職後三大生活習慣病サポート制度

※詳細はパンフレットを準備していますので、資料が必要な時にご請求ください。

## 一時払退職者傷害保険のご案内

(天災補償特約付賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険)

※2025年10月1日以降始期用

### 傷害事故

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合、死亡・後遺障害・入院・手術・通院を補償

**● ケガによる入院・通院を補償** 〈A級職種 30H型に加入の場合〉

たとえば 階段を踏み外し、骨折して20日間入院して、手術をし、その後30日通院した場合

日額 <b>12,000円</b>	×	入院 <b>20日</b>	=	入院保険金 <b>24万円</b>
日額 <b>3,500円</b>	×	通院 <b>30日</b>	=	通院保険金 <b>10.5万円</b>

➔

**合計46.5万円を**  
お支払いします。

### 賠償責任

日常生活において、ご本人やご家族が偶然な事故により他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与えるなど、法律上の損害賠償責任を負った場合

**● 他人への賠償責任を補償** 〈各型共通〉

たとえば 自転車を運転中、通行人にぶつかり大ケガをさせた場合など  
※仕事中の賠償事故は除きます。

⚠

最近では自転車事故の加害者側に高額な賠償を命じる判決が相次いでいます。

賠償責任保険金として

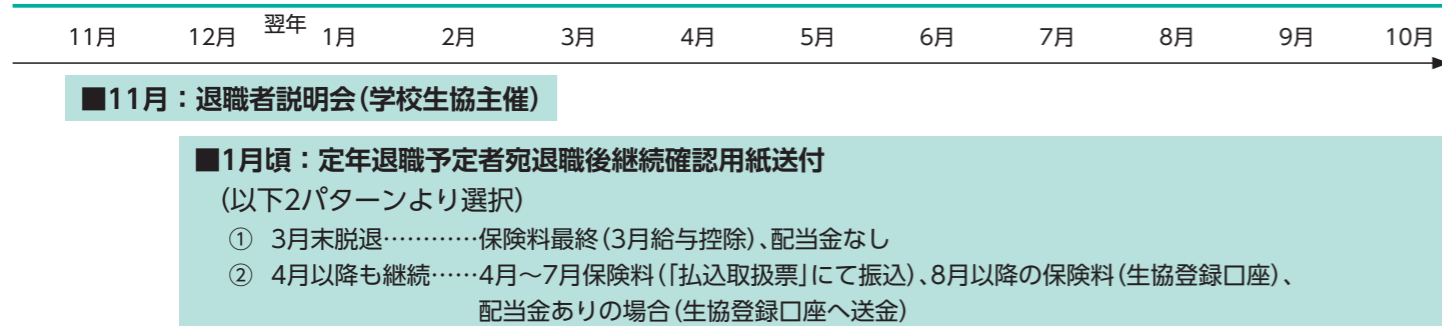
**1億円**

までをお支払いします。

**「24時間健康・医療相談サービス」・「24時間介護相談サービス」をセット。**  
より確かな安心をご提供します。

いつでも相談できる

## 退職コースへの移行手続き



## 退職後終身医療保険について

医療保障保険(生命保険)・医療費支援プランから、退職後終身医療保険に移行(加入)ができます。商品内容等については、明治安田生命保険相互会社の担当者までお問い合わせください。

今後の環境の変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。



ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

### 「約款」と細部のお取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

高度障害状態について	81
保険金・給付金をお支払いできない場合について	82
保険金・給付金のお支払いに関するご注意について	82
傷害給付	82
リビングガード	82
フルケア入院プラン<医療保険(生命保険)>	85
医療費支援プラン	86
就業不能サポート	89
フルケア入院プラン<オプションWIDE(損害保険)>	92
三大生活習慣病サポート制度	95
ロングサポート保障制度	95
長期療養収入補償制度	95
その他	97

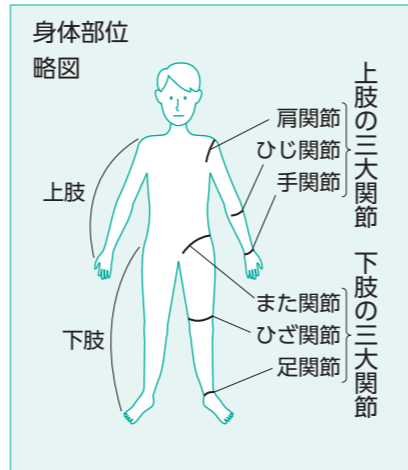
### 高度障害状態について

高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

### 三大生活習慣病サポート制度・ロングサポート保障制度

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。  
【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
  - 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
  - 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの\*
  - 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  - 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  - 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  - 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。



- 1. 眼の障害(視力障害)**
  - (1)視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
  - (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
  - (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
- 2. 言語またはそしゃくの障害**
  - (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
    - ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝろ音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
    - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
    - ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
  - (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- 3. 上・下肢の障害**

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては股関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

### 保険金・給付金をお支払いできない場合について

傷害給付・リビングガード・フルケア入院プラン<医療保険(生命保険)>・医療費支援プラン・就業不能サポート・フルケア入院プラン<オプションWIDE(損害保険)>・三大生活習慣病サポート制度・ロングサポート保障制度・長期療養収入補償制度

- 次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
  - 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由\*に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
  - 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき(注生命保険商品のみ)
  - 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき
    - \*告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなる場合があります。(注生命保険商品のみ)
  - 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
    - \*重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があったとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき(注長期療養収入補償制度を除く)、●その他上記と同等の事由があったとき
- 「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

### 保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

#### 傷害給付・リビングガード

#### ■保険金・給付金のお支払いについて

下表では、傷害給付・リビングガードで設定された項目(保険金)の全部を記載しております。したがって、ご加入のコースによっては対象とならないものがありますので、ご加入のコースに設定されている項目(保険金)は、各制度の契約概要のページをご確認ください。

項目	お支払いする場合	お支払内容
全項目共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの	
入院保険金	傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院が対象
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 *ただし1事故につき手術1回が限度	入院保険金日額に手術の状況に応じて定める倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた額
通院保険金	傷害により、通院(往診を含みます。)し医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数 *事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日まで
携行品損害保険金	被保険者が所有している身の回り品について、自宅の敷外で携行していたときに、偶然な事故によって損害が発生した場合	損害物の時価額(☆)を基準にして算定した損害額の合計から3,000円を差し引いた額 (乗車券や通貨等は損害額合計で5万円、その他は1個、1組、1対について損害額10万円が限度。また、保険期間を通じて合計で携行品損害保険金額が限度) (★)
賠償責任保険金(◎)	次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして法律上の損害賠償責任を負った場合 ●被保険者である本人が居住する住宅の所有、使用、管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故	被害者に支払うべき損害賠償金の額 (1事故について賠償責任保険金額が限度) (★) *国内示談交渉サービス付(○)
弁護士費用等・法律相談費用保険金	国内において被保険者に発生した次の原因事故に関する紛争について、弁護士または認定司法書士に委任したことにより被保険者が弁護士費用等を負担した場合または、法律相談をしたことにより法律相談費用を負担した場合 ●被保険者が被った身体の障害 ●被保険者の財物の損壊・盗取 ●被保険者に発生した人格権侵害(注*)による精神的苦痛	●被保険者が負担した弁護士費用等の額 (1事故1被保険者あたり300万円限度) (★) ●被保険者が負担した法律相談費用の額 (1事故1被保険者あたり10万円限度) (★) ※いずれの保険金も、法律相談や委任契約締結の前に明治安田損保の事前の同意が必要です。 ※お支払金額は当社の定める基準によります。

受託品賠償責任保険金 (◎)	日本国内で他人から受託した財物が、原則として被保険者の自宅内に保管されている間に損壊または紛失、もしくは盗取されたことにより、法律上の賠償責任を負った場合	支払うべき損害賠償金の額から5,000円を差し引いた額 (保険期間を通じて受託品賠償責任保険金額が限度) (★)
レンタル用品賠償責任保険金 (◎)	日本国内でレンタル業者より賃借(期間6カ月以内)したものが、損壊したり盗取されたことにより、レンタル業者に対して法律上の賠償責任を負った場合	支払うべき損害賠償金の額(損害物の時価額(☆)限度)から3,000円または損害賠償金の20%の額のうち高い方を差し引いた額 (保険期間を通じてレンタル用品賠償責任保険金額が限度) (★)
キャンセル費用保険金	被保険者やその配偶者または1親等以内の親族が死亡または入院したことにより、被保険者が予約していたサービス*をキャンセルし、キャンセル費用を負担した場合 *入院開始もしくは死亡の日から31日以内に受ける予定であった旅行・興行・宿泊・パーティー等のサービスを指します。	キャンセル費用の額から1,000円またはキャンセル費用の20%の額のうち高い方を差し引いた額 (保険期間を通じてキャンセル費用保険金額が限度) (★)
救護者費用等保険金	被保険者が下記の事由に該当し、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担する費用が発生した場合 ●航空機や船舶の行方不明、遭難 ●事故により緊急な捜索・救援活動が必要だと警察が確認した場合 ●自宅外でケガをして事故の日から180日以内に死亡したり14日以上継続入院した場合	●捜索救助費用 ●現地への交通費(2名分限度) ●現地宿泊料(2名分かつ1人14日分限度) ●現地からの移送費 ●諸雑費(20万円まで。ただし国内の場合は3万円まで) (保険期間を通じて救護者費用等保険金額が限度) (★)
住宅内生活用動産保険金	日本国内における偶然な事故により、被保険者の居住の用に供される住宅内に所在する被保険者または被保険者と生計を共にする親族が所有する生活用動産に損害が生じた場合	損害物の時価額(☆)を基準にして算定した損害額の合計から3,000円を差し引いた額 (乗車券や通貨等は損害額合計で5万円、宝石・貴金属等は1個、1組について損害額30万円が限度。また、保険期間を通じて合計で住宅内生活用動産保険金額が限度) (★)

(注\*)人格権侵害は、被保険者が、不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉棄損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為またはいじめもしくは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ることをいいます。また、警察等の公的機関、学校もしくは企業等の相談窓口等への届出を行ない、その事実を客観的に証明できるものに限りです。

- 「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒を含みます。
  - ・「急激かつ偶然な外来の事故」としては、交通事故、運動中の打撲・骨折、転倒、火災・爆発事故、作業中の事故などが挙げられます。
  - ・ご病気や徐々に悪化する症状、急に痛くなった場合でも慢性疾患や変形性疾患の症状は「傷害」に該当しません。【腱鞘炎・変形性膝関節症・狭窄症など】
  - ・外反母趾、靴ずれ、野球肩、テニス肘など「長期的、習慣的、継続的」な事由が原因のものは対象外です。
- 保険金のお支払いは、保険期間中に生じた事故による傷害・損害を原因とする場合に限りです。
- 入院保険金および通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。
- 対象となる治療は(医師法上の)医師が必要であると認め、医師が行なう治療です(当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます)。
- 医師の指示がなく本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。
- ご請求いただく場合は、お客さまご自身で傷病名やその原因をご申告いただく必要があります。正確な内容をご記入いただくためにも、医療機関を受診された際は、初診時に主治医へ傷病名や原因をご確認のうえ、適切な治療をお受けいただけますようお願いいたします。
- 被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するためにギプス等(注1)を常時装着したときには、その装着日数を通院した日数に含みます。ただし、被保険者以外の医師の指示による固定であること(注2)、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等(注1)装着により固定していることが確認できる場合に限りです。
  - ①長管骨(注3)または脊柱
  - ②長管骨(注3)に接続する3大関節部分(注4)
  - ③肋(ろっ)骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限りです。
  - ④顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限りです。
 (注1)ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース(下腿(たい)骨骨折後に装着したものに付き、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限りです。)、線副子等(上下顎を一体的に固定した場合に限りです。))およびハローベストをいいます。  
 (注2)診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限りです。  
 (注3)上肢の上腕骨、橈(とう)骨および尺骨ならびに下肢の大腿(たい)骨、脛(けい)骨および腓(ひ)骨をいいます。  
 (注4)上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。
- 既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
- 所定の手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。
- 救護者費用等保険金の保険金受取人は被保険者または費用負担者となります。その他の保険金の保険金受取人は被保険者本人です。

- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。
- (◎)：賠償事故の示談交渉は必ず引受損害保険会社にご相談いただきながらおすすめてください。事前の相談なく示談された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
- (○)：日本国内で発生したお支払対象となる賠償事故については示談交渉サービスが利用できます。ただし、相手方の同意が得られない場合、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、被保険者に損害賠償責任がない場合等は、示談交渉サービスを利用できません。
- (★)：他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。なお、被保険者またはそのご家族が既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。
- (☆)：事故日時点で同等品を再取得した場合の金額から使用期間に応じた消耗分を差し引いた金額(現在の価値)のことで。

## ■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●戦争・暴動(テロ行為を除く)による事故</li> <li>●ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき           <ul style="list-style-type: none"> <li>・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと(注)</li> <li>・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと</li> <li>・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと</li> <li>・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
入院保険金 手術保険金 通院保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故</li> <li>●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(医学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見)のないもの</li> <li>●山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハングライダー搭乗などの危険な運動中の事故</li> <li>●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行っている間の事故</li> <li>●妊娠・出産・早産・流産による傷害</li> <li>●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害</li> <li>●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害</li> <li>●自殺行為・闘争行為による傷害</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
携行品損害保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故</li> <li>●置き忘れまたは紛失</li> <li>●有価証券、自転車・ハングライダー・自動車等およびこれらの付属品、コンタクトレンズなどに生じた損害</li> <li>●塗料のはがれ、キズ等単なる外観の損傷</li> <li>●自然の消耗、さび、かび、ねずみ食い</li> <li>●自殺行為・闘争行為による損害</li> <li>●地震・噴火またはこれらによる津波による事故</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
賠償責任保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者の故意による事故</li> <li>●被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任</li> <li>●同居の親族に対する賠償責任</li> <li>●船舶や自動車などの所有、使用または管理に起因する事故</li> <li>●他人から借りた物または預かった物に対して損害を与えた場合</li> <li>●地震・噴火またはこれらによる津波による事故</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
弁護士費用等・ 法律相談費用保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者の故意または重大な過失により発生した紛争</li> <li>●財物の欠陥、自然の消耗もしくは劣化</li> <li>●職務遂行に関する紛争および職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関する紛争</li> <li>●医療事故による被害</li> <li>●被保険者(本人、本人の配偶者、本人またはその配偶者の同居の親族、本人またはその配偶者の別居の未婚の子)の間に発生した紛争、またはこれらの被保険者とその親族との間に発生した紛争</li> <li>●自動車事故の被害による紛争</li> <li>●騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由による被害に関する紛争</li> <li>●地震・噴火またはこれらによる津波による事故</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
受託品賠償責任保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者の故意による事故</li> <li>●職務の用に供されている間の損壊・盗取・紛失</li> <li>●返還後に発見された損壊</li> <li>●通貨、有価証券、貴金属、宝石、自動車、動植物、建物、建具等</li> <li>●自殺行為、闘争行為による損害</li> <li>●地震・噴火またはこれらによる津波による事故</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

※注意されたこと

レンタル用品賠償責任保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者の故意による事故</li> <li>●職務の用に供されている間の損壊・盗取</li> <li>●自動車、不動産、通貨、有価証券、貴金属など</li> <li>●レンタル用品を返還した後に発見された損壊または一部盗取</li> <li>●レンタル用品の置き忘れ、紛失</li> <li>●山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハングライダー搭乗などの危険な運動の用具</li> <li>●自殺行為・闘争行為による事故</li> <li>●地震・噴火またはこれらによる津波による事故</li> </ul>	など
キャンセル費用保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故</li> <li>●予約日や提供日が明確でないサービス</li> <li>●職務遂行に関するサービス</li> <li>●妊娠、出産、早産、流産による入院</li> <li>●自殺行為・闘争行為による事故</li> <li>●地震・噴火またはこれらによる津波による事故</li> </ul>	など
救護者費用等保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故</li> <li>●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないもの</li> <li>●山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハングライダー搭乗などの危険な運動中の事故</li> <li>●妊娠・出産・早産・流産による事故</li> <li>●法令に定める酒気帯び運転や無免許運転による事故</li> <li>●自殺行為・闘争行為による事故</li> <li>●地震・噴火またはこれらによる津波による事故</li> </ul>	など
住宅内生活用動産保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故</li> <li>●置き忘れまたは紛失</li> <li>●有価証券、自転車・ハングライダー・自動車等およびこれらの付属品、コンタクトレンズなど</li> <li>●塗料のはがれ、キズなど単なる外観の損傷</li> <li>●修理、加工、調整作業に起因する損害</li> <li>●自然の消耗、さび、かび、ねずみ食い</li> <li>●自殺行為・闘争行為による事故</li> <li>●地震・噴火またはこれらによる津波による事故</li> </ul>	など

(注)告知義務違反によりご契約が解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

## フルケア入院プラン<医療保障保険(生命保険)>

### ■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院給付金	加入日以後に発生した同一の不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※1回の入院につき、124日分、通算700日分がお支払限度です。
死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき	その被保険者について定められた死亡保険金額

【入院について】入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- 加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。  
(注)被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入日前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入日以後の原因によるものとみなします。
- 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。  
(注)治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は「治療を目的とする入院」に該当しません。
- 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。  
医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)または、同等の日本国外にある医療施設  
(注)・分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、疾病を直接の原因とする入院とみなします。  
・治療処置を伴わない人間ドック、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)等による入院は給付金支払の対象となりません。

### 【転入院または再入院された場合】

- 入院給付金のお支払いについて、転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。

### 【2回以上入院された場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、各々の給付金支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、あらたな入院とみなします。

### 【入院中に保険期間が満了した場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。

### 【1回の入院開始の原因が複数である場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に、次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。
  - ①その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき
  - ②その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき

### ■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
入院給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失</li> <li>●その被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、薬物依存</li> <li>●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故</li> <li>●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故</li> <li>●地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ul>
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●その被保険者についての加入日から起算してその被保険者の1年以内の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合がありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。)</li> <li>●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき</li> <li>●戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ul>

### ■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性がります。

## 医療費支援プラン

### ■給付金のお支払いについて

- 各給付金のお支払いは、加入日以後に発生した傷害または発病した疾病を原因とする場合に限りま。

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院支援給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として1日以上入院をしたとき	入院1回につき、支援給付金額をお支払いします。 (1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降入院30日ごとに1回) ※1入院について5回、通算して36回がお支払限度です。
外来手術給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により、公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした手術(※)を保険期間中に入院を伴わずに受け、かつ、手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数の合計が2,000点以上であるとき (※)悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術を除く	手術1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。
外来放射線治療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした放射線治療を保険期間中に入院を伴わずに受けたとき	放射線治療1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。
先進医療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術に係る費用と同額をお支払いします。 ※通算して2,000万円がお支払限度です。

<給付金に関するご注意>

### 【入院支援給付金・外来手術給付金・外来放射線治療給付金・先進医療給付金 共通事項】

- 加入日前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする場合でも、加入日から起算して2年経過した後に入院を開始したとき・手術等を受けたときは該当する給付金をお支払いする場合があります。

**【入院支援給付金について】**

- 「入院」とは、「別表1 入院」に定められたものとします。
- 入院支援給付金のお支払いは、1入院について5回、通算して36回を限度とします。なお、第2回以降の入院支援給付金の支払事由は、第1回の入院支援給付金の支払事由に該当することとなった入院の日数が、入院を開始した日から起算して、31日、61日、91日、または121日に達したときとします。
- 被保険者が入院支援給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院を開始した直接の原因となった傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めるときは、それらの入院を1回の入院とみなし、各入院日数を合算して取り扱います。
- 入院支援給付金が支払われることとなった前回の入院の退院日の翌日から180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなし、入院日数を合算する取り扱いはしません。
- 傷害または疾病が併発している期間について入院支援給付金を重複して支払いません。
- 美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、正常分娩(自然頭位分娩など)、治療処置を伴わない人間ドック検査などによる入院は、入院支援給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は入院支援給付金のお支払対象となります。

**【外来手術給付金について】**

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における手術であることを要します。
- 外来手術給付金のお支払いは、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
- 診療報酬点数表(手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって手術料が算定される手術がお支払対象となります。
- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の手術を受けた場合に、手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術については、第1回目の手術のみを受けたものとして取り扱います。
- 手術を受けたにもかかわらず、診療報酬点数が算定されないために支払事由に該当しない場合でも、その手術が診療報酬点数表によって手術料が1,000点以上算定される手術のときは、外来手術給付金をお支払いします。
- 「手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数」には、病院または診療所に通院した際に発行された処方せんに基づき、薬局にて薬を処方された場合の調剤報酬点数も含まれます。
- 「別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物」の(1)に定められた悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術はお支払対象となりません。
- 美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術などは、外来手術給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は外来手術給付金のお支払対象となります。

**【外来放射線治療給付金について】**

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における放射線治療であることを要します。
- 外来放射線治療給付金のお支払いは、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
- 診療報酬点数表(放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって放射線治療料が算定される放射線治療がお支払対象となります。
- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の放射線治療を受けた場合に、放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている放射線治療については、第1回目の放射線治療のみを受けたものとして取り扱います。

**【先進医療給付金について】**

- 先進医療とは、「別表4 先進医療」に定められたものとします。
- 「先進医療の技術に係る費用」とは、被保険者が受けた先進医療の技術に対する被保険者の負担額として、その先進医療を受けた病院または診療所によって定められた額をいい、次の費用などは含みません。
  - ・「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる費用(自己負担部分を含む)
  - ・先進医療以外の評価療養のための費用
  - ・選定療養のための費用
  - ・食事療養のための費用
  - ・生活療養のための費用
- 治療を受けた時点で、次の1～3すべてに該当していない場合はお支払対象となりません。
  1. 厚生労働大臣が認める「医療技術」
  2. その医療技術ごとの「適応症」
  3. 所定の基準を満たす「医療機関」での治療
 上記1～3は随時見直しされますので、詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。
- 先進医療給付特約は、お支払いの限度額の範囲内で先進医療の技術にかかる費用と同額を保障しますので、他に先進医療の保障に加入している場合は、上乗せの加入が必要であるかご確認ください。
- 医療技術名が同じでも、治療方法や症例等によっては「先進医療」に該当しない場合があります。該当するか否かは、治療を受ける前に実施する医療機関にご確認ください。

**■給付金のお支払いできない場合について**

次のような場合には、給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
入院支援給付金 外来手術給付金 外来放射線治療給付金 先進医療給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●契約者の故意または重大な過失によるとき</li> <li>●その被保険者の故意または重大な過失によるとき</li> <li>●その被保険者の犯罪行為によるとき</li> <li>●その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき</li> <li>●その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき</li> <li>●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき</li> <li>●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき</li> <li>●地震、噴火または津波によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> <li>●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ul>

- 入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金については上記項目に加え、「その被保険者の薬物依存」が追加となります。

**■別表1 入院**

1. 入院とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
2. 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
  - ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
  - ②①の場合と同等の日本国外にある医療施設

**■別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物**

1. 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の範囲は、以下の(1)および(2)をいいます。
  - (1)平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、表1の分類コードに規定される内容によるもので、かつ、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが表2にあたるもの

表1 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の分類コード

分類項目	分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D09
性状不詳または不明の新生物①	D37-D48
血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害②	D50-D89

- 備考**
- ①たとえば、真正赤血球増加症<多血症>(D45)、骨髄異形成症候群(D46)、慢性骨髄増殖性疾患(D47.1)、本態性(出血性)血小板血症(D47.3)です。
  - ②たとえば、ランゲルハンス細胞組織球症(D76.0)です。

111 注意されたこと

表2 対象となる新生物の性状を表す第5桁コード

新生物の性状を表す第5桁コード
／2…上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3…悪性、原発部位
／6…悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9…悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(2)平成31年4月2日以降に診断確定された子宮頸部、膣部、外陰部および肛門部の中等度異形成  
(注)国際対がん連合(UICC)の「TNM分類」が「T0」のものは、対象となる悪性新生物・上皮内新生物に含みません。

### 別表3 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- 健康保険法
- 国民健康保険法
- 国家公務員共済組合法
- 地方公務員等共済組合法
- 私立学校教職員共済法
- 船員保険法
- 高齢者の医療の確保に関する法律

### 別表4 先進医療

「先進医療」とは、公的医療保険制度(別表3)の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度(別表3)の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

### 約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については団体または引受保険会社までお問い合わせください。

## 就業不能サポート

### 給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
就業不能給付金	<p>&lt;第1回&gt; 被保険者が所定の就業不能状態に該当し、その所定の就業不能状態が、その被保険者の保険期間満了時まで、不支給期間(注1)を超えて継続したとき</p> <p>&lt;第2回以降&gt; 被保険者の保険期間満了時まで、到来する第2回以降の各支払基準日において、直前の支払基準日から所定の就業不能状態が継続していたとき</p>	<p>基準給付金月額をお支払いします。 ※毎月の支払基準日まで継続するごとに1回、最大18回</p>
特定精神障害給付金	<p>&lt;第1回&gt; 被保険者が特定就業不能状態に該当し、その特定就業不能状態が、その被保険者の保険期間満了時まで、不支給期間(注1)を超えて継続したとき</p> <p>&lt;第2回以降&gt; 被保険者の保険期間満了時まで、到来する第2回以降の各特定支払基準日において、直前の特定支払基準日から特定就業不能状態が継続していたとき</p>	<p>基準給付金月額をお支払いします。 ※毎月の特定支払基準日まで継続するごとに1回、最大18回</p>

(注1)「不支給期間」とは

「不支給期間」とは、所定の就業不能状態が開始した日以降、その状態が継続した期間で、かつ、就業不能給付金の支払いの対象とならない期間をいい、その期間として日数をこの保険契約締結の際に引受保険会社の定める範囲内で保険契約者と引受保険会社が協議により定めます。

#### 【就業不能給付金について】

- 「就業不能状態」とは、傷害または疾病により、病院(注2)もしくは診療所(注2)への治療を目的とした入院(注3)(注4)または医師の指示による自宅療養(注5)をしており、かつ、保険契約者と当社との協議にもとづいて締結される協定書に記載された業務に全く従事できない状態をいいます。
- 「所定の就業不能状態」とは、次のすべてを満たす就業不能状態をいいます。
  - ①その被保険者についての加入日(増額日)以後の就業不能状態であること
  - ②その被保険者についての加入日(増額日)以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする就業不能状態であること
  - ③その被保険者についての保険期間の満了時まで開始した就業不能状態であること
- 「支払基準日」とは、以下と定義します。
  - ①第1回支払基準日  
第1回就業不能給付金の支払事由に該当した日(第1回就業不能給付金が支払われる場合に限り、)

②第2回以降の支払基準日

第1回の支払基準日が属する月の翌月以降の各月の第1回支払基準日の応当日(応当日のない月の場合は、その月の末日とします。)

(注2)病院、診療所

「病院」および「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。

(1)医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)

(2)上記(1)の場合と同等の日本国外にある医療施設

(注3)入院

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(注4)治療を目的とした入院

美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療を伴わない人間ドック検査などのための入院は、「治療を目的とした入院」に該当しません。

(注5)自宅療養

「自宅療養」とは、傷害または疾病により、日常生活が制限を受けるかまたは制限を加えることを必要とするため、病院または診療所への通院などの最低限必要な外出を除き、活動範囲が家屋内に限られている状態をいいます。

#### 【特定精神障害給付金について】

- 「特定精神障害」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち次のものをいいます。

#### 対象となる特定精神障害の分類コード

分類項目	分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F00～F09(ただし、F00、F01、F02およびF03を除く)
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F20～F29
気分[感情]障害	F30～F39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F40～F48
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F50～F59(ただし、F52、F54およびF55を除く)
成人の人格及び行動の障害	F60～F69
心理的発達の障害	F80～F89(ただし、F80、F81、F82およびF83を除く)
小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	F90～F98(ただし、F93、F94およびF98を除く)

- 「特定就業不能状態」とは、次のすべてを満たす就業不能状態をいいます。

- ①その被保険者についてのこの特約の加入日(増額日)以後の就業不能状態であること
- ②その被保険者についてのこの特約の加入日(増額日)以後に発生した特定精神障害を直接の原因とする就業不能状態であること
- ③その被保険者についてのこの特約の保険期間の満了時まで開始した就業不能状態であること

- 「特定支払基準日」とは、以下と定義します。

- ①第1回特定支払基準日  
第1回の特定精神障害給付金の支払事由に該当した日(第1回の特定精神障害給付金が支払われる場合に限り、)
- ②第2回以降の特定支払基準日  
第1回の特定支払基準日が属する月の翌月以降の各月の第1回特定支払基準日の応当日(応当日のない月の場合は、その月の末日とします。)

#### <給付金のお支払いに関するご注意>

- 被保険者が、就業不能給付金が支払われる所定の就業不能状態(以下「先発就業不能状態」といいます。)に該当し、その状態が終了した後、所定の就業不能状態(以下「後発就業不能状態」といいます。)に再び該当した場合、次の①、②および③のいずれも満たすときには、先発就業不能状態および後発就業不能状態をあわせて1つの継続した所定の就業不能状態とみなします。なお、この場合、先発就業不能状態の終了日の翌日以降の支払基準日は、先発就業不能状態の第2回以降の支払基準日のうち後発就業不能状態に該当した日以降に到来する支払基準日とします(先発就業不能状態の終了日の翌日からその日を含めて後発就業不能状態に該当した日の前日までの期間については、就業不能給付金はお支払いできません。)。
  - ①先発就業不能状態および後発就業不能状態のそれぞれに該当する直接の原因となった傷害または疾病が、同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めるとき
  - ②先発就業不能状態の終了日の翌日からその日を含めて180日以内、かつ、この保険契約の保険期間満了時まで、後発就業不能状態に該当したとき
  - ③後発就業不能状態に該当した日からその日を含めて10日以上所定の就業不能状態が継続したとき
- ※なお、特定精神障害給付金については、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」、所定の就業不能状態を「特定就業不能状態」、先発就業不能状態を「先発特定就業不能状態」、後発就業不能状態を「後発特定就業不能状態」、支払基準日を「特定支払基準日」、直接の原因となった傷害または疾病を「直接の原因となった特定精神障害」と読み替えます。
- 就業不能給付金の支払事由が複数の原因の併発により生じている場合であっても、その併発している期間について、就業不能給付金は重複してお支払いできません。
- 特定精神障害給付金の支払事由が複数の原因の併発により生じている場合であっても、その併発している期間について、特定精神障害給付金は重複してお支払いできません。
- 就業不能給付金の支払事由が生じた場合でも、その支払基準日の属する月と同月内に特定精神障害給付金の支払事由が生じているとき(特定精神障害給付金が支払われる場合に限り、)には、就業不能給付金をお支払いできません。また、就業不能給付金の支払事由が生じたにもかかわらず就業不能給付金が支払われない場合、その支払事由の発生は、就業不能給付金の支払われる回数に算入しません。
- 保険契約者と当社の協議に基づき、被保険者が所定の就業不能状態に該当後、その状態が継続している間に次の①から③の事由のうちいずれかが発生した場合、それらの事由の発生以後に継続している所定の就業不能状態は、この保険契約(または特約)が有効中の所定の就業不能状態とみなす場合があります。

- ①この保険契約(または特約)の保険期間が満了し、保険契約(または特約)が更新されないとき
- ②この保険契約(または特約)が解約されたとき
- ③その被保険者が加入資格を欠き、この保険契約から脱退したとき

※なお、特定精神障害給付金については、所定の就業不能状態を「特定就業不能状態」と読み替えます。

### ■給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金をお支払いできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
就業不能給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>①契約者の故意または重大な過失</li> <li>②その被保険者の故意または重大な過失</li> <li>③その被保険者の犯罪行為</li> <li>④その被保険者の精神障害(注1)</li> <li>⑤その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故</li> <li>⑥その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故</li> <li>⑦その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故</li> <li>⑧その被保険者の薬物依存(注2)</li> <li>⑨その被保険者の妊娠、出産(注3)</li> <li>⑩頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)</li> <li>⑪地震、噴火または津波(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> <li>⑫戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ul>
特定精神障害給付金(注4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①契約者の故意または重大な過失</li> <li>②その被保険者の故意または重大な過失</li> <li>③その被保険者の犯罪行為</li> <li>④地震、噴火または津波(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> <li>⑤戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ul>

(注1)精神障害

「精神障害」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち次のものをいいます。(\*1)

分類項目	分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F00-F09(ただし、F00、F01、F02およびF03を除く)
精神作用物質使用による精神及び行動の障害(*2)	F10-F19
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F20-F29
気分[感情]障害	F30-F39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F40-F48
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F50-F59(F54を除く)
成人の人格及び行動の障害	F60-F69
知的障害<精神遅滞>	F70-F79
心理的発達の障害	F80-F89
小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	F90-F98
詳細不明の精神障害	F99

(\*1)分類コードF00(アルツハイマー病の認知症)、F01(血管性認知症)、F02(他に分類されるその他の疾患(パーキンソン病等)の認知症)、F03(詳細不明の認知症)およびF54(他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因)に規定される内容は、免責事由に該当しません。

(\*2)薬物依存に該当するものを除きます。

(注2)薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち分類コードF11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

(注3)妊娠、出産

「妊娠、出産」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10(2013年版)準拠」に記載された分類のうち分類コードO00からO99までに規定される内容によるものとします。

(注4)下表の分類コードに該当するものは、特定精神障害には含まれず、特定精神障害給付金の支払対象とはなりません。

分類項目	分類コード
アルツハイマー病の認知症	F00
血管性認知症	F01
他に分類されるその他の疾患(パーキンソン病等)の認知症	F02
詳細不明の認知症	F03
他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因	F54
性機能不全、器質性障害又は疾病によらないもの	F52
依存を生じない物質の乱用	F55
会話及び言語の特異的発達障害	F80
学習能力の特異的発達障害	F81
運動機能の特異的発達障害	F82
混合性特異的発達障害	F83
小児<児童>期に特異的に発症する情緒障害	F93
小児<児童>期及び青年期に特異的に発症する社会的機能の障害	F94
小児<児童>期及び青年期に通常発症するその他の行動及び情緒の障害	F98

### ■約款規定について

給付金のお支払いに関する約款規定については団体または引受保険会社までお問い合わせください。

### フルケア入院プラン<オプションWIDE(損害保険)>

◎この医療保険契約には下記の特約がセットされています。

三大疾病入院特約、三大疾病手術特約、糖尿病・高血圧入院特約、糖尿病・高血圧手術特約、腎臓病・肝臓病入院特約、腎臓病・肝臓病手術特約、女性疾病入院特約、女性疾病手術特約、介護特約、親介護特約、疾病手術特約、傷害手術特約

### ■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
三大疾病入院保険金	三大疾病の治療を目的として入院したとき	入院保険金日額×入院日数(日数制限なし)
糖尿病・高血圧入院保険金	糖尿病・高血圧性疾患の治療を目的として入院したとき	入院保険金日額×入院日数 *1回の入院に対し365日、通算700日が限度
腎臓病・肝臓病入院保険金	腎臓病・肝臓病の治療を目的として入院したとき	
女性疾病入院保険金	女性疾病の治療を目的として入院したとき	手術の種類に応じて、手術基準日額の10倍、20倍、40倍 *手術保険金のお支払回数に限度はありません。ただし、お支払い回数を施術開始日から60日間の間に1回に制限している手術の種類があります。手術の種類の詳細については、当社約款に掲載しています。
疾病手術保険金	疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
三大疾病手術保険金	三大疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
糖尿病・高血圧手術保険金	糖尿病・高血圧性疾患の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
腎臓病・肝臓病手術保険金	腎臓病・肝臓病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	女性疾病手術保険金
女性疾病手術保険金	女性疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき 女性が特定障害の治療を直接の目的として所定の形成術等を受けたとき	
傷害手術保険金	傷害の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	介護保険金額 *1回を限度とします。
介護保険金	被保険者が次のいずれかの状態に該当した場合 ①公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合 ②保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合	
親介護保険金	被保険者の親が次のいずれかの状態に該当した場合 ①公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合 ②保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合	親介護保険金額 *1回を限度とします。

●入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いは、保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金のお支払事由に該当したときに限ります。また、保険期間満了後の入院・手術等はお支払いの対象となりません。

●保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院・手術等はお支払いの対象となりません(注)。ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院・手術等につきましては保険金をお支払いいたします。

注)したがって、保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。

●お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。

- ①保険金支払事由の原因が発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
- ②保険金支払事由が新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額

●被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があるときは継続した1回の入院とみなします。

●被保険者が入院保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

●被保険者が、所定の手術を受けた場合に、手術保険金をお支払いします。支払対象となる手術は、医師の医療行為(手術)によって身体を切開したり、切除を行った際の身体への侵襲度合いや手術自体の難易度等を考慮し決定しておりますので、一部支払対象とならない手術があります。

【支払対象とならない手術例：骨折時に埋め込んだ金具を抜く手術(抜釘(ばってい)術)、単なる皮膚の縫合術、皮膚切開術、口蓋扁桃手術、抜歯手術(前歯・臼歯・埋伏歯)等】

●同一の特約について、同時に2種類以上の手術を受けた場合には、もっとも倍率の高いいずれか1種類の手術に対して手術保険金をお支払いします。

●保険金受取人は被保険者本人になります。

●介護保険金・親介護保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払込みいただけます。

●保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

●お支払対象となる疾病・傷害、三大疾病、糖尿病・高血圧性疾患、腎臓病・肝臓病、女性疾病、手術および倍率、要介護状態等の詳細については、引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

●三大疾病入院保険金および三大疾病手術保険金における三大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)には、次のような事例があります。

悪性新生物・ 上皮内新生物 (がん・上皮内がん)	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物
	2. 消化器の悪性新生物	12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物
	3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物
	4. 骨および関節軟骨の悪性新生物	14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物
	5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	15. 独立した(原発性)多部位の悪性新生物
	6. 中皮および軟部組織の悪性新生物	16. 上皮内新生物
	7. 乳房の悪性新生物	17. 真正赤血球増加症<多血症>、骨髓異形成症候群、慢性骨髓増殖性疾患、本態性(出血性)血小板血症
	8. 女性生殖器の悪性新生物	18. ランゲルハンス細胞組織球症
	9. 男性生殖器の悪性新生物	
	10. 腎尿路の悪性新生物	
急性心筋梗塞	19. 急性心筋梗塞	21. 急性心筋梗塞の続発合併症
	20. 再発性心筋梗塞	
脳卒中	22. くも膜下出血	25. くも膜下出血の続発・後遺症
	23. 脳内出血	26. 脳内出血の続発・後遺症
	24. 脳梗塞	27. 脳梗塞の続発・後遺症

※対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする続発症、合併症、後遺症を含みます。

●糖尿病・高血圧入院保険金および糖尿病・高血圧手術保険金における糖尿病・高血圧性疾患の範囲は次のとおりです。

糖尿病	1. 糖尿病
高血圧性疾患	2. 高血圧性疾患

●腎臓病・肝臓病入院保険金および腎臓病・肝臓病手術保険金における腎臓病・肝臓病の範囲は次のとおりです。

腎臓病	1. 糸球体疾患	4. 尿路結石症
	2. 腎尿細管間質性疾患	5. 腎および尿管のその他の障害
	3. 腎不全	
肝臓病	6. ウイルス肝炎	
	7. 肝疾患	

●女性疾病入院保険金および女性疾病手術保険金における女性疾病の範囲は次のとおりです。

悪性新生物	1. 乳房の悪性新生物	
	2. 女性生殖器の悪性新生物※上皮内がんは含みません	
乳房および 女性生殖器の疾患	3. 乳房の障害	5. 女性生殖器の非炎症性障害
	4. 女性骨盤臓器の炎症性疾患	6. 女性生殖器の先天奇形
妊娠、分娩および 産褥の合併症	7. 流産に終わった妊娠	11. 分娩の合併症
	8. 妊娠、分娩および産褥における浮腫、蛋白尿および高血圧性障害	12. 分娩(自然頭位分娩、自然分娩、単胎自然分娩は除く)及び高血圧性障害
	9. 主として妊娠に関連するその他の母体障害	13. 主として産褥に関連する合併症
	10. 胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	14. その他の産科的病態、他に分類されないもの
乳房または女性生殖器の 良性新生物、性状不詳 または不明の新生物	15. 乳房の良性新生物	19. その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物
	16. 子宮平滑筋腫	20. 女性生殖器の性状不詳または不明の新生物
	17. 子宮のその他の良性新生物	21. 乳房の性状不詳または不明の新生物
	18. 卵巣の良性新生物	

●女性疾病手術保険金における特定障害の治療を直接の目的とする形成術等は次のとおりです。

癬痕(はんこん)の原因と なった傷害または疾病	1. 癬痕(はんこん)に対する植皮術
	2. 癬痕(はんこん)形成術(非観血手術を除く)
足指の後天性変形	3. 足指の後天性変形に対する形成術(非観血手術を除く)
乳房切除の原因と なった傷害または疾病	4. 乳房切除術(生検を除く)

●介護保険金および親介護保険金における所定の要介護状態は次のとおりです。

- ①公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合
- ②保険期間中に以下の状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合

寝たきりにより 介護が必要な状態	終日就床(介護なしでは終日ベッド周辺での生活に限定される状態をいいます。)しており、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。 イ. 歩行の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること ロ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ)食事 (ロ)排せつ (ハ)入浴 (ニ)衣類の着脱
認知症により 介護が必要な状態	認知症(正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。)であり、かつ、認知症により次のいずれかに該当する状態をいいます。 イ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ)歩行 (ロ)食事 (ハ)排せつ (ニ)入浴 (ホ)衣類の着脱 ロ. 次に掲げる通常の日常生活を逸脱したいずれかの問題行動またはそれらと同程度の介護を必要とする問題行動があるために、常に他人の介護が必要であること (イ)徘徊をする、または迷子になる。 (ロ)過食、拒食または異食をする。 (ハ)所かまわず排せつをする、または弄便等の不潔行為をする。 (ニ)乱暴行為または破壊行為をする。 (ホ)興奮し騒ぎ立てる。 (ヘ)火の不始末をする。 (ト)物を盗む、またはむやみに物を集める。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
入院保険金 手術保険金 (三大疾病入院保険金、 三大疾病手術保険金を 除く)	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転をしている間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者の薬物依存(傷害手術保険金を除きます。) ⑧地震、噴火または津波 ⑨戦争その他の変乱 ただし、⑧⑨については、その程度によりお支払いする場合があります。 など
	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③被保険者が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ④被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。 など
親介護保険金	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の親の故意または重大な過失 ③被保険者の親の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④被保険者の親が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ⑤被保険者の親の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。 など ただし、②③④については、親介護保険金を支払わないのはその被保険者の親に生じた要介護状態に限りです。

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いができません。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできません。

## 三大生活習慣病サポート制度

### ■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。)</li> <li>●契約者の故意によるとき</li> <li>●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。)</li> <li>●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ul>
高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき</li> <li>●契約者の故意または重大な過失によるとき</li> <li>●被保険者の故意または重大な過失によるとき</li> <li>●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ul>

- 過去に当制度で特定疾病保険金等の支払いを受けられた場合は、告知確認で問題がない場合も、再加入することはできません。
- 告知確認で問題がない場合も、過去に悪性新生物と診断確定されている場合は、加入日以後、悪性新生物と診断確定された場合も保険金のお支払対象とはなりません。

## ロングサポート保障制度

### ■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金額
高度障害保険金	被保険者が保険期間中に、加入日以後に発生した傷害または疾病により所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金額

### ■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。)</li> <li>●契約者の故意によるとき</li> <li>●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。)</li> <li>●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ul>
高度障害保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき</li> <li>●契約者の故意または重大な過失によるとき</li> <li>●被保険者の故意または重大な過失によるとき</li> <li>●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)</li> </ul>

- 疾病の発生には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。

## 長期療養収入補償制度

### ■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合
所得補償保険金	保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業障害が、免責期間を超えて継続したとき <sup>(注)</sup>

(注) 免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。

#### 【補償対象期間について】

加入日(継続加入の場合は更新日)現在の年齢	補償対象期間開始	補償対象期間終了
満54歳以下の方	免責期間終了後(366日目)	満65歳に達した日 <sup>*</sup>
満55歳以上の方		3年を限度 <sup>*</sup>

※ただし、所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。

- 一度就業障害が終了した後、6カ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。

#### 【就業障害の定義について】

就業障害とは、下記の状態をいいます。

1. 身体障害による休職開始時から免責期間終了までは、次のいずれかの事由により、いかなる業務にも全く従事できない場合
  - (イ)その身体障害の治療のため、入院していること
  - (ロ)イ)以外の場合で、その身体障害につき医師の治療を受けつつ、在宅療養している場合
  - (ハ)イ)ロ)以外の場合で、その身体障害により、いかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること
2. 免責期間終了後からは、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または、一部従事することができず、かつ、所得喪失率が20%を超える場合

#### 【お支払いする保険金の額について】

補償対象期間中の就業障害である期間1カ月について、「保険金月額」×「所得喪失率」をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業障害開始日の属する月の直前12カ月の平均月間所得<sup>(注)</sup>を超える場合は、「平均月間所得」×「所得喪失率」のお支払いとなります\*。

(注)所得とは、加入申込書等に記載の職業・職務に従事することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。

また、補償対象期間中の就業障害である期間に1カ月未満の端日数が生じた場合は、1カ月=30日とした日割計算でお支払いします。

なお、所得喪失率は、

$$1 - \frac{\text{免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$

で算出されます。

病気やケガにより全く就業できない場合は有給、無給を問わず100%とします。

\*初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業障害の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後に就業障害になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。

- ①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が就業障害になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額

\*他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

#### 【保険金のお支払いに関する注意について】

- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。
- 保険期間開始時より前に被った身体障害による就業障害はお支払いの対象となりません<sup>(注)</sup>。  
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。  
(注)したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
- 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。
- 保険金のご請求には就業障害の確認のため、診断書と休業期間を証明する書類のご提出が必要となります。
- 保険金は身体の障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできません。
- 医師の指示がなく、本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで休職を続ける場合などは、通院の事実があったとしてもお支払いの対象にはなりません。
- 片頭痛・めまい等、検査しても客観的所見に乏しく、原因となる病気をはっきりと示せない状態が断片的に起き、継続的な就業障害状態とさえいえないときは、保険金をお支払いできないことがあります。
- 保険金受取人は被保険者本人になります。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

※注意されたください

## ■保険金・給付金のお支払いできない場合について

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき
  - ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
  - ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
  - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
  - ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
- 次のいずれかに該当する就業障害については保険金をお支払いできません。

項目	お支払いできない主な場合
所得補償保険金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害</li> <li>●自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害</li> <li>●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業障害</li> <li>●妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害</li> <li>●戦争、暴動(テロ行為を除く)などによって被った身体障害による就業障害</li> <li>●核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故により被った身体障害による就業障害</li> <li>●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業障害</li> <li>●自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害</li> <li>●精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害(一部お支払いの対象となるものがあります。詳細は下記をご確認ください。)</li> <li>●脱退後に開始した就業障害</li> </ul>
	など

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができないことがあります。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

精神障害補償特約がセットされているので、以下の精神障害(アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害を除きます。)を被保険者が被り、これを原因として生じた就業障害に対して、保険金をお支払いします。ただし、この特約による保険金の支払いは、補償対象期間にかかわらず、免責期間の終了日の翌日から起算して24か月を限度とします。

「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 I CD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の以下の分類番号に該当する精神障害 F00~F09、F20~F99 例) 統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害(躁うつ病)、強迫性障害(強迫神経症)、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害、認知症、知的障害、特異的発達障害、多動性障害など
---

## その他

### 補償の重複について

#### リビングガード・長期療養収入補償制度

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約(他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。(注)

(注)1 契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したとき等は、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

#### 【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

	今回ご加入いただく補償項目	補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
普通傷害保険	各種賠償責任補償特約・弁護士費用補償特約	各種賠償責任補償特約・弁護士費用補償特約
	携行品損害補償特約	携行品損害補償特約
	住宅内生活用財産補償特約	住宅内生活用財産補償特約 家財を対象とした火災保険
	団体長期障害所得補償保険	所得補償保険 団体長期障害所得補償保険

### リビング・ニーズ特約と被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について

#### 三大生活習慣病サポート制度・ロングサポート保障制度

リビング・ニーズ特約とは、被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いする特約です。

#### 医療費支援プラン・就業不能サポート

- 給付金受取人が被保険者の場合で、被保険者が給付金を請求できない特別な事情<sup>(注)</sup>があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって給付金を請求することができます。  
(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。
- 指定代理請求者は、給付金のご請求時において、次の1~5のうちのいずれかの方となります。
  1. 被保険者の戸籍上の配偶者
  2. 被保険者の直系血族
  3. 被保険者の兄弟姉妹
  4. 被保険者の3親等内の親族
  5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、給付金受取人のために給付金を請求する適切な関係があると引受保険会社が認めた方に限ります。
    - A. 上記1~4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方
    - イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人を除く)
- お支払いした給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。
- 給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して給付金をご請求いただいてもお支払いできません。
- ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。
- 指定代理請求者に給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。
  - \* 給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者からのご請求はできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。
  - \* 給付金の支払い事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。
- 指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

#### 三大生活習慣病サポート制度・ロングサポート保障制度

- 代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金・給付金について、被保険者本人が請求できない特別な事情<sup>(注)</sup>がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金・給付金を請求することができます。  
(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金・給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。
- 指定代理請求者は、保険金・給付金のご請求時において、次の1~5のうちのいずれかの方となります。
  1. 被保険者の戸籍上の配偶者
  2. 被保険者の直系血族
  3. 被保険者の兄弟姉妹
  4. 被保険者の3親等内の親族
  5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金・給付金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限ります。
    - A. 上記1~4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方
    - イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)
- \* 保険金・給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。
- \* 保険金・給付金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金・給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。
- 死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。
- お支払いした保険金・給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。
- 保険金・給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金・給付金をご請求いただいてもお支払いできません。
- ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。
- 指定代理請求者に保険金・給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金・給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。
- 指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。
- 指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

## 傷害給付・リビングガード・フルケア入院プラン＜オプションWIDE（損害保険）＞・長期療養収入補償制度

ご加入者（被保険者）に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。

- ①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者に限ります。）
- ②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者（法律上の配偶者に限ります。）または上記②以外の3親等内の親族

※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

## 保険金・給付金のご請求について

### フルケア入院プラン＜医療保障保険（生命保険）＞・医療費支援プラン・就業不能サポート・三大生活習慣病サポート制度・ロングサポート保障制度

保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

## 傷害給付・リビングガード・フルケア入院プラン＜オプションWIDE（損害保険）＞・長期療養収入補償制度

保険金のお支払い事由が発生したときは、保険金のお支払い事由の発生の日(注)からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。

正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

(注)下線部分について

【傷害給付・リビングガード】の場合は「事故が発生したときは、事故の発生の日」

【長期療養収入補償制度】の場合は「就業障害が開始したときは、就業障害の開始の日」となります。

## 社員権について

相互会社においては、契約者が「社員（構成員）」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者（被保険者）や、剰余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

## 告知の大切さに関するご案内について

### フルケア入院プラン＜オプションWIDE（損害保険）＞・長期療養収入補償制度

告知の大切さについて、ご確認ください。

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入（増額）時には重要な事項を正しく申し出いただく義務（告知義務）があります。
- ご加入（増額）の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。
- 現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時\*からその日を含めて1年以内であれば、ご契約（増額部分）が解除されることがあります。また、保険期間開始時\*から1年を経過していても、保険期間開始時\*からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約（増額部分）が解除されることがあります（解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります）。  
※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取り扱います。
- ご契約（増額部分）が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。
- ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認ください。場合によっては、
- 現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をするを前提に、ご加入（増額）のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。
- 新たなご加入（増額）の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。特に親介護特約については、対象となる方の現在の健康状態等について必ずご確認ください。
- 告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口(0120-661-320、受付時間：平日（土曜・日曜・祝日・年末・年始を除く）9：00～17：00）までご連絡ください。

## 約款規定について

### 三大生活習慣病サポート制度・ロングサポート保障制度

約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性あります。

## 傷害給付・リビングガード・フルケア入院プラン＜オプションWIDE（損害保険）＞・長期療養収入補償制度

保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/)に掲載しています。

## 保険契約の解除について

### 傷害給付・リビングガード・フルケア入院プラン＜オプションWIDE（損害保険）＞・長期療養収入補償制度

【重大事由による解除について】

保険金を取得する目的で事故や就業障害、保険金支払事由を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者（保険の対象となる方）に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

【被保険者による保険契約の解除請求について】

被保険者となることについて同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、団体窓口にご連絡ください。

## ご照会・ご相談窓口について

### フルケア入院プラン＜医療保障保険（生命保険）＞・医療費支援プラン・就業不能サポート・三大生活習慣病サポート制度・ロングサポート保障制度

【ご照会・ご相談窓口】

- 加入手続き等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口、または明治安田生命保険相互会社にお問い合わせください。
- この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス「https://www.seiho.or.jp/」）
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## 傷害給付・リビングガード・フルケア入院プラン＜オプションWIDE（損害保険）＞・長期療養収入補償制度

【制度内容等に関するご照会・ご相談窓口】

制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の企業・団体窓口にお問い合わせください。

【引受損害保険会社の苦情・相談窓口】

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社 お客さま相談室

0120-255-400（フリーダイヤル（無料））

受付時間：午前9時～午後5時（土、日、祝日および年末年始を除きます。）

【一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】＜保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡（指定紛争解決機関）＞

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

03-4332-5241（全国共通）

受付時間：午前9時15分～午後5時（土、日、祝日および年末年始を除きます。）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(https://www.sonpo.or.jp/)

## 保護機構について

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「https://www.seihohogo.jp/」をご覧ください。

#### 【傷害給付・リビングガード】

●引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、破綻保険会社の支払停止から3カ月間が経過するまでに発生した保険事故による保険金は100%、それ以外の保険金、返れい金等は、原則として80%まで補償されます。

#### 【フルケア入院プラン＜オプションWIDE（損害保険）＞・長期療養収入補償制度】

●引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

## 「医療保障保険契約内容登録制度」について ～あなたのご契約内容が登録されます～

### フルケア入院プラン＜医療保障保険（生命保険）＞・医療費支援プラン

当社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、無配当団体医療保険または医療保障保険（団体型・個人型）契約（以下「医療保障保険契約」といいます。）のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の医療保障保険契約に関する登録事項については、当社[明治安田生命保険相互会社]が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社コミュニケーションセンター（電話 0120-662-332）にお問い合わせください。

【登録事項】 (1)被保険者の氏名、生年月日および性別 (2)保険契約の種類（無配当団体医療保険、医療保障保険（団体型・個人型））

(3)治療給付率 (4)入院給付金日額または基準給付金額

(5)保険契約の種類が無配当団体医療保険または医療保障保険（団体型）の場合、契約者名

(6)保険契約の種類が医療保障保険（個人型）の場合、契約者の住所（市・区・郡までとします。） (7)契約日

※その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

## 取扱代理店

### 傷害給付・リビングガード・フルケア入院プラン＜オプションWIDE（損害保険）＞・長期療養収入補償制度

島根県学校生活協同組合

電話番号：0852-21-3786

明治安田生命保険相互会社

電話番号：082-247-6987



# Web請求のご案内

Web請求のご利用には、「みんなのMYポータル」への登録が必要です

## 1. ご利用対象

Web請求のご利用対象は、下表の保険商品で、従業員・所属員本人が受取人となる給付金(保険金)のご請求です。(下図の「○」に該当の方)

保険商品	ご加入者		
	本人	配偶者	子ども
医療費支援プラン	○	○	○
フルケア入院プラン 医療保障保険(生命保険)	○	○	○

※ご加入商品が不明な場合は、「みんなのMYポータル」のご加入内容一覧や「ご加入内容のお知らせ」をご確認いただくか、企業・団体窓口にお問い合わせください

## 2. 手続き可能な給付金(保険金)

Web請求いただけるのは、以下の給付金(保険金)です。

- 入院に対する給付金(保険金)     手術や放射線治療などに対する給付金(保険金)

ただし、次のいずれかに該当する場合はWeb請求できません。該当する場合は、企業・団体窓口にて所定請求書類をご依頼いただき、書面でお手続きください。

- 高度障害保険金、特定疾病保険金、集中治療給付金や先進医療給付金等を同時にご請求の場合
- 従業員・所属員本人以外が受取人になる給付金(保険金)を同時にご請求の場合
- 入院日や手術日が3年以上前の日付のご請求の場合

## ■お手続きをはじめる前に■

Web請求のご利用には、「みんなのMYポータル」への登録が必要です

～未登録の方は新規登録してください～

(はがきシーラー) (表面) (中面)

スマートフォン・タブレットまたはPC

+

新規登録の詳細は動画をご確認ください(約2分)

<https://www.meijiyasuda-minmytetuduki-kanyusyawn.jp/001/>

※<はがきシーラー>がお手元がない場合は、企業・団体窓口にお問い合わせください

- (1) 領収書
- (2) 診療明細書
- (3) 入院診療計画書
- (4) 手術同意書

- \* 1: 書類が20枚を超える場合はWeb請求できませんので書面でお手続きください
- \* 2: ファイル形式(拡張子)は「.jpg」「.jpeg」「.png」「.gif」、ファイルサイズは1ファイルあたり8MBまでとなります  
※iPhone7以降等をご利用の場合、「カメラ」の設定画面から「フォーマット」を「互換性優先」に変更してください

必要書類をご用意いただき、スマートフォンやタブレットのカメラ機能を利用して撮影してください。

# 『Web事故連絡・保険金請求システム』のご案内

事故連絡・保険金請求はWebからも手続きできます！

スマートフォンやパソコンにて手続きが可能となり、利便性・安全性・迅速性が向上  
入力はいつでも・どこでも対応可能ですので、ご利用をおすすめします。

## 1. Web事故連絡

Web事故連絡システムのご利用対象は、下表の制度となります。

利用対象制度	
傷害給付	・ケガの入院、通院、手術
リビングガード	・ケガの入院、通院、手術 ・携行品損害、賠償責任等

Web事故連絡のアクセス先:

URLまたは二次元コードからアクセスしてください

[https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/apl/form/jikouketuke/accident\\_top.php](https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/apl/form/jikouketuke/accident_top.php)



## 2. Web保険金請求

Web保険金請求は、以下条件に該当する場合に限りご利用が可能です。

利用対象制度	
傷害給付	ケガの通院
ご利用条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ケガをされたご本人(未成年は親権者)のお手続きであること</li> <li>②「ケガ」の通院保険金のみのご請求であること</li> <li>③治療が終了しており、かつ通院日数の合計が10日以内であること</li> <li>④後遺障害の残存見込みがないこと</li> <li>⑤保険金を受け取る口座がケガをされたご本人の名義であること</li> </ul> <p>※詳細につきましては、Webサイトにてご確認ください。</p>

Web保険金請求のアクセス先:

URLまたは二次元コードからアクセスしてください

[https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/apl/form/seikyu/accident\\_top.php](https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/apl/form/seikyu/accident_top.php)



## 3. 操作の手順

Web事故連絡の画面

Web保険金請求の画面

以降の入力は案内に沿ってご入力ください。  
お客さま情報入力画面でEメールアドレスを入力した場合は  
受付完了メール(自動送信)をお送りいたします。

※21:00以降に事故連絡を実施した場合、受付メールは翌朝以降に送信されます  
※入力後の内容訂正や送付先変更等のご連絡は、【事故報告完了メールに記載の連絡先】までお申し出ください

## 個人情報に関するご注意

### 契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社(共同取扱会社、取扱代理店を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社および取扱代理店に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(明治安田生命保険相互会社：<https://www.meijiyasuda.co.jp/> 明治安田損害保険株式会社：<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。

### ー死亡保険金(給付金)受取人および指定代理請求者の指定に際しご注意くださいー

指定された死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

## お申込み方法

[グループ保険・傷害給付・リビングガード・フルケア入院プラン<医療保障保険(生命保険)>・医療費支援プラン・就業不能サポート・フルケア入院プラン<オプションWIDE(損害保険)>・三大生活習慣病サポート制度・長期療養収入補償制度]

所定の申込書に必要な事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

### 【ロングサポート保障制度】

所定の申込書に必要な事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。

## 加入手続き等に関するお問い合わせ先

島根県学校生活協同組合 業務課

**0852-21-3786**

〒690-0886 島根県松江市母衣町5番地2 島根県教育会館1階

明治安田生命保険相互会社 中国・四国公法人部法人営業部

**082-247-6987**

〒730-0035 広島県広島市中区本通6-11 明治安田生命広島本通ビル9階